事　務　連　絡
令和３年２月９日

各局等　工事主管課長　殿

財務局　建築保全部　技術管理課長

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年２月２日）に伴う工事及び業務の対応について」について（参考送付）

「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和３年１月８日付２財建技第250号）を通知し対応をお願いしているところですが、国土交通省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年２月２日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年２月８日付事務連絡）の通知がありましたので、ご参考にお知らせします。

記

１　添付書類
　〇令和３年２月８日付事務連絡
　　「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年２月２日）に伴う工事及び業務の対応について」

担　当
　財務局　建築保全部　技術管理課　建築技術担当（内 27-641）
　　土木技術担当（内 27-646）

添付資料

事　務　連　絡
令和３年２月８日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年２月２日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和３年１月１３日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年１月１３日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和３年２月２日に、令和３年２月８日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間についても令和３年３月７日まで延長されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和３年１月１３日）に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、令和３年１月２８日に、令和２年度第３次補正予算が成立したことを踏まえ、別添１、２のとおり、建設業者及び建設関連業者向けの支援策一覧並びに各支援策の概要をまとめ、建設業者団体及び建設関連業団体宛てに周知しておりますので、参考にお知らせいたします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添３のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

【別添１】

事　務　連　絡
令和３年２月８日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局　建　設　業　課　長
建設市場整備課長

令和２年度第３次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月 14 日（令和２年 12 月 24 日改訂版））」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしてきたところです。

引き続き、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する等の観点から、令和２年度第１次補正予算及び第２次補正予算を強化するため、財政支出約４０兆円、事業規模約７４兆円の令和２年度第３次補正予算が令和３年１月２８日に成立いたしました。

昨年６月１９日に、令和２年度第２次補正予算に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を送付したところですが、今般の令和２年度第３次補正予算の成立を踏まえ、建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙のとおりまとめております。例えば、雇用調整助成金については、現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続させるほか、生産性革命推進事業などの設備投資や教育訓練を行う事業者向けの補助金・助成金制度が拡充されることになっております。

貴職におかれましては、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

以上

【新型コロナウイルス対策】建設業関係　支援策①（三次補正後）

別紙

国土交通省

資金繰り関係

建設業向け金融事業　[別添①、②]

〇地域建設業経営強化融資制度
・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。
また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。
〇下請債権保全支援事業
・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、**早期に資金化**することが可能となります。
・また、不渡り猶予を受けた手形債権も損失補償助成の対象となります。
＜金融支援事業について＞https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html

支援内容一覧 [別添③]

※一部、支援内容の変更や3次補正で拡充・期限延長などの措置が講じられております。

セーフティーネット保証４号・５号の対象拡大 [別添④]

・売上高が前年同月比▲20%以上（4号）、▲5%以上（5号）減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証（※）を受けることができます。
（※）一般保証とは別枠（2.8億円）で、4号100%、5号80%保証
4号保証【地域指定】・・・3/23より47都道府県が指定
5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用　[別添⑤]

・セーフティネット保証とはさらに別枠（2.8億円）で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資　[別添⑥]

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。
＜対象要件＞セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、**保証料補助と利子補給**を実施。

セーフティーネット貸付の要件緩和　[別添⑦]

・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資　[別添⑧～⑪]

〇日本政策金融公庫及び沖縄公庫による**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。
〇商工中金による危機対応融資
・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。
〇マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）
・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。
〇特別利子補給制度
・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、**利子補給**を実施。

日本公庫等の既往債務の借換　[別添⑫]

・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等　[別添⑬]

・（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置　[別添⑭]

・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

ＤＢＪ・商工中金による危機対応融資　[別添⑮]

・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業　[別添⑯]

・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例　[別添⑰]

■給付対象者　：一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象
■貸付上限　　：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内（その他、10万円以内）
■償還期限：2年以内　　■貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】建設業関係　支援策②（三次補正後）

国土交通省

助成金・給付金関係（雇用対策・売上減少等支援）

雇用調整助成金　（緊急雇用安定助成金）［別添⑱-1］（詳細は［別添⑱-2］）

※現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続されることになりました。

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に**休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持**を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

■助成内容・対象

➢休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）

➢解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）

※上限額は1人1日当たり15,000円

➢教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ

※中小企業2,400円　、大企業1,800円

➢雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象　　など

■受給要件

➢支給限度日数は通常1年間に100日であるが、別枠で利用が可能

➢生産指標の要件を緩和

➢事業所設置後1年未満も対象　　など

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

＜雇用調整助成金について＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

小学校休業等対応助成金　［別添⑲］

※支給対象となる期間が令和3年3月末まで延長されております。

・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、

①**労働者（保護者）**に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた**事業主**に助成

②委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額

①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額　× 10／10

※支給上限は**1日あたり8,330円**（令和2年4月1日以降取得の休暇分は**15,000円**）

②【個人向け】

就業できなかった日について、**1日あたり4,100円定額**

※令和2年4月1日以降の日については、**1日あたり7,500円定額**

■給付対象者

①【事業主向け】子ども（※）の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主

②【個人向け】子ども（※）の世話を行う必要となった保護者で、一定の要件（個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている）を満たす方

（※）A：臨時休業等した小学校等に通う子ども

B：感染などにより休む必要がある子ども

＜小学校休業等対応助成金について＞https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf

産業雇用安定助成金　［別添⑳］　新規

・**事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持**するため、**労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、助成**。

■助成内容等

・出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

・**雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提**。

・上記のほかにも要件あり

■助成率・助成額

①出向運営経費（賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費）

	中小企業	中小企業以外
出向元の労働者の解雇：無し	9/10	3/4
出向元の労働者の解雇：有り	4/5	2/3
上限額	1万2千円／日	

②出向初期経費（就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元で予め行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当（定額）	

（※）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額が加算。

＜産業雇用安定助成金について＞https://www.mhlw.go.jp/stf/sankokin0122_00003.html

【新型コロナウイルス対策】建設業関係　支援策③（三次補正後）

国土交通省

持続化給付金　[別添㉑]

※申請期限に間に合わない事情がある方については、書類の提出期限をR3/1/31～R3/2/15まで期限延長（1/31までに書類の提出期限延長の申込が必要）

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

■給付額

・**法人は200万円、個人事業者等は100万円**　（昨年１年間の売上からの減少分を上限）

■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が全年同月比で50%以上減少**

＜計算方法＞
前年の総売上（事業収入）ー（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

・事業収入等（※）を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

・（※）個人事業主は、主たる収入を「事業収入」で確定申告した人が支給対象であったが、「雑所得」や「給与所得」で申告した人も対象。

・2020年1月～3月の間に操業した事業者も対象に追加。

＜持続化給付金について＞https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金　[別添㉒]

拡充

※今般、シフト制の方や短時間休業なども対象に追加されました。
※大企業への対象拡大などの制度拡充等については、今後の動向を注視ください。

・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方**に対して、**当該労働者の申請により**、支給。

■給付対象者

R2/10/1～R3/2/28までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

■支援金額の算定方法

①1日当たり支給額（11,000円が上限）　×　②休業実績

※①②の算定方法は以下の通り

①：休業前の1日当たり平均賃金額　×　80%

②：各月の日数（30日又は31日）ー　就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

＜休業支援金・給付金について＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

家賃支援給付金　[別添㉓]

※新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、R3/2/15まで申請期限を延長

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減**することを目的として、**テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給**。

■給付対象者

・**テナント事業者**のうち、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等**であって、**5～12月**において以下のいずれかに該当する者

①いずれか**1か月**の売上高が前年同月比で**50%以上**減少

②連続する**3か月**の売上高が前年同期比で**30%以上**減少

■給付額・給付率

・申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。

→**法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円**

＜家賃支援給付金について＞https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html

事業再構築補助金　[別添㉔]

新規

※3月に公募開始予定ですが、今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

・新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、**以下の要件をすべて満たす**企業・団体等の新たな挑戦を支援。

■給付対象者

・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等

※付加価値額の目標達成が必要

■補助対象経費

・建物費、設備費、システム購入費、外注費、研修費等（人件費・旅費除く）

■給付額・給付率

	通常枠	卒業枠	グローバルV字回復枠
中小	100～6,000万円・2/3	6,000万円超～1億円・2/3	ー
中堅	100～8,000万円・1/2 （4,000万円超は1/3）	ー	8,000万円超～1億円・1/2

＜事業再構築補助金について＞https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

【新型コロナウイルス対策】建設業関係　支援策④（三次補正後）

国土交通省

その他（事業再開・設備投資・教育訓練等）支援関係

中小企業生産性革命推進事業　[別添㉕]　改編

※詳細については、今後発表される情報をご確認ください。

・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、**中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現**させることが必要。
・そのため、**現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援**するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠に改編。
※これまでの特別枠はR2/12で募集終了

補助上限・補助率	通常枠	新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）
ものづくり補助金（設備導入、システム構築	1,000万円・1/2（小規模2/3）	1,000万円・2/3
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

＜中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト＞https://seisansei.smrj.go.jp/

中小企業強靭化対策事業　[別添㉖]　拡充

・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。
➢新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援
➢認定を受けた事業者は、**税制優遇や金融支援などを受けることが可能**
・**本特例の適用対象設備を追加した上で、**適用期限を2年間延長予定（2023年3月末まで）。**※改正法律案の成立が条件**
＜事業継続力強化計画について＞https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

働き方改革推進支援助成金　[別添㉗]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

業務改善助成金　[別添㉘]　拡充

・企業の生産性向上に資する設備投資などで業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費を助成。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

人材開発支援助成金　[別添㉙]　拡充

・職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。
➢業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象（拡充）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

トライアル雇用助成金　[別添㉚]　拡充

・離職期間3カ月以上で同業経験のない人を雇った企業には、試用期間（最大3カ月）の賃金を最大月4万円助成。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

税制関係

中小企業経営強化税制の特例　[別添㉛]　拡充

・経営力向上計画に基づき、設備投資を行うことで、**即時償却または7%の税額控除の適用を受けることが可能。**
・**本特例の**適用期限を2年間延長予定（2023年3月末まで）。
※改正法律案の成立が条件
＜経営力向上計画について＞https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

中小企業投資促進税制の特例　[別添㉜]

・中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）※のいずれかの適用を認める措置。
・**本特例の**適用期限を2年間延長予定（2023年3月末まで）。
※改正法律案の成立が条件

少額減価償却資産の特例　[別添㉝]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能。

【新型コロナウイルス対策】建設業関係　支援策⑤（三次補正後）

国土交通省

その他（税制）支援関係

固定資産税等の軽減　[別添㉞]

1. 固定資産税・都市計画税の減免
・中小企業・小規模事業者（個人事業者含む）の**保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）の**固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2**とします。
※2020年の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合あり
※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長
・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、**投資後3年間固定資産税が減免（※）**されます。
※通常、評価額の1.4%のところ、**投資後3年間、ゼロ～1／2軽減**
・**本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加**するとともに、適用期限を2年間延長（ 2023年3月末まで）。
＜先端設備等導入計画について＞https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

3. 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置　新規
・土地に係る固定資産税について、**現行の負担調整措置等を3年間延長**するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置予定** 。
※改正法律案の成立が条件

納税の猶予の特例【国税・地方税】　[別添㉟]

・2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで**納税が猶予**されます。
・**法人税や消費税、固定資産税など**、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付　[別添㊱]

・資本金1億円以下の中小企業は、**前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付**を受けることができます。
・本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。
・R2/2/1からR4/1/31までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用。

確定申告の期限延長　[別添㊲]　新規

・緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（R3/2/16～3/15）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、**申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律でR3/4/15まで延長**されます。

中小企業者等の法人税率の特例の延長　[別添㊳]

・**中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について**本則では19%のところ、更に**15%まで軽減**されます
・**本特例の**適用期限を2年間延長予定（ 2023年3月末まで） 。
※改正法律案の成立が条件

経営相談関係

※事前申し込みが必要な場合あります。詳細は、各資料を参照ください。

経営相談窓口の設置　[別添㊴]

・中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に**「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応**します。**【土日・祝日も対応】**

専門家による経営アドバイス　[別添㊵]

・**資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応**します。
①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応
②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます
③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします
④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始

【主な参考リンク集】
○経済産業省　コロナ支援策パンフレット
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

○内閣官房　コロナ各種支援集
https://corona.go.jp/action/

○厚生労働省　助成金関係
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

○国土交通省　金融支援事業
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000076.html

地域建設業経営強化融資制度

別添①　国土交通省

○　本制度は、元請建設企業が**公共工事等の発注者の承諾**を得たうえで、工事請負代金債権を譲渡し、融資を受ける仕組み。

○　債権を譲渡された事業協同組合、公共工事前払金保証会社の子会社等（融資事業者）は、当該債権を担保に、国費と民間出えん金で造成された「建設業安定化基金」の債務保証を受けて資金調達を行い、元請建設企業に対し**低利での融資が可能**。

○　元請建設企業への円滑な資金供給により、**工事途中段階における資金繰りの改善、経営基盤の強化**が図られるとともに、下請建設企業に対する適正な代金の支払いを促進し**下請建設企業の保護、連鎖倒産の防止**に寄与。

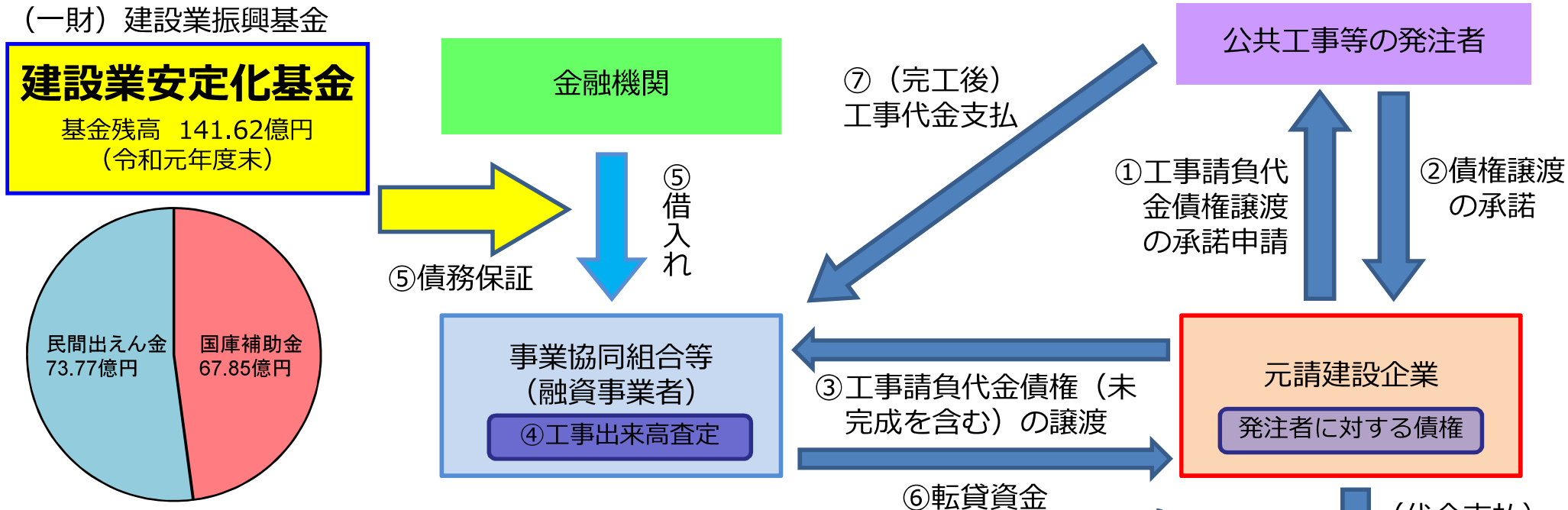

＜建設業安定化基金・債務保証実績＞

H24年度	2,970件・694億円	H25年度	2,978件・707億円	H26年度	3,341件・900億円
H27年度	2,372件・620億円	H28年度	1,562件・428億円	H29年度	1,506件・424億円
H30年度	1,515件・417億円	R01年度	1,394件・412億円		

下請債権保全支援事業 （平成22年3月～）

別添②

国土交通省

○　建設業の重層下請構造において、下請建設企業・資材業者が元請建設企業に対して有する下請代金等債権を保全することにより、下請建設企業等の経営・雇用の安定、元請建設企業の資金繰り悪化等による連鎖倒産の防止を図ることが必要。

○　下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、元請からの債権回収が困難となった場合に、当該債権の支払いをファクタリング会社が保証する仕組みを構築。本基金により、

- 元請の倒産等により保証債務が履行された際に、ファクタリング会社に対し一定の範囲内で損失を補償。
- 下請建設企業等がファクタリング会社に支払う保証料が許容可能な水準に収まるよう、保証料を助成。

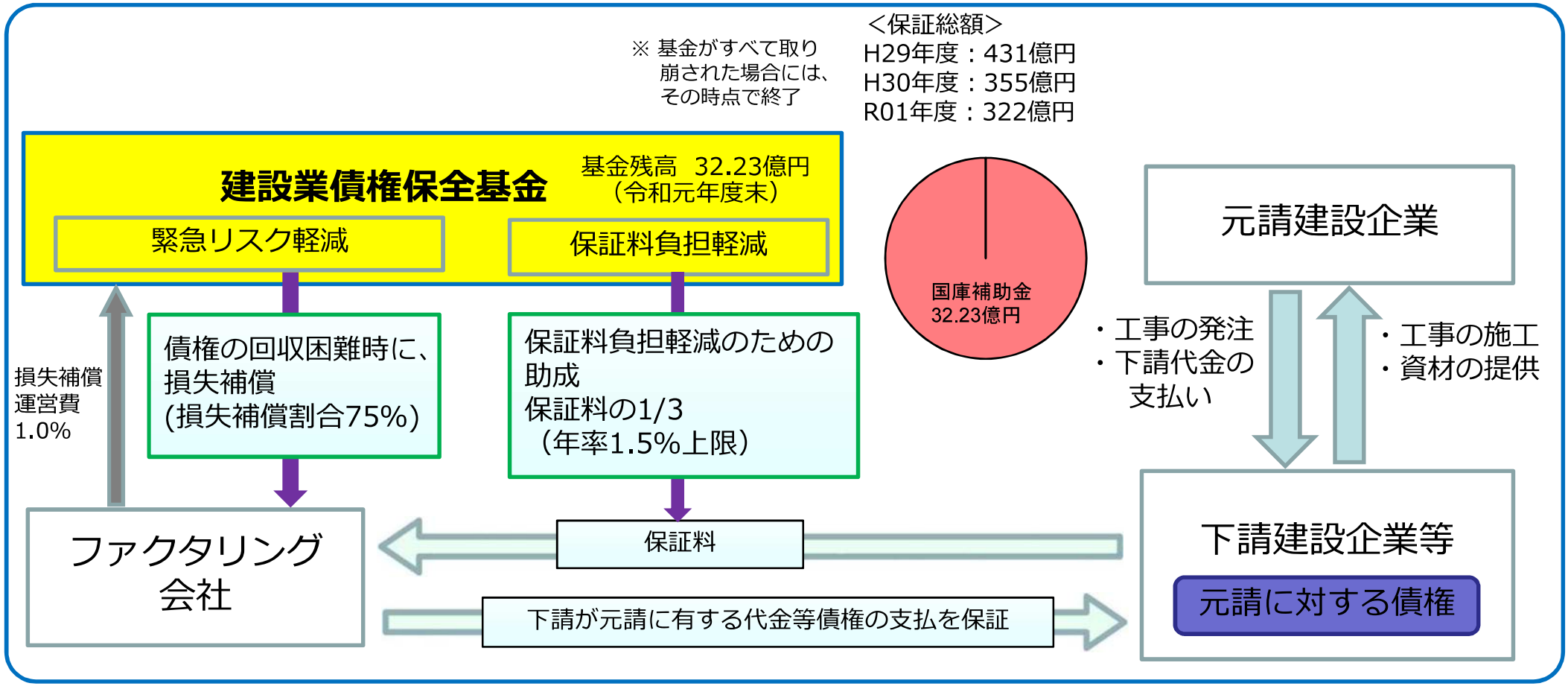

資金繰り 支援内容一覧

別添③

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて３段階の支援を実施。

金利引き下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資

【対象要件】
売上高▲５％以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

＋

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。４号は全国47都道府県を対象地域として指定。５号は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証４号・５号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

別添④

セーフティネット保証４号・５号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、４号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲５%以上減少等の場合

※３月13日から、業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和(「最近1ヶ月」を「最近６ヶ月」等での比較)

※４号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆ SN４号：令和２年３月２日に全都道府県を対象に指定しました。

◆ SN５号：令和２年５月１日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（４号・５号）

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

別添⑤

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証）として、最近１カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。
※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。
※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】
右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、４ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

別添⑥

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大５年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。
各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

【対象要件】
国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証４号・５号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲５％	売上高▲15％
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 6,000万円（拡充前4,000万円）
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初３年間
【融資期間】 10年以内　**【うち据置期間】** 最大５年
【担保】 無担保
【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

【既往債務の借換】
信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【申込期限】
令和3年3月末までに金融機関を通じて信用保証協会にお申し込みください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

別添⑦

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金８年以内

【据置期間】３年以内

【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%
※12月1日時点、貸付期間５年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和２年２月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。
詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）
：0120-327790（中小事業）
沖縄公庫：0120-981-827

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

別添⑧

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで**実質的な無利子化**を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**１月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少した方

②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内
【融資限度額（別枠）】中小事業６億円、国民事業8,000万円
【利下げ限度額】中小事業３億円、国民事業6,000万円
【金利】当初3年間　基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は１月４日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】

平日のご相談
日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談
日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827

商工中金による危機対応融資 別添⑨

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５%以上減少した方

②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５%以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可
【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内

【融資限度額】６億円

【金利】当初３年間　基準金利▲0.9%、４年目以降基準金利
1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円）
※１月４日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711
※平日・土曜日

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

別添⑩

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長。

１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。

【ご利用いただける方】

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している小規模事業者の方

②前３年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.21%（令和3年１月４日時点）より当初３年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所
※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

別添⑪

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の**「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等**若しくは商工中金等による**「危機対応融資」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。**公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります**。

１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、金融機関の準備が整い次第、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近１か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近１か月から遡った６か月間の平均売上高と前３年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）　：要件なし
②小規模企業者（法人事業者）　：売上高▲15%減少
③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

（注）最近１ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

・期間：借入後当初３年間（最長）
・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等３億円（拡充前２億円）、
国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が３か月以上を有する創業間もない方や、１年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去３か月（最近１か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】
（独）中小企業基盤整備機構ＨＰ（特別利子補給制度特設ページ）
https://tokubetsu-riho.jp/
【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局　0570-060515
【受付時間】平日・土日祝日　9:00～17:00

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の**新型コロナウイルス感染症特別貸付**や商工組合中央金庫の**危機対応融資**について、各機関毎に、**既往債務の借換も可能とし**、**実質無利子化の対象**にします。

【対象制度】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
・新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策マル経融資
・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策衛経　等

（２）商工組合中央金庫等
・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
　　中小事業　**3億円**、
　　国民事業　**6,000万円**
（２）商工中金　**3億円**

【借換え限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
　　中小事業　**６億円**、
　　国民事業　**8,000万円**、
（２）商工中金　**６億円**

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
商工中金 相談窓口　0120-542-711

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827
商工中金　相談窓口　0120-542-711

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

別添⑬

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】
2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の７～９割の範囲内）

【貸付利率】
無利子

【償還期間】
貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は６年（いずれも据置期間１年を含む。）

【償還方法】
６ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】
不要

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和２年４月７日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から１年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和２年３月１日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長
掛金の納付期限を最大６か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
②掛金月額の減額
掛金月額は、1,000円から７万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

別添⑭

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

経営セーフティ共済とは
取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

＜償還（返済）中のお客様＞
お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を６ヶ月間停止することができます。
※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

＜これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）＞
お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を６ヶ月間遅らせることができます。
※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
※６ヶ月の据置期間に加え、６ヶ月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから１年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）
受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

＜令和２年４月７日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様＞
令和２年４月７日以前に一時貸付金を借り入れ、令和２年４月７日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から６か月間返済を猶予します。

＜令和２年４月７日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様 ＞
新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和２年４月７日から令和３年４月７日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から６ヶ月間返済を猶予します。
※６ヶ月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。
※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

＜（a）掛止めをする＞

掛金総額が掛金月額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め（a）と掛金月額の減額（b）の手続きを同時に行うことができます。
※掛金の掛止め（a）により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。
お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

＜（b）掛金月額を減額する＞

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

（月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位）

＜（c）掛金の納付期限を延長する＞

令和２年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の２か月分ずつ納めていただくことになります（ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください）。

※受付期限は、いずれも毎月５日です。（機構必着）

【各種申請様式・詳細】
新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP（特例措置関連ページ）
https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html

中小企業基盤整備機構HP
（特例措置関連ページ）

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

別添⑮

DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

（１）危機対応融資

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近１ヶ月間等(注)の売上高【又は過去６ヶ月(最近１ヶ月を含む。)の平均売上高】が前3年のいずれかの年の同期に比し５％以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定
（中堅企業に対しては、当初３年間▲0.5%の利下げ）

（２）資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します
※中堅企業に対しては、当初３年間▲0.5%の利下げ

【お問合せ先】
日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）0120-598-600
商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

別添⑯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1．資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】
貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者
① Ｊ-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者
※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者
貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）
貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

	当初3年間及び4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

2．中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

3．中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）

【お問合せ先】
1．資本性劣後ローン
日本公庫　＜平日＞0120-154-505、＜土曜＞0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
商工中金　＜平日・土曜＞　0120-542-711
2．中小企業経営力強化支援ファンド　及び　3．中小企業再生ファンド
中小企業金融相談窓口　0570-783183　※平日・土日祝日 9:00～17:00

別添⑰

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。

■ 緊急小口資金

➡ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少が あり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

・その他の場合、10万円以内

【据置期間】１年以内 **【償還期限】**２年以内 **【貸付利子】**無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

➡ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則３月以内

【据置期間】１年以内 **【償還期限】**10年以内 **【貸付利子】**無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和2年4月以降の新規貸付は本則で対応。

令和2年度第三次補正予算案：4，199億円
（予算措置額合計：1兆1，793億円）

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第一次補正予算額	359億円
令和2年度第二次補正予算額	2,048億円
令和2年度予備費（8/7）措置額	1,777億円
令和2年度予備費（9/15）措置額	3,142億円

〇新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
〇万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

（一時的な資金が必要な方［主に休業された方］）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、**緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする**世帯**
貸付上限	10万円以内	**学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内** **その他の場合、10万円以内**
据置期間	2月以内	**1年以内**
償還期限	12月以内	**2年以内**
貸付利子	無利子	**無利子**

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金（生活支援費）】

（生活の立て直しが必要な方［主に失業された方等］）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	（二人以上）月20万円×3月以内＝60万円以内 （単身）月15万円×3月以内＝45万円以内	同左
据置期間	6月以内	**1年以内**
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	**無利子**

注1　総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2　特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。当該特例については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

【特例措置の内容】※**下線が令和２年４月１日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの休業等に適用**

（※その他は休業等の初日が令和２年１月24日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの場合に適用）

○特例の対象となる事業者
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

○助成内容・対象の大幅な拡充
① 休業手当等に対する助成率：中小企業**4/5**、大企業**2/3**
② 解雇等行わない場合の助成率：中小企業**10/10**、大企業**3/4**）
※緊急事態宣言の発出に伴う特定都道府県の大企業の助成率については次頁参照
※助成額の上限：対象労働者１人１日当たり**15,000円**
③ 教育訓練を実施した場合、**中小企業2,400円、大企業1,800円を加算**します
④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も助成対象
⑤ **１年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和
⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和3年2月28日までの間は、**５%**減少）
⑧ 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩ 事業所設置後１年以上を必要とする要件を緩和
⑪ **休業規模の要件を緩和**
⑫ **出向要件を緩和**（「３か月以上１年以内」を「**１か月以上**１年以内」に）

○活用しやすさ
⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和
⑭ 残業相殺制度を当面停止
⑮ 生産指標の比較対象となる月の幅を拡大
（前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な１か月との比較）
⑯ **申請書類の大幅な簡素化**
⑰ **休業等計画届の提出が不要**
⑱ **オンライン申請の受付**

【お問合せ先】
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金の特例措置の緊急事態宣言対応等について

雇用調整助成金については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

【大企業の助成率の引き上げについて】

1．特定都道府県における大企業の助成率の引き上げについて

緊急事態宣言の発出に伴い、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店や劇場、映画館等について、大企業の助成率を中小企業と同等（解雇等ない場合10/10）に引き上げています。

2．特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率の引き上げについて

生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、助成率を以下の通り最大10/10とする予定です。

・解雇等を行わない場合の助成率：10/10（解雇等を行っている場合は4/5）

【緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間の措置として想定する具体的内容】

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に現況が厳しい企業について以下の通り特例を設ける予定です。

○原則的な措置を以下のとおりとする。

・１人１日あたりの助成額の上限：13,500円（現行15,000円）

・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率:9/10（現行10/10）

○感染が拡大している地域（※4）・特に業況が厳しい企業（※5）の雇用維持を支援するため、特例を措置（上限額15,000円、助成率最大10/10）

※4　内容は追って公表

※5　生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化
オンライン申請受付

雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：
https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf

【更なる簡素化の内容１】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、**小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。**

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【更なる簡素化の内容２】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、申請手続の更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続としています。**

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

【更なる簡素化の内容３】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去１年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の１ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の１か月の所定労働日数」×12

【雇用調整助成金のオンライン申請】
オンラインでの申請も受け付けています。

オンライン申請URL：
https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/

別添⑱−2

（事業主の方へ）

雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

（令和２年４月１日～令和３年２月 28 日）

※緊急対応期間が延長されました（延長前は令和２年12月31日）。

※申請の期日が延長されたものではありません。

（申請期限は、「支給対象期間」の最終日の翌日から2ヶ月以内です。）

このガイドブックは、**緊急対応期間（令和２年４月１日～令和３年２月 28 日）に休業を実施した場合**についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は、要件や助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚　生　労　働　省
都　道　府　県　労　働　局
ハローワーク（公共職業安定所）
令和２年１２月２８日現在

PL021228 企 01

―― 目　　次 ――

●新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について …… 1

●支給申請に必要な書類 …… 2

第Ⅰ部　支給の要件
　1　支給対象となる事業主 …… 3
　2　支給対象となる期間と日数 …… 5
　3　支給対象となる休業 …… 6
　4　助成額 …… 7

第Ⅱ部　受給の手続き
　1　手続きの流れ …… 8
　2　支給申請の手続き …… 8
　3　支給申請に必要な書類 …… 9
　4　その他 …… 11

第Ⅲ部　申請のための具体的な記載例 …… 12

＜このガイドブックの利用に当たって＞

○　このガイドブックは、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。

○　偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。

○　このガイドブックの記載内容は令和２年12月28日現在のもので、今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでお知らせします。

　また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、令和２年４月１日から令和３年２月28日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。
（緊急対応期間を令和３年２月28日まで延長しました）

特例以外の場合の 雇用調整助成金	令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 （3か月10%以上減少）	生産指標要件を緩和 （1か月５%以上減少）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 （緊急雇用安定助成金（令和2年4月1日創設））
助成率　2/3（中小）1/2（大企業）	助成率　4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10（中小）、3/4（大企業）
日額上限額　8,370円	日額上限額　15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
６か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 １年100日、３年150日	同左＋上記対象期間中に受給した日数
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件　1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率　2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率　4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件　３ヶ月以上１年以内	緊急対応期間に開始した出向については、 出向期間要件　１ヶ月以上１年以内

※赤字は特例による拡大措置

※特例措置による上限額の引上げ及び中小企業･大企業の助成率の拡充は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

支給申請に必要な書類（休業）

令和2年5月19日から、計画届は提出不要となりました

	書類名	備考
①	様式新特第４号 **雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書**	【添付書類】 月ごとの売上などがわかる書類 ※　売上簿や収入簿、レジの月次集計など （既存書類の写しで可）
②	様式新特第６号 **支給要件確認申立書・役員等一覧**	役員名簿を添付した場合は役員等一覧の記入は不要
③	様式新特第９号 **休業・教育訓練実績一覧表**	自動計算機能付き様式
④	様式新特第８号 **助成額算定書**	自動計算機能付き様式 ※ 所得税徴収高計算書を用いる場合は、当該計算書を添付
⑤	様式新特第７号 **（休業等）支給申請書**	自動計算機能付き様式
⑥	**休業協定書** **※失効した場合は改めて提出が必要**	【添付書類】 （労働組合がある場合）組合員名簿 （労働組合がない場合）労働者代表選任書 ※ 実績一覧表に事業主及び協定をした労働者代表の氏名があれば上記の添付資料省略可
⑦	**事業所の規模を確認する書類**	事業所の従業員数や資本額がわかる書類 ※　既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※ 中小企業の人数要件を満たす場合、資本額がわかる書類は不要
⑧	**労働・休日の実績に関する書類**	休業させた日や時間がわかる書類 ※　出勤簿、タイムカードの写しなど （手書きのシフト表などでも可）
⑨	**休業手当･賃金の実績に関する書類**	休業手当や賃金の額がわかる書類 ※　賃金台帳や給与明細の写しなど

※ ①、⑥、⑦は２回目以降の提出は不要（ただし、⑥は失効した場合、改めて提出が必要）
※ 小規模事業主（従業員がおおむね20人以下）の方は、「小規模事業主向け 雇用調整助成金支給申請マニュアル」で申請に必要な書類をご確認ください。

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

第Ⅰ部　受給の手続き

休 業 と は

休業とは、労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。このため、次のような場合は、本助成金の支給対象となりません。

（支給対象とならない例）

・労働の意思そのものがない場合（ストライキや有給休暇など）

・労働能力を喪失している場合（新型コロナウイルスに感染した場合等による休職・休暇など）

1　支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次の（１）から（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）雇用調整の実施

本助成金の特例は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主が支給対象となります。具体的には、上記の下線部についてそれぞれ次のア～ウを満たしていることが必要です。

ア　「新型コロナウイルス感染症の影響」とは

「新型コロナウイルス感染症の影響」とは次のような理由で経営環境が悪化していることをいいます。

【理由の一例】

①　観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売上が減少した。

②　市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上が減少した。

③　行政からの営業自粛要請を受け休業したことにより、客数が減り売上が減少した。　など

イ　「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の**最近１か月間**（休業を開始した月（その前月または前々月でも可））の値が**１年前の同じ月**に比べ(※１)(※２)**５％以上減少**していることです。

※１　１年前の同じ月を比較対象とすることが適当でない場合は、２年前の同じ月との比較が可能です。

※２　１年前や２年前の同じ月と比較しても要件を満たさない場合、休業した月の１年前の同じ月から休業した月の前月までの間の適当な１か月との比較が可能です。

★　いずれの場合も、比較する月は１か月間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、１か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

ウ　「労使間の協定」とは

本助成金は、休業の実施時期や日数、対象者、休業手当の支払い率などについて、事前に労使との間で書面による協定がなされ、その決定に沿って実施することを支給要件としています。

労使とは、事業主と労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者のことです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に書面による協定を結ぶことが難しい場合は、労働組合等との確約書等による代替が可能です。

（２）その他の要件

本助成金を受給する事業主は、（１）の他にも次の要件を満たしていることが必要です。

① 支給申請時、支給決定時に**雇用保険適用事業主**であること（雇用保険被保険者を１人以上雇用する事業所の事業主）

② 「受給に必要な書類」について、

a 整備し、

b 受給のための手続に当たって労働局等に提出するとともに、

c 保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること。

③ 労働局等の実地調査を受け入れること

（３）不支給要件

本助成金を受給する事業主は、次のいずれの場合にも該当していないことが必要です。

① 暴力団又は暴力団員又はその関係者である。

② 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。

③ 倒産している。

④ 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない。

※ 次の①と②のいずれの場合も、緊急対応期間の特例として、本来の不支給措置期間に「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」を、緊急対応期間後（令和３年３月１日）から追加されることを承諾した場合は、本助成金を申請することができます。

① 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から３年または５年の不支給措置期間を経過していない場合

② 他の事業主において平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金の不正受給に関与した役員等が、申請事業主に所属している場合

ただし、過去の不正受給について、返還すべき請求金が課されている事業主の場合には、支給申請の日までに全て返還している場合に限ります（他の事業主の不正受給に関与した役員等が所属している場合も同じです）。

2　支給の対象となる期間と日数

支給の対象となる期間と日数は、次のとおりです。

（1）対象期間

本助成金は、１年の期間内に実施した休業について支給対象となりますが、この１年の期間を「対象期間」といいます。

休業を行う場合は、本助成金を受給しようとする事業主が指定することができます（例えば、休業の初日から１年間や暦月（１日から月末まで）で12ヶ月分など）。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下、特例事業主と言う。）で、休業した対象期間の初日が令和２年１月24日から令和２年６月30日までの間にある場合は、本助成金の対象期間は令和３年６月30日までとなります。

（2）判定基礎期間

休業を行う場合、原則として対象期間内の実績を１ヶ月単位で判定し、それに基づいて支給がなされます。この休業の実績を判定する１ヶ月単位の期間を「判定基礎期間」といいます。

「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間です。ただし、毎月の賃金の締め切り日が特定されない場合などは暦月とします。

（例）

賃金の締め切り日：毎月末日

→　判定基礎期間（休業実績を判定する１ヶ月間）：〇月１日～〇月30日（30日）

（3）支給対象期間

本助成金は、通常は毎月の「判定基礎期間」ごとに支給申請をします。このとき支給申請する判定基礎期間を「支給対象期間」といいます。複数の判定基礎期間（連続する２つないし３つの「判定基礎期間」）を同時に申請することもできますが、その場合でも、支給の申請書等各種様式については、毎月の判定基礎期間ごとに作成・提出する必要があります。

（4）支給限度日数

本助成金を受けることができる支給限度日数は、１年間で100日分、３年で150日分が上限です。ただし、**緊急対応期間中に実施した休業は、この支給限度日数には含めません**。

※　支給日数の計算方法

この場合の支給日数の計算において、休業を実施した労働者が１人でもいた日を「１日」とカウントするのではなく、休業の延べ日数を、休業を実施する事業所の労働者のうち本助成金の対象となりうる「対象労働者」の人数で除して得た日数を用います。

（例）

事業所における対象労働者10人、うち６人が５日ずつ休業

→　６人×休業５日　＝　30人日／事業所全体10人　＝　支給日数３日（残り97日）

と数えます。

3　支給対象となる休業

支給対象となる休業は、（１）の「対象労働者」に対して実施した（２）に該当する休業です。

（１）対象労働者

本助成金の「対象労働者」は、上記１の「支給の対象となる事業主」に雇用されている雇用保険被保険者（次の①、②を除く）です。ただし、**雇用保険被保険者以外の方は、要件を満たした場合「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります**。

①　解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方
（ただし、解雇予告された日や退職願を提出した日までは対象労働者となります。）
（解雇や退職の翌日から安定した職業に就職することが決定している方は対象になります。）

②　日雇労働被保険者

※　他の助成金等の支給対象となる方が、雇用調整助成金の支給対象の場合は、いずれか一方の助成金しか受けることができません。

（２）休業

本助成金の対象となる「休業」は次の①～⑥のすべてを満たす必要があります。

①　労使間の協定により実施されるものであること。

②　事業主が自ら指定した対象期間内（１年間、特例事業主の場合は、別途定められた期間内）に行われるものであること。

③　判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の $\frac{1}{40}$（大企業の場合は $\frac{1}{30}$ ）以上となるものであること（休業等規模要件）。

④　休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第26条の規定（平均６割以上）に違反していないものであること。（注：休業手当の額は平均賃金の６割以上とする必要があります）

⑤　所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること

⑥　所定労働日の全日（丸１日）にわたる休業、または**所定労働時間内に部署・部門や職種、役職、担当、勤務体制、シフトなどにより行われる１時間以上の短時間休業**、または事業所一斉に行われる１時間以上の短時間休業であること。

短時間休業について

○　緊急対応期間中は、次のような短時間休業も支給対象となります。

①　立地が独立した部門ごとの短時間休業（部署・部門ごとの休業）
例）客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業

②　常時配置が必要な者を除いた短時間休業（職種・仕事の種類ごとの休業）
例）ホテルの施設管理者等を除いた従業員の短時間休業

③　同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業（勤務体制ごとの短時間休業）
例）８時間３交替制を６時間４交代制にして２時間分を短時間休業

※なお、①～③以外でも、これらの考え方と同じような短時間休業も支給対象となります。

4　助成額

助成額は、①×②に休業した延べ日数を乗じて算出します。<u>１人１日当たりの上限額は15,000円</u>です。

①　休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額（※１）

②　助成率（**中小企業：$\frac{4}{5}$，大企業：$\frac{2}{3}$**）（※２）

ただし、解雇等を行わず雇用維持を行う場合（**中小企業：$\frac{10}{10}$，大企業：$\frac{3}{4}$**））（※２）

※１　次の①から③までのいずれかの方法で計算します。

①　前年度１年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度１年間における１か月平均の雇用保険被保険者数及び年間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

②　判定基礎期間の初日が属する年度または前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の支給額を人員及び月間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

（この方法で計算した場合は、使用した所得税徴収高計算書を添付してください。）

③　小規模事業主（従業員がおおむね 20 人以下）の場合は、実際に支払う休業手当の総額

※２　緊急対応期間を１日でも含む判定基礎期間の場合の助成率です。

第Ⅱ部　支給申請の手続き

1　手続きの流れ

受給までの手続きの流れは、おおむね次のとおりです。

通常は、休業を実施する前に計画届を提出する必要がありますが、5 月 19 日以降から行う支給申請については、**計画届の提出は不要**となりました。

ただし、計画届を提出する際に提出する他の書類は、支給申請時に提出していただきます。

【イメージ図】

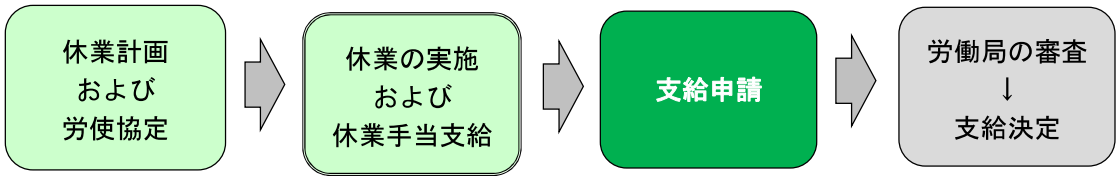

休業の具体的な内容（期間、日数、休業手当の支払い率）を計画します。

その後、労使で休業の協定を書面（記載例Ｐ14）で締結します。

協定に基づき休業を実施します。

協定に基づき従業員に休業中の休業手当を支払います。

休業の実績に基づき、支給申請をします。**※必要な書類を添付して提出して下さい。**

支給申請のあった書類について、労働局で審査を行います。

その後、支給決定額が口座に振込まれます。

2　支給申請の手続き

休業実施後、支給申請に必要な書類をそろえ、事業所の住所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。支給申請に必要な書類は次のページの３に記載しています。

郵送で提出する場合は、郵送事故防止のため、必ず簡易書留など配達の記録が残る方法で、郵送してください。その場合、申請期限までに到達する必要があります。

なお、申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から起算して**２か月以内**です。

本助成金を受給しようとする事業主は、支給申請に必要な書類を整備・保管し、労働局等から追加の提出を求められた場合には、それに応じて速やかに提出してください。

また、提出した書類は支給決定されたときから５年間保存しなければなりません。

3　支給申請に必要な書類

支給申請に必要な書類は、次のとおりです。

書類の種類		提出時期
様式新特第４号	雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	○
様式新特第６号 （共通要領様式第１号）	支給要件確認申立書・役員等一覧	●
様式新特第９号	休業・教育訓練実績一覧表	●
様式新特第８号	助成額算定書	●
様式新特第７号	（休業等）支給申請書	●
確認書類①	休業協定書	○（※）
確認書類②	事業所の状況に関する書類	○
確認書類③	労働・休日の実績に関する書類	●
確認書類④	休業手当・賃金の実績に関する書類	●

○　初回の提出のみでよい書類
　（※ 休業協定書は、失効した場合は改めて提出が必要）
●　支給申請ごとに提出する書類

ア　「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」の添付書類

①　生産指標の確認のための書類

判定基礎期間の初日が属する月、またはその前月、またはその前々月の売上高、生産高又は出荷高と、その１年前の同じ月の売上高等を確認できる書類。

既存の「売上簿」「営業収入簿」「会計システムの帳票」など。写しでも可。

イ　確認書類①（休業協定書）

①　休業等の実施について労働組合等との間で締結した協定書

休業を実施する場合は「休業協定書」。次ページに示す事項が記載されていることが必要。

※　新型コロナウイルス感染症の影響で、労働組合等との協定を締結することが困難である事業主は、労働組合等との確約書等でも代替可能です。

②　労働者代表の確認のための書類

労働組合等との協定書に署名または記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次の書類。

(ｱ)　労働組合がある場合

組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類

(ｲ)　労働組合がない場合

「労働者代表選任書」

なお、様式新特第９号「休業・教育訓練実績一覧表（新型コロナウイルス感染症関係）」に協定を締結した労働者代表の氏名等の記載があれば省略することが可能です。

ウ　確認書類②（事業所の状況に関する書類）

①　事業所が中小企業に該当しているか否かの確認等のための書類

常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」及び「役員名簿」などの書類

エ　確認書類③（労働・休日の実績に関する書類）

①　労働日・休日及び休業の実績の確認のための書類

a　各労働者の実際の労働日・休日及び休業の実績が明確に区分され、日ごと又は時間ごとに確認できる「出勤簿」「タイムカード」などの書類

b　シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの当初予定していた具体的な労働日・休日および休日予定日がわかる「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類

オ　確認書類④（休業手当・賃金の実績に関する書類）

①　休業手当・賃金及び労働時間の確認のための書類

休業期間中の休業手当として支払われた賃金の実績が確認できる「賃金台帳」「給与明細書」などの書類（判定基礎期間を含め前４か月分（賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は１か月分））

なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要ですが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまいません。

中小企業と大企業

中小企業とは次に該当する企業をいい、大企業とは中小企業に該当しないものをいいます。

小売業（飲食店を含む）	資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
卸売業	資本金　１億円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金　３億円以下又は従業員300人以下

労働組合等と締結する「休業協定書」に必要な記載事項

「休業協定書」には次の(1)～(4)について記載する必要があります。

(1) 休業の実施予定時期・日数等

休業を実施する予定の時期（始期及び終期）、及びその間の休業の別の日数等

(2) 休業の時間数

原則として一日の所定労働時間（又はその時間に対応する始業時刻と終業時刻）。時間数が複数にわたる場合は別紙としてもよい。労働者１人当たりの時間数や、全労働者の延べ時間数の予定がある場合は付記する。

(3) 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

休業の期間内において当該休業を実施する部門、工場等の別、及びそれぞれの部門等において休業の対象となる労働者の人数（確定していればその確定数、未確定であればその概数）

(4) 休業手当の額又は教育訓練中の賃金の額の算定基準

※　休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第 26 条の規定（平均６割以上）に違反していないものであることが必要。

4　その他

（１）不正受給

不正受給（偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けたり、受けようとすることをいいます。）の防止を図るために、労働局においては、事業所に対し立入検査等へのご協力をお願いするとともに、不正受給の事実が判明した場合には、事業主名の公表等厳しい対応を行っております。

不支給措置期間中であるものの、Ｐ４の「１　支給対象となる事業主」（３）不支給要件※の特例を利用して本助成金を申請し、再度不正受給を行った場合は、助成金が支給されません。また、通常よりも厳しい請求金を求めます。

（２）併給調整

本助成金は、休業における判定基礎期間について、同一の賃金等の支出について、他の助成金を受給している場合は、支給対象となりません。

本助成金とは別に、他の助成金を受けている場合や、他の助成金を受けようと考えている場合は、詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

第Ⅲ部　申請のための具体的な記載例

【支給申請に必要な書類】

１　様式新特第４号　雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書…… 13
２　休業協定書…… 14
３　教育訓練協定書…… 15
４　（作成手順１）様式新特第６号　支給要件確認申立書（雇用調整助成金）…… 16
５　（作成手順２）様式新特第９号　休業・教育訓練実績一覧表…… 19
６　（作成手順３）様式新特第８号　雇用調整助成金助成額算定書①…… 20
　　（作成手順３）様式新特第８号　雇用調整助成金助成額算定書②…… 21
７　（作成手順４）様式新特第７号　雇用調整助成金（休業等）支給申請書…… 22

※　休業協定書および教育訓練協定書は、所定の事項が記載されていれば、任意に作成した様式を用いることができます。

　また、様式は厚生労働省ＨＰにてダウンロードすることができます。裏面も含めて最新のものを印刷して利用してください。

※　小規模事業主（従業員がおおむね20人以下の事業主）の方向けに、より簡易に作成できる様式を公開しております。小規模事業主の方向けのマニュアルとあわせてダウンロードし、ご活用ください。

１．【雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書の記載例】

Ａ、Ｂ欄は、１か月間の平均値
例：休業開始の日……令和２年１２月１０日
　　判定基礎期間の初日…令和２年１２月１日（毎月末日が賃金締切日）
　Ａ欄記入値……令和２年12月１日～12月31日（判定基礎期間の初日が属する月）
　Ｂ欄記入値……令和元年12月１日～12月31日（Ａ欄の月の前年同月）
※　Ａ、Ｂ欄に計算の結果端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入して下さい。Ｃ欄は小数点以下が生じても端数処理を行わず、小数点第１位までを記載して下さい。
※　前年同期を比較対象とすることが適当でない場合は、前々年同期１か月との比較が可能です。
※　前年同期や前々年同期１か月と比較出来ない又は比較しても指標が５％以上減少せず、要件を満たさない場合は、判定基礎期間の初日が属する月の前年同月から判定基礎期間の初日が属する月の前月までの間の適当な１か月との比較が可能です。
※　複数の判定基礎期間について申請するときは、いずれかの判定基礎期間の初日が属する月をＡ欄とすることができます。

様式新特第４号

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
（新型コロナウイルス感染症関係）

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。
下記の記載事項については、いずれも相違ありません。
なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

令和３年１月 15 日

事業主　住　所　〒123－4567
　　又は　名　称　○○興業株式会社
代理人　氏　名　代表取締役　安定太郎
（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等（押印不要）を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する委出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等（押印不要）を、下欄に申請者の氏名等（押印不要）を記載して下さい。）

東京　　労働局長　殿
（　　飯田橋　　公共職業安定所長経由）

事業主又は（委出代行者・事務代理者）社会保険労務士　住所　〒　名称　氏名

	Ａ 判定期間の指標 令和２年　１２月　１日から 令和２年　１２月　３１日まで	Ｂ Ａに対応する期間の指標 令和元年　１２月　１日から 平成元年　１２月　３１日まで	Ｃ Ａ／Ｂ×100	添付書類	※確認欄
月間売上高（　　）	124,000 円	148,000 円	83.8	総勘定元帳	

○　生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

１．例年繰り返される季節的変動によるものである。　（はい　・　いいえ）
　（例）・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
　　・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
　　・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合　など

２．事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。（はい　・　いいえ）
　（例）・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
　　・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合　など

３．行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。（はい　・　いいえ）
　（例）・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
　　・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合　など

４．新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。（はい　・　いいえ）
　（例）・需要の減少又は集客の困難
　　・その他これらに準ずる経済事情の変化　など

○　事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

当社においては、一般住宅の壁や天井、商業施設や体育館等の建築に必要な合板の製造を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、合板の製造に必要な資材の一部が海外から届かなくなり、ストックもなくなった。この結果、合板製造が困難となり、売上が前年同期比でおよそ16%減少したため、事業活動の縮小を余儀なくされることになった。

（表面）

売上高によりがたい場合は生産高等を括弧内に記入して生産実績表、出荷伝票等の添付書類を併せて提出してください。

添付書類の例
　建　設　業……総合推移損益計算書、工事請負契約書等
　電気工事業……工事請負契約書等
　製　造　業……総勘定元帳、生産実績表、出荷伝票等
　運　送　業……出荷伝票等
　サービス業……損益計算書、総勘定元帳等
　※　例示した書類以外にも提示を求めることがあります。
また、新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて、記載をお願いします。

裏面がありますので、必ず申出書の裏面を読んだ上で申請してください。

２．休 業 協 定 書（例）

○○株式会社と○○株式会社労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

一斉短時間休業を行わない場合はこれらの規定は不要です。

記

１．休業の実施予定時期等

休業は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○カ月間において、これらの日を含め○日間実施する。

ただしそのうち○日間は短時間休業とする。

２．休業の時間数

休業は、始業時刻（9 時 00 分）から終業時刻（17 時 00 分）までの間行う。

ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち４時間行う。

３．休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね○人をできる限り輪番によって休業させるものとする。

ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

４．休業手当の額の算定基準

休業中は、1 日当たり、次の(1)によって算定した額の○％相当額の休業手当を支給する。

ただし短時間休業の場合、1 時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には○○手当と○○手当を含むものとする。

(1)　１日当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数

ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額

ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額×１日の所定労働時間数

(2)　１時間当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数
　　÷１日の所定労働時間数

ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額÷１日の所定労働時間数

ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額

５．雑則

この協定は令和○年○月○日に発効し、令和○年○月○日に失効する。

失効した場合、２回目以降の申請時には改めて結んだものの添付が必要です。

令和○年○月○日

○○工業株式会社
　代表取締役　○○○○

○○株式会社労働組合
　執行委員長　○○○○

３．教 育 訓 練 協 定 書（例）

○○株式会社と○○株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

記

１．教育訓練の実施予定時期等
　教育訓練は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○カ月間において、これらの日を含め○日間実施する。
　ただしそのうち○日間は半日訓練とする。

２．教育訓練の時間数
　教育訓練は、始業時刻（9 時 00 分）から終業時刻（17 時 00 分）までの間行う。
　ただし半日訓練の場合、この時間帯のうち４時間行う。
　なお従業員１人当たりの教育訓練時間は○時間とする。

３．教育訓練の対象者
　教育訓練の対象者は○○部門に所属する従業員とし、教育訓練実施日においてはそのうち概ね○人に受講させるものとする。

４．教育訓練の実施主体
　教育訓練は、△△教育サービス株式会社に委託して行う。

５．教育訓練の内容
　教育訓練の内容は、○○技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の付与とする。（カリキュラムは別紙のとおり）

６．教育訓練の実施施設
　教育訓練は、△△教育サービス株式会社○○研修所（○○県○○市○○町○-○-○）内で実施する。

７．教育訓練の指導員（講師）
　教育訓練の講師は、△△教育サービス株式会社所属の主任指導員○○○○その他別紙に掲げる指導員が担当する。

８．教育訓練中の賃金額の算定基準
　教育訓練中は、1 日当たり、次の(1)によって算定した額の 100%相当額の賃金を支給する。
　ただし半日訓練の場合、1 時間当たり、次の(2)によって算定した額の 100%相当額の賃金を支給する。
　なお賃金には○○手当と○○手当を含むものとする。
(1)　１日当たりの賃金額の算定方法
　イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数
　ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額
　ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額×１日の所定労働時間数
(2)　１時間当たりの賃金額の算定方法
　イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数
　　÷１日の所定労働時間数
　ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額÷１日の所定労働時間数
　ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額

９．雑則
　この協定は令和○年○月○日に発効し、令和○年○月○日に失効する。

令和○年○月○日

○○株式会社
　　代表取締役　○○○○

○○株式会社労働組合
　　執行委員長　○○○○

事業主が教育訓練の実施の管理を行う場合、外部講師を招いて行う場合を含めて「事業所内訓練」、外部機関に委託して行う場合は「事業所外訓練」として取り扱われます。

３時間以上～所定労働時間未満の訓練を「半日訓練」といいます。

実施施設を特定できるように記載します。特に、実施施設が事業所の外にある場合、その名称と住所を記載します。

教育訓練中の賃金額を通常の賃金の100%未満とする場合は、労働契約又は就業規則において支給割合等の規定が必要です。

失効した場合、２回目以降の申請時には改めて結んだものの添付が必要です。

４．【支給要件確認申立書記載例（表面）】

様式新特第６号

支給要件確認申立書（雇用調整助成金）

事業主記載事項	※１　確認欄
１　法人名：〇〇興業株式会社　　法人番号：1234567891011 ２　事業所名称：〇〇興業株式会社飯田橋支店 ３　雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）：1234-567890-1	年　月　日確認 確認者＿＿＿＿＿
〇　事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。） ４　過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から５年（平成 31 年３月 31 日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は３年）を経過していない、または、平成 31 年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。	左欄４について はい・いいえ
５　（４がはいの方のみ）不支給措置期間中であるが、支払い義務を負った金額（※）の全てを支給申請日までに支払っており、本来の不支給措置期間（再度不正受給を行った場合は、当該不正受給に関して設定される不支給措置期間）に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給措置期間として令和３年３月１日に設定されることを承諾している。 ※ 平成 31 年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる場合は、当該役員等が関与した不正受給に関して支払い義務が生じた金額	（左欄４がはいの方のみ回答してください） 左欄５について はい・いいえ
６　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある（緊急対応期間において、当該滞納した労働保険料について、緊急対応期間終了後に納付することに承諾している場合を除く。）。 ７　支給申請日の前日から起算して過去１年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている（緊急対応期間において、本助成金を受給した場合には、本来の不支給期間に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給期間として令和３年３月１日に設定されることを承諾している場合を除く。）。 ８①　事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員である。 ②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 ⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 ９　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。 10　倒産している。	左欄６～10について は　い いいえ
11　助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。 12　役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。 13　休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない 14　「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。 15　（雇用調整助成金等オンライン受付システムにおいて申請した場合）オンラインで提出した書類については、原本と相違ない。	左欄 11～15 について は　い いいえ
16　雇用されている労働者（雇用保険未加入者を含む）及び派遣労働者の数が、令和２年１月 24 日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の５分の４以上である。 17　（16 がいいえの方のみ）季節要因及び一時的な受注増等に対応したため、労働者の数が減少したものである。 18　令和２年１月 24 日から判定基礎期間の末日までの間に解雇等を行っていない。	は　い・いいえ は　い・いいえ は　い・いいえ

➡ 裏面にも記載事項があります。

４．【支給要件確認申立書記載例（裏面）】

様式新特第６号

令和３年１月XX日　　東京　労働局長　殿

（　飯田橋　公共職業安定所長）

１から18までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、１から18までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済します。

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の 20%に相当する額の合計額です。５において不支給措置期間中に本助成金を受給する場合に、再度不正受給を行った場合には、上記のうち③の「不正受給により返還を求められた額の 20%に相当する額」は「不正受給により返還を求められた額の 200%に相当する額」となります。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

事業主　住所　東京都○○区○○１－２－３　電話番号　03-1234-5678

名称　○○興業株式会社

氏名　代表取締役　安定　太郎

代理人又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示）　住所＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿

名称＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等（押印不要）を、下欄に社会保険労務士法施行規則第１６条第２項又は同規則第１６条の３の規定により記載をしてください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、下欄に代理人の氏名等（押印不要）をしてください。

【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄　※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して５年間（取り消した日から起算して５年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、助成金に係る代理人等が行う申請又は提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

代理人又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示）　住所＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿

名称＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

３、４頁目がありますので、必ず申立書の３、４頁目を読んだ上で申請してください。

４．【支給要件確認申立書（別紙）記載例】

様式新特第６号

（別　紙）

役員等一覧

法人名　　〇〇興業株式会社

法人番号　1234567891011

事業所名称　　飯田橋支店

雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）　1234-567890-1

役員等名（漢字）	役員等名（カナ）	役職	生年月日
安定　太郎	アンテイ　タロウ	代表取締役	1961 年４月×日
安定　花子	アンテイ　ハナコ	代表取締役副社長	1962 年５月×日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日

注１）法人番号は、平成 27 年 10 月以降国税庁長官から本社等に通知された 13 桁の番号を記載してください。

注２）「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注３）個人事業主の場合、事業主本人について記載ください（役職除く）。

注４）役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名（旧姓）も併記してください。

５．【休業/教育訓練 実績一覧表 記載例】

様式新特第９号 休業・教育訓練実績一覧表（新型コロナウイルス関連）

[☑ 休業 ☑ 教育訓練] 実績一覧表

判定基礎期間（休業等の初日～末日）
令和 2 年 12 月 1 日 ～ 令和 2 年 12 月 31 日

	休業・教育訓練対象者							③月間所定労働日数（日）	④全日休業（日）	⑤短時間休業（時間）	⑥教育訓練（日）
	①氏 名	（ 4桁	－	②雇用保険被保険者番号 6桁	－	1 桁）					
1	○○○○	1300	－	123456	－	1		21	7	6	1.5
2	××××（注：4月10日に自己都合による退職願を提出、4月10日以前の実績について記載）	1300	－	123457	－	1		8	1	3	0
3	△△△△	1300	－	123458	－	1		21	7	6	0
4	□□□□	1300	－	123459	－	1		21	5	6	0.5
5	◇◇◇◇	1300	－	123460	－	1		21	3	10.5	0
6			－		－						
7			－		－						
8			－		－						
9			－		－						
10			－		－						

	⑦	⑧	⑨	⑩
③～⑥の小計	92	23	31.5	2.0
合 計※	92	23	32	2

⑪代表的な1日の所定労働時間（時間）※	8	⑫短時間休業（⑨の合計／⑪）（日）※	4

⑧技能実習生に教育訓練を行った場合、下記届出書を提出しているかご確認ください。
・外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出している。 □

○事業主及び協定をした労働者代表は、本表に記載した内容（③、⑦、⑪、⑫を除く）が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。
○また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取り扱いがないことを誓約します。

協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。（チェックボックスに要チェック） ☑

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出された者でないこと。（チェックボックスに要チェック） ☑

令和 3 年 1 月 15 日※
事業主 ○○興業株式会社
（事業所番号 1234 － 567890 － 1 ）
安定 太郎 押印不要
協定をした労働者代表 ※
労働 次郎 押印不要

⑬ 休業・教育訓練対象者数（人）※	5
⑭ 休業対象者（人）※	5
⑮ 教育訓練対象者数（人）※	2

（注）複数枚にわたる場合、※欄は最終ページのみに記入。
1 枚目／ 1 枚中

判定基礎期間に おいて、休業と教育訓練の両方を実施した場合は、休業に係る部分と教育訓練に係る部分をそれぞれ同一の用紙に記入して提出してください。

判定基礎期間内に対象被保険者について転出入、被保険者資格の喪失又は解雇の予告等があったときは、その旨及びその事実の生じた年月日を①欄に注記するとともに（記入スペースがない場合には次の行を使用してください）、当該対象被保険者についてはその事実の生じた日まで（転入の場合は、その日の翌日から）の分についてのみ記入してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

外国人技能実習生に対して雇用調整助成金の対象となる教育訓練を行う場合、外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出していることが必要です。提出している場合にはチェックを記載してください。

休業協定書の事業主及び労働者代表の方の氏名等を記載（印字可）してください。

実績一覧表が複数にわたる場合、最終ページの様式に事業主及び協定をした労働者代表の氏名等（印字可）があれば、最終ページまでの様式は省略しても差し支えありません

● 休業対象となった労働者の所定労働日数を記入してください。

● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合
・祝日を含む週休２日制の場合
・・・ 月20日
・祝日を含まない週休２日制の場合
・・・ 月22日 としても可

● 労働者の所属する部署・勤務形態毎の月間所定労働日数を記入してください。

● 休業の場合
全日休業欄には、１日休業を実施した日数を記入してください。

短時間休業は、個人ごと及び日ごとに１時間以上の休業である必要があります。
また、個人ごと及び日ごとに30分未満は切り捨てとなります。例）2時間40分→2.5時間
短時間休業欄には、短時間休業を実施した上記の時間の合計を記入してください。

● 教育訓練の場合
事業所内訓練を半日（1日3時間以上）実施した場合、事業所外訓練を半日実施した場合については0.5日として計算してください。

⑦欄～⑩欄の上段には、同じページの③欄～⑥欄の数字の小計を記入し、下段は最終ページにおいて、全ページの上段の数字の合計（小数点以下切り上げ）を記入して下さい。

労働者代表等の適格性を確認し、チェックボックスにチェックをつけてください

複数枚にわたる場合は、同じ様式を使用してください。その場合は、「△枚目／○枚中」と記入してください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

６．【雇用調整助成金助成額算定書記載例】①（（１）～（６）欄）

次の（１）（２）のいずれかの方法で算出してください。（様式上では、選択できます）

（１）「労働保険料確定申告書」を使用する場合
①　直近の「労働保険料確定申告書（※）」の確定保険料算定内訳欄（雇用保険分）ハ「雇用保険法適用者分」に記載している賃金総額を記入してください。
（※　事務組合に委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」から記入してください。）
②　事業所の前年度における各月の月末の被保険者数を平均して算定してください。

（２）「所得税徴収高計算書」を使用する場合
判定基礎期間の初日が属する年度又は前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載された俸給給料等（01）欄の「支給額」を賃金総額として、同欄の「人員」を当該１か月平均被保険者数として記入してください。
（使用した計算書を支給申請の際に添付してください。）

様式新特第８号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用調整助成金助成額算定書

（事業所名）	○○興業株式会社	（事業所番号）	1234-567890-1				
（１）　賃金総額 利用した書類を記入してください。 （　a. 労働保険料確定保険料申告書　）					13,500,000	円	
（２）　前年度１年間の１箇月平均の雇用保険被保険者数					5	人	
（３）　年間の所定労働日数					259	日	
（４）　平均賃金額 ［(1)／（(2)×(3)）］					10,425	円	
	休業				教育訓練		
	全日		短時間				
（５）　休業手当等の支払い率 ※ 就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率	85	%	85	%	100	%	
（６）　基準賃金額 ［(4)×(5)］	8,862	円	8,862	円	10,425	円	

雇用保険の適用事業所番号を記載してください。

次の（１）（２）のいずれかの方法で算出してください。

（１）　休業等を実施する前の任意の１か月（所定労働日数が明らかに少ない月（２月など）を除く。）の所定労働日数に12を乗じた日数
（２）
● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合
・祝日を含む週休２日制の場合　・・・　年間240日
・祝日を含まない週休２日制の場合　・・・　年間261日
または、
● 部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合
その部署等に従事する年度末の労働者数等（※）により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。
（例）
Ａ部署　従業員　２人……所定労働日数252日
Ｂ部署　従業員　３人……所定労働日数264日

$$\frac{(2人\times252日)+(3人\times264日)}{5人}=259日$$

ただし、休業等協定による休業手当等の算定に当たって、賃金の日割り計算において、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入してください（所得税徴収高計算書を使用する場合で、同様の場合は30日と記入してください）。
なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。
※　(3)の分母は、年度末の人数で計算するため、(2)と(3)の分母の人数は、一致しない場合があります。

● 労働者毎に休業手当等の支払い率が異なる場合
適用される労働者の数が最も多い支払い率としてください。
もしくは、各支払い率の単純平均または各支払い率が適用される労働者数により加重平均をした支払い率でも可です。
（例）
休業手当支払い率60%の従業員　５人
休業手当支払い率80%の従業員　２人
休業手当支払い率100%の従業員　３人

（最も多い支払い率）
60（%）
（単純平均）
（60＋80＋100）÷３＝80（%）
（加重平均）

$$\frac{(5人\times60)+(2人\times80)+(3人\times100)}{10人}=76(\%)$$

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。

(4)欄の平均賃金額に休業等協定書において定めた手当等の支払い率を乗じて求めた額を記入します。
基本給とその他手当との支払い率が異なる場合は、低い方の支払い率を使って算定してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

※　この様式による申請が２回目以降である場合、(1)～(4)までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

６．【雇用調整助成金助成額算定書記載例】②（（７）～（12）欄）

令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の助成率は、大企業事業主の方は２／３（中小企業事業主の方は４／５）、また、解雇等を行わない場合には大企業事業主の方は３／４（中小企業事業主の方は10/10）が適用されます。

令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の助成額（日額）の最高額は、15,000円です。

（７）　１人日当たり助成額単価 [(6)×助成率（ 10/10 ）] ※15,000円を超える時は15,000円	8,862 円	8,862 円	10,425 円
（８）　月間休業等延日数 ※様式新特第９号の⑥、⑫及び⑱欄から転記。	①（9号⑥から転記） 23 人・日	②（9号⑫から転記） 4 人・日	③（9号⑱から転記） 2 人・日
（９）　教育訓練に係る加算額 [(8)×加算額（ 2,400 円）]			4,800 円
（10）　支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(8)] [教育訓練の場合(7)×(8)＋(9)]	203,826 円	35,448 円	25,650 円
（11）　(10)の小計	④ 239,274 円		⑤ 25,650 円
（12）　(11)の合計	264,924 円		

※　（１）　欄は千円未満の端数を切り捨てた値、　（２）　及び　（３）　欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、
（４）　及び（６）　～　（８）　欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

月間延日数を記入してください（様式特第９号の各合計欄と一致します。

令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合の加算額は、大企業事業主の方は1,800円（中小企業事業主の方は2,400円を選択してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

※　この様式による申請が２回目以降である場合、(1)～(4)までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

７．【雇用調整助成金（休業等）支給申請書記載例（休業・教育訓練の場合）】

※　複数の判定基礎期間（最長連続する３期分）を同時に申請する場合であっても、判定基礎期間ごとに、それぞれ申請書を提出してください。（ただし、２か月目以降の判定基礎期間については、この様式の別葉に、①の(6)欄、②欄及び③欄のみの記入で結構です）。

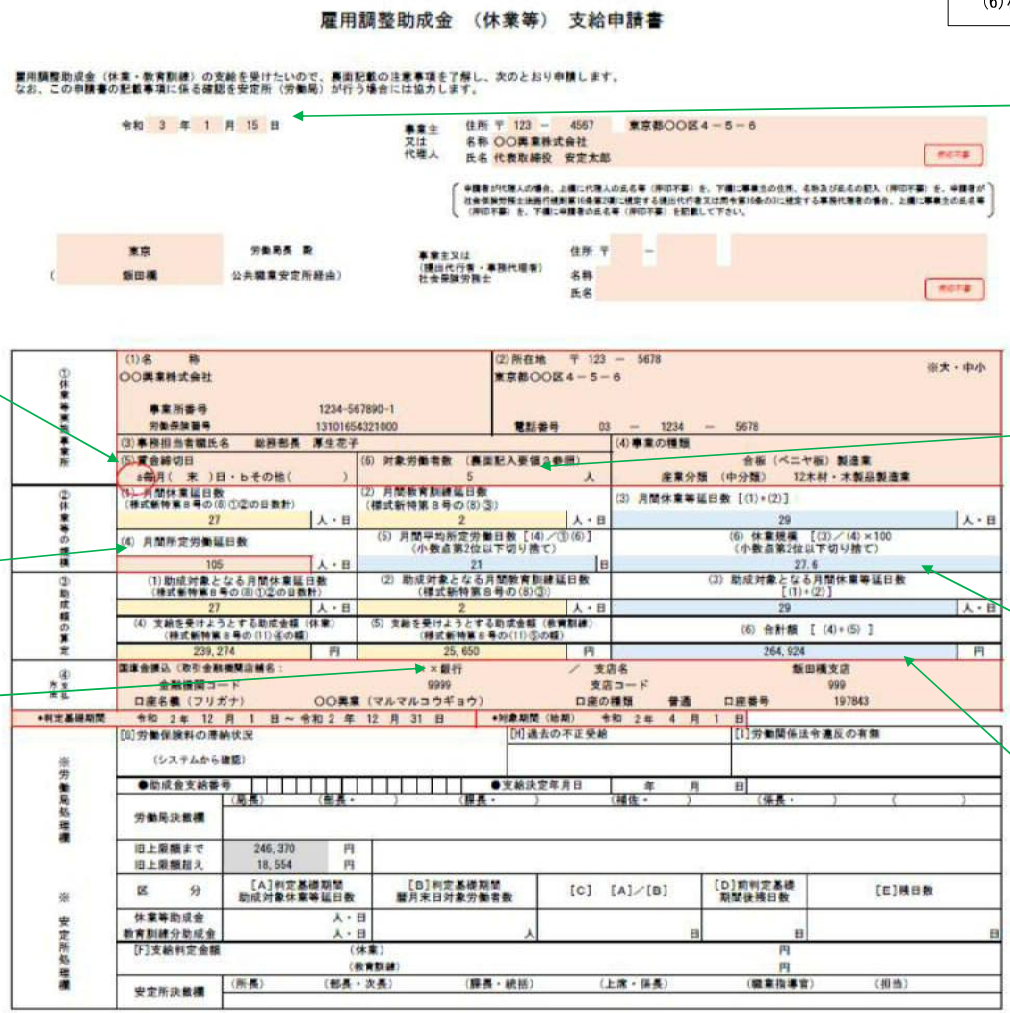

雇用調整助成金　（休業等）　支給申請書

雇用調整助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和　3　年　1　月　15　日

事業主又は代理人　住所　〒 123 － 4567　東京都○○区４－５－６
名称　○○興業株式会社
氏名　代表取締役　安定太郎

東京　労働局長　殿
（　飯田橋　公共職業安定所経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士　住所　〒　－
名称
氏名

①休業等実施事業所
(1)名称　○○興業株式会社
事業所番号　1234-567890-1
労働保険番号　13101654321000
(2)所在地　〒 123 － 5678　東京都○○区４－５－６　※大・中小
電話番号　03 － 1234 － 5678
(3)事務担当者職氏名　総務部長　厚生花子
(4)事業の種類　合板（ベニヤ板）製造業　産業分類（中分類）　12木材・木製品製造業
(5)賃金締切日　a毎月（末）日・bその他（　）
(6)対象労働者数（裏面記入要領３参照）　5　人

②休業等の状況
(1)月間休業延日数（様式新特第８号の(6)①②の日数計）　27　人・日
(2)月間教育訓練延日数（様式新特第８号の(8)③）　2　人・日
(3)月間休業等延日数［(1)＋(2)］　29　人・日
(4)月間所定労働延日数　105　人・日
(5)月間平均所定労働日数［(4)／③(6)］（小数点第2位以下切り捨て）　21　日
(6)休業規模［(3)／(4)×100］（小数点第2位以下切り捨て）　27.6

③助成額の算定
(1)助成対象となる月間休業延日数（様式新特第８号の(8)①②の日数計）　27　人・日
(2)助成対象となる月間教育訓練延日数（様式新特第８号の(8)③）　2　人・日
(3)助成対象となる月間休業等延日数［(1)＋(2)］　29　人・日
(4)支給を受けようとする助成金額（休業）（様式新特第８号の(11)④の額）　239,274　円
(5)支給を受けようとする助成金額（教育訓練）（様式新特第８号の(11)⑤の額）　25,650　円
(6)合計額［(4)＋(5)］　264,924　円

④支給先
国庫金振込（取引金融機関店舗名）：×銀行　／　支店名　飯田橋支店
金融機関コード　9999　支店コード　999
口座名義（フリガナ）　○○興業（マルマルコウギョウ）　口座の種類　普通　口座番号　197843

*判定基礎期間　令和　2年　12月　1日～令和　2年　12月　31日　*対象期間（始期）　令和　2年　4月　1日

※労働局処理欄
[G]労働保険料の滞納状況（システムから確認）
[H]過去の不正受給
[I]労働関係法令違反の有無
●助成金支給番号　●支給決定年月日　年　月　日
労働局決裁欄（局長）（部長・　）（課長・　）（補佐・　）（係長・　）（　）
旧上限額まで　246,370　円
旧上限額超え　18,554　円

※安定所処理欄

区分	[A]判定基礎期間助成対象休業等延日数	[B]判定基礎期間暦月末日対象労働者数	[C]　[A]／[B]	[D]前判定基礎期間後検日数	[E]検日数
休業等助成金	人・日	人	日	日	日
教育訓練分助成金	人・日				

[F]支給判定金額　（休業）　円　（教育訓練）　円
安定所決裁欄（所長）（部長・次長）（課長・統括）（上席・係長）（職業指導官）（担当）

判定基礎期間ごとに提出し、判定基礎期間の末日の翌日から起算して２か月以内に提出してください。

賃金締切日が毎月一定の期日で定められている場合、○で囲み日付を記入してください。

対象労働者は、休業等を実施する事業所の休業等を実施していない者を含めた雇用保険の被保険者の人数です。
ただし、解雇を予告された被保険者、退職願を提出した被保険者、事業主による退職勧奨に応じた被保険者及び日雇労働被保険者等を除きます。

対象労働者の所定労働日数の合計を記入してください。

金融機関名及び支店名を必ず記入してください。

休業規模が大企業事業主の場合は3.3（1/30×100）、中小企業事業主の場合は2.5（1/40×100）以上であれば助成対象となります。

支給を受けようとする助成金額(4)と(5)の合計の金額を記入してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（黄色のセルは算定書から自動入力されます）
（青色のセルは自動計算されます。）

裏面がありますので、必ず支給申請書の裏面を読んだ上で申請してください。

（※）中小企業事業主とは、

小売業（飲食店を含む）	資本金 5,000万円以下又は従業員　50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業	資本金　１億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種	資本金　３億円以下又は従業員 300人以下

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（小学校休業等対応助成金）（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

【対象事業主】
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた　事業主。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】
有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額　×　10/10
※ 支給上限は１日あたり8,330円
（令和２年４月１日以降に取得した休暇については15,000円）

【適用日】
令和２年10月１日～令和３年３月31日の間に取得した悠久の休暇
※日曜日や夏休みなど、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
（電話）0120-60-3999　受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、新型コロナ　休暇支援 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
（小学校休業等対応支援金）
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事する保護者へ支援金を支給します。

【対象者】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【一定の要件】

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

仕事ができなかった日について、１日あたり4,100円（定額）

※ 令和２年４月１日以降の日については、１日あたり7,500円（定額）

【適用日】

令和２年10月１日～令和３年３月３１日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

（電話）0120-60-3999　受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、臨時休業　個人委託　で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。

労働者を雇用する事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和２年10月１日から令和３年３月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！　＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限：15,000円)

申請期限：

- **令和２年10月１日から12月31日**までの休暇に関する**申請期限は令和３年３月31日**です。
- **令和３年１月１日から３月31日**までの休暇に関する**申請期限は令和３年６月30日**です。

令和２年２月27日から９月30日までの休暇に関する申請受付は原則として令和２年12月28日で終了しています。ただし、次のⅠ、Ⅱや天災等のやむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を超過して申請することが可能です。
Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出先

〒１３７－８６９１　新東京郵便局　私書箱１３２号
学校等休業助成金・支援金受付センター

新型コロナ 休暇支援　検索

※郵送先は厚生労働省ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。
（宅配便などは受付不可）

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

（ア）**新型コロナウイルスに感染した**子ども
（イ）**新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
（ウ）**医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する**子ども

※　学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。
・**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

※　業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・学校：**授業日**　※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
・その他の施設（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・**授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日**

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である15,000円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和３年１月６日作成

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

助成金の対象となる「出向」

■**対象：**雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■**前提：**雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること

・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと　　などの要件があります。

対象事業主

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**

② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	**9/10**	**3/4**
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	**4/5**	**2/3**
上限額（出向元・先の計）	**12,000円**／日	

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成対象となる経費

■出向開始日が令和３年１月１日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および１月１日以降の出向初期経費が助成対象となります。
■出向開始日が令和３年１月１日より前の場合、
１月１日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1　出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

▽

出向計画届提出・要件の確認※2

※2　**出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

▽

出向の実施

※3　1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

▽

支給申請※3・助成金受給※4

※4　支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

参考：助成額比較(イメージ)

一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があり得ます。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- 出向期間中の出向運営経費
  - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円、**
  - 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主
※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担）**3,600円**		出向運営経費 **8,400円**（出向先賃金負担 **5,400円**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**）	
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	**実質負担** 1/10 360円	**産業雇用安定助成金** 9/10 7,560円	**実質負担** 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担）**3,600円**		出向運営経費 **8,400円**（出向先賃金負担 **5,400円**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**）
雇用調整助成金 2/3 2,400円	**実質負担** 1/3 1,200円	**実質負担** 10/10 8,400円

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

（公財）産業雇用安定センターでは「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を無料で支援しています！

（公財）産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。

人手不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。

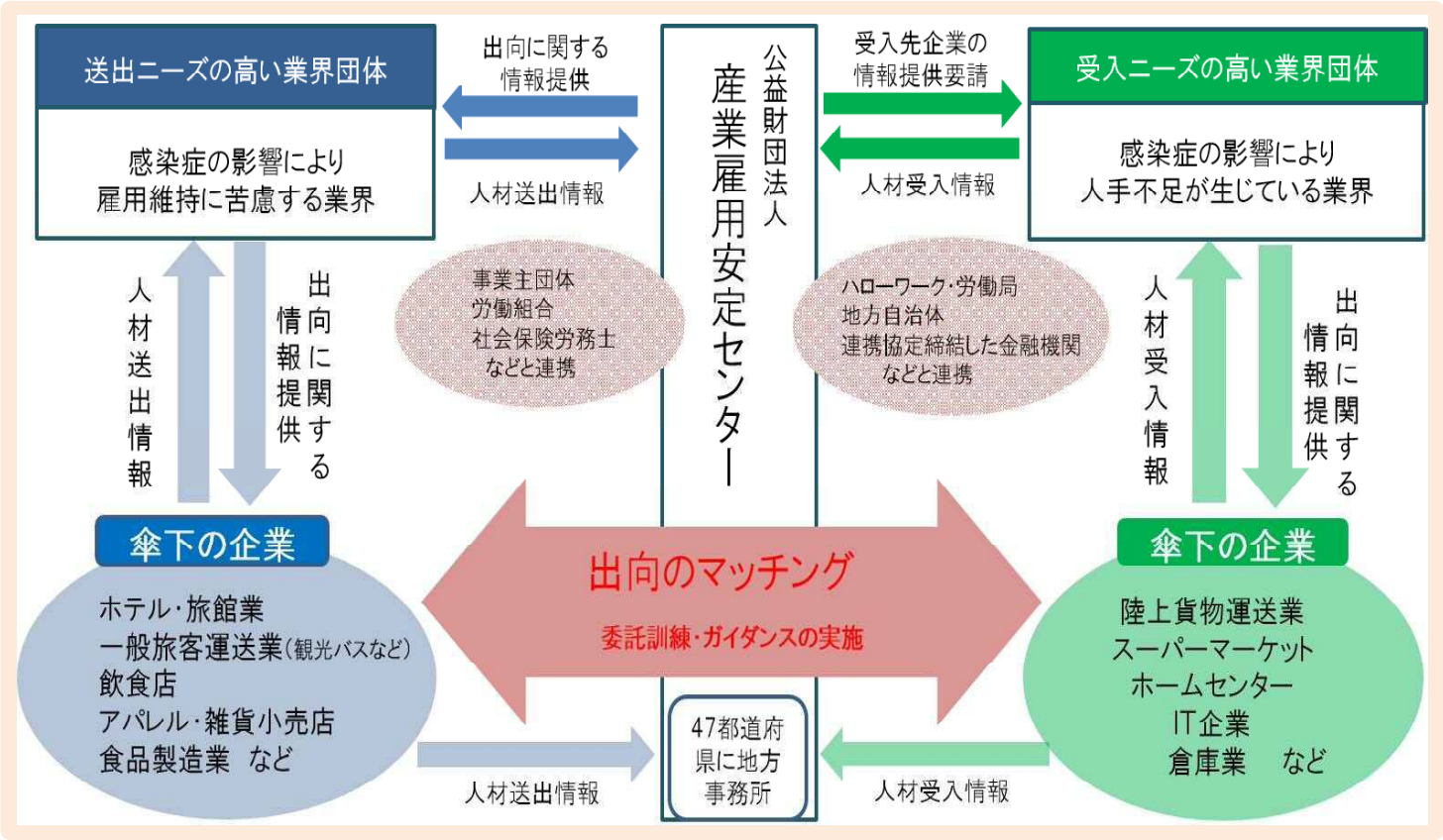

お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、
無料で企業からのご相談を承っています。

（公財）産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

（産業雇用安定センターホームページ）

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業　→　貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。**バス運転手**を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、**出向を活用して雇用維持を図りたい**。

＜企業規模：29人以下＞

出向期間5か月
出向労働者2名

精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、**運転手が慢性的に不足**しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる**丁寧かつ繊細な運転が期待**できるので出向として受け入れたい。

＜企業規模： 29人以下＞

事例2：旅館・ホテル業　→　食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機に**レストラン部門の調理人**を**新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい**。

＜企業規模： 100人～299人＞

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。**調理人を**正社員として**採用したい**と考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、**同じ地域の企業のお役に立つ**ことを意図して出向受入に切り替えることとした。

＜企業規模： 30人～49人＞

事例3：航空運送業　→　卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。**社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保**して**雇用を維持したい**。

＜企業規模：１万人以上＞

出向期間6か月
出向労働者14名

卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、**店舗での販売員として出向で受け入れ**たい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

＜企業規模： 5,000～9,999人＞

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関　など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内
などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。

（厚生労働省ホームページ）

持続化給付金

別添㉑-1

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】
法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年１年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) ― (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】
①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
③法人の場合は、
（Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
（Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000人以下である事業者。

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局HP
・８月31日までに申請の方
→ https://www.jizokuka-kyufu.jp
・９月１日以降に申請の方
→ https://jizokuka-kyufu.go.jp/

【申請要領・よくあるお問合せ等】
上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。
経済産業省HP（持続化給付金）
https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

【お問合せ先】 持続化給付金事業 コールセンター

８月31日までに申請の方	**９月１日以降に申請の方**
直通番号：0120-115-570	直通番号：0120-279-292
IP電話専用回線：03-6831-0613	IP電話専用回線：03-6832-6631

受付時間：8:30～19:00（土曜祝日を除く日～金曜日）

持続化給付金

【申請サポート会場】
持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。
必要書類のコピーをご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support_202102.pdf

▶ 事前予約の方法
予約方法は、①Web予約、②電話予約（オペレーター対応）がございます。

①Web予約
「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。
https://jizokuka-kyufu.go.jp/support/index.html

②電話予約（オペレーター対応）
事務局コールセンターにて、申請サポート会場の予約も受け付けております。
0120-279-292
受付時間：8：30~19：00　日曜～金曜（土曜・祝日を除く）

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、
「持続化給付金」の事務局HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP（９月１日以降に申請の方向け）】
https://jizokuka-kyufu.go.jp/

【重要なお知らせ】
持続化給付金については、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方の書類の提出期限を令和３年２月15日まで申請期限を延長しました。
書類の提出期限延長を希望される方は、令和３年１月31日までに書類の提出期限延長をお申し込みください。

※一定の要件を満たす方が対象となりますので、詳細については以下のページよりご確認ください。
https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20210114.html

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

別添㉒

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和２年４月１日から令和３年２月28日までの間（※１）に中小事業主が休業させた労働者のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者**（※２）

※１　対象となる休業期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です。

※２　雇用保険被保険者でない方も対象となります。

【支給額】休業前賃金の 80%（日額上限11,000円）

- １日８時間から３時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
- 週５回から週３回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和２年10月～12月	令和３年３月31日（水）
令和３年１月～２月	令和３年５月31日（月）

※休業した期間が令和２年４～９月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

・10月30日に公表したリーフレットを踏まえて申請準備に時間を要した方
（https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000689989.pdf）
➡令和３年３月31日（水）までに申請いただければ、受付けます。

・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
➡支給（不支給）決定が行われた日から１か月以内に申請いただければ、受付けます。

【お問合せ先】
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276　受付時間：月～金　8:30～20:00
土日祝　8:30～17:15

事業主・労働者の皆さまへ

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』は シフト制の方や短時間休業なども対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

休業前の１日当たり平均賃金 × 80% × (**各月の日数**（30日又は31日） − **就労した日数 労働者の事情で休んだ日数**)

① １日当たり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

- １日８時間から３時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- 週５回から週３回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の８割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

① 令和２年10月１日～令和３年２月28日に、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた**中小事業主に雇用される労働者

② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

いわゆる**日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象**となります。

※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。

① **労働条件通知書に「週○日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、**事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース

② 休業開始月前の**給与明細などにより、６か月以上の間、原則として月４日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる**ケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

[電話] 0120(221)276　[時間] 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

その他、休業支援金に関するＱ＆Ａや、申請書等は厚生労働省ホームページ特設サイトに掲載しています（「休業支援金」で検索ください）。

[特設サイト] https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030121保01

家賃支援給付金

別添㉓

新型コロナウイルス感染症を契機とした５月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、５～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

①いずれか１カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する３カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の６倍（6カ月分）。

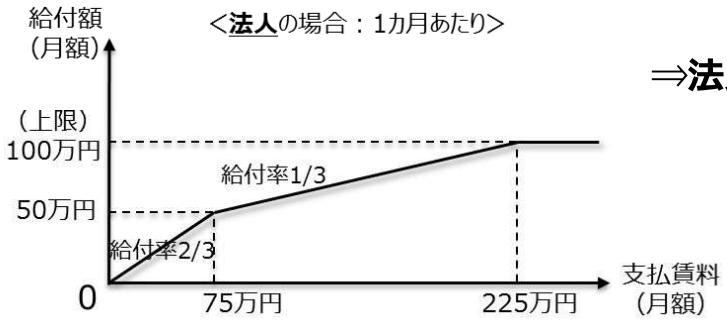

⇒法人は最大600万円

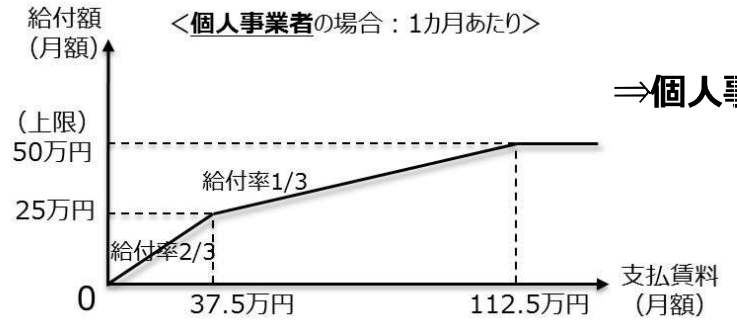

⇒個人事業者は最大300万円

【申請サイト】

https://yachin-shien.go.jp/index.html

また、よくあるご質問を
https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html
にまとめておりますので、ご参照ください。

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

家賃支援給付金

【申請サポート会場】
家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、こちらをご覧ください。
https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf

「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。

申請補助シートの印刷や来訪予約は、こちらをご覧ください。
https://yachin-shien.go.jp/support/index.html

上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

「家賃支援給付金　申請サポート会場　電話予約窓口」
0120-150-413　　受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

【資料のダウンロード】
申請要領や給付規定、その他申請に必要な書類は、
https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html
からダウンロードすることができます。

【重要なお知らせ】
家賃支援給付金の申請期限は、当初、令和３年１月15日までとしておりましたが、令和３年１月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、令和３年２月15日（月）24時まで申請期限を延長しました。まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、２月15日の申請期限までに申請を完了ください。
詳細については以下のページよりご確認ください。
https://yachin-shien.go.jp/news/20210114_02/index.html

【お問合せ先】
家賃支援給付金 コールセンター
TEL：0120-653-930　時間：8:30～19:00（土・祝日除く）

事業の再構築に挑戦する皆様へ

別添㉔

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

（中小企業等事業再構築促進事業）

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1．申請前の**直近６か月間**のうち、**任意の３か月の合計売上高**が、コロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2．**事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定**し、**一体となって**事業再構築に取り組む中小企業等。
3．補助事業終了後３～５年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

✓ **通常枠**　補助額　**100万円～6,000万円**　補助率　**２／３**

✓ **卒業枠***　補助額　**6,000万円超～１億円**　補助率　**２／３**

*卒業枠については、400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

✓ **通常枠**　補助額　**100万円～8,000万円**
補助率　**１／２（4,000万円超は１／３）**

✓ **グローバルＶ字回復枠****　補助額　**8,000万円超～１億円**　補助率　**１／２**

**グローバルV字回復枠については、100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6か月間のうち任意の３か月の合計売上高がコロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

令和２年度３次補正予算【３月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。３月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

経済産業省　中小企業庁

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡**オンライン専用の注文サービス**を新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たに**ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に**高齢者向けの食事宅配事業**を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品の**ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規に**フィットネスジムの運営**を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たに**オンライン形式でのヨガ教室の運営**を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。**病院向けの給食、事務等の受託サービス**を新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、**食料等の宅配サービス**を開始。

製造業

航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。**ECサイト（オンライン上）での販売**を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに**化粧品の製造・販売**を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用して**オートキャンプ場を整備**し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに**医療向けの診断サービス**を開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、
研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、
広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

担当課　中小企業庁　経営支援部　技術・経営革新課
０３-３５０１-１８１６

※公募開始は３月となる見込みです。
※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に２～３週間要する場合がありますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。➡ https://www.jgrants-portal.go.jp/
※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

詳細はこちら
（経済産業省HP）

別添㉕

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業における、「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の３つの補助事業については、**「通常枠」**に加え、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、**「低感染リスク型ビジネス枠」**を創設します。

①ものづくり補助金

➢　新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】　補助上限：1,000万円　補助率：中小１/２、小規模２/３

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：1,000万円　補助率：２/３

②持続化補助金

➢　小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠（注）】　補助上限：50万円　補助率：２/３

注：通常枠（令和３年２月５日締切り分）については以下を別枠として上乗せ

【事業再開枠】 補助上限：50万円　定額（10/10）

【追加対策枠】 補助上限：50万円

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：100万円　補助率：３/４

③IT導入補助金

➢　ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円　補助率：１/２

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：30～450万円　補助率：２/３

■各補助事業の公募スケジュール

①ものづくり補助金	通常枠：公募中、２月19日（金）17時 低感染リスク型ビジネス枠：未定（詳細が決まり次第公表します）
②持続化補助金	通常枠：公募中、２月５日（金）当日消印有効 低感染リスク型ビジネス枠：３月中公募開始予定
③IT導入補助金	通常枠：未定（詳細が決まり次第公表します） 低感染リスク型ビジネス枠：未定（詳細が決まり次第公表します）

※詳細は各補助金ページ（37～40ページ）を参照ください

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

■低感染リスク型ビジネス枠における各補助金の拡充内容

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 （設備導入、システム構築）	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 （IT導入）	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

■事業再開枠の対象　（持続化補助金（通常枠・２月５日締切り分））

※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- **消毒、マスク、清掃**
- **飛沫防止対策**（アクリル板・透明ビニールシート等）
- **換気設備**
- **その他衛生管理**（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- **掲示・アナウンス**（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

【各補助金に関するお問合せ】
34～37ページに記載の各補助金お問合せ先にお願いいたします。
【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

①ものづくり補助金

基本情報

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

対象　　：中小企業・小規模事業者　等
補助上限：原則1,000万円
補助率　：【通常枠】　補助率：中小１/２、小規模２/３
　　【低感染リスク型ビジネス枠】補助率：２/３

※ 詳細は35、36ページ参照
※低感染リスク型ビジネス枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

想定される活用例

（通常枠）
・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する
・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入する

（低感染リスク型ビジネス枠）
・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する

公募スケジュール（５次締切）（通常枠）

申請開始：２月２日（火）17時（公募要領公開中）
申請締切：２月19日（金）17時
※低感染リスク型ビジネス枠については詳細が決まり次第公表します。

ものづくり補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり補助金（通常枠）についてのお問合せ先】
ものづくり補助金事務局
http://portal.monodukuri-hojo.jp/
電話番号：050-8880-4053　（10:00～17:00（土日祝日除く））
公募要領に関するお問合わせ：monohojo@pasona.co.jp
電子申請システムの操作に関するお問合わせ：
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

【ものづくり補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

②-1 持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者　等
補助上限：50万円、補助率：２/３
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。
・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：２/３または定額（10/10）
※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）
※「事業再開枠」の取組は令和２年５月14日以降に実施した取組まで遡って補助。
※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

４次締切：令和３年２月５日（金）当日消印有効

※４次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会　http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
電話番号：03-6670-2540
受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所　https://r1.jizokukahojokin.info/
電話番号：03-6447-2389
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）

②-2 持続化補助金
（低感染リスク型ビジネス枠）

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援。

基本情報

対象：小規模事業者　等
補助上限：100万円（*）、補助率：３/４
*　補助金総額の１/４以内(最大25万円)を感染防止対策(消毒液購入、換気設備導入等)に充当可能（※）。

※緊急事態宣言の再発令に伴い**特別措置**を講ずる。

要件：緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年同月比で30%以上減少している場合
→感染防止対策費を補助金総額の１/２以内（最大50万円）に引き上げ。
→審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

想定される活用例

・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象となる。

公募スケジュール

３月中公募開始予定

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

③ＩＴ導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象　：中小企業・小規模事業者　等
補助額：30～450万円
　※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円
補助率：通常枠　1/2
　　低感染リスク型ビジネス枠　2/3

想定される活用例

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

（通常枠の導入例）
・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

（低感染リスク型ビジネス枠の導入例）
・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール　未定（詳細が決まり次第公表します）

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開予定です。

【IT導入補助金（通常枠）についてのお問合せ先】
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト
https://www.it-hojo.jp/
または右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：0570-666-424
※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

【IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

感染症対策を含む 中小企業強靭化対策事業

別添㉖

（ハンズオン支援令和２年９月2日～受付）

中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。
（詳細はページ下部「「事業継続力強化計画」について」を参照）

今後以下の取組を実施する予定です。

①感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画策定の手引き」を更新

「事業継続力強化計画策定の手引き」について、感染症対応等の記載例や説明等のコンテンツを追記し、更新しました。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/kyoka_tebiki.pdf

②新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定をハンズオン支援。

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ支援人材を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。
ご希望の方は、以下URLよりお申し込みください。
→https://kyoujinnka.smrj.go.jp/tandoku/

【参考ページ】
「事業継続力強化計画」について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画
https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税）

- 近年、**全国各地で頻発する自然災害**、**長期化する新型コロナウイルス感染症の影響**の中、**中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要**。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、**対象設備を追加した上で、適用期限を２年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和4年度末まで】

○対 象 者 ：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等

○支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）

○対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類（取得価額要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（１００万円以上）	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（３０万円以上）	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、 **感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ**
建物附属設備（６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、**無停電電源装置（UPS）** （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となる。
※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。

テレワーク設備導入にかかる費用の支援

別添㉗

1．働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法はこちらのQRコードよりご確認ください。
新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース

2．IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（39ページ参照）

3．税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の７％（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット９、22ページに記載しております。

業務改善助成金について

別添㉘

令和2年度第三次補正予算案：14億円

【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

【要求理由】

コロナ禍において、従来のような賃金の大幅引上げが困難な状況にあっても、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

【対象事業場】

以下の２つの要件をすべて満たす事業場

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

・事業場規模100人以下であること

【助成率】

３／４（４／５）

※生産性要件を満たした事業場の場合、４／５（９/10）

※（）内は事業場内最低賃金**900円未満**の事業場

（令和２年度当初：３／４（４／５）

※生産性要件を満たした事業場の場合、４／５（９/10）

※（）内は事業場内最低賃金**850円未満**の事業場）

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	20円コース（新規）	30円コース
1人	20万円	30万円
2～3人	30万円	50万円
4～6人	50万円	70万円
7人以上	70万円	100万円

人材開発支援助成金

令和２年度第三次補正予算案：10億円

制度概要 職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	助成内容	助成率・助成額 ※1　注：（ ）内は中小企業事業主以外		
		経費助成	賃金助成	OJT実施助成※2
特定訓練コース	・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	45% （30%）	760円 （380円）	665円 （380円）
一般訓練コース	・その他のコース以外の20時間以上の訓練について助成	30%	380円	－
特別育成訓練コース	・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	実費 （上限あり）	760円 （475円）	760円 （665円）

※1　生産性要件を満たした場合、特定分野認定実習併用職業訓練の場合等、一定の要件により割増し率・額を適用。　※2　OJTとOFF-JTを組み合わせた雇用型訓練を実施した場合のみ。

改正内容 業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象に追加する拡充を予定

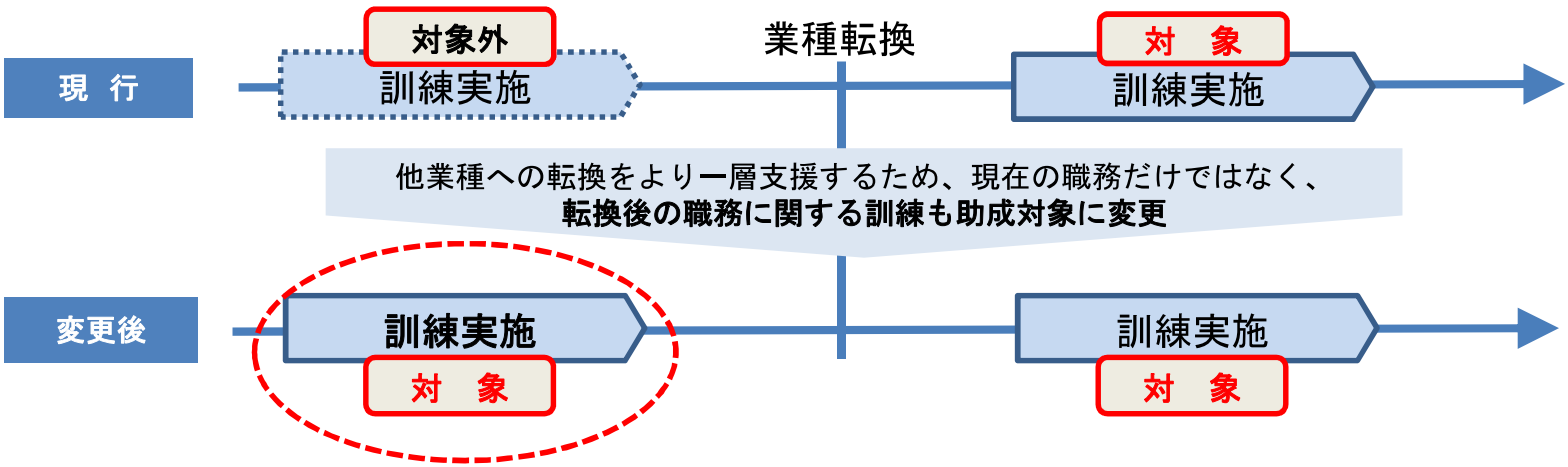

トライアル雇用、障害者トライアル雇用、障害者短時間トライアル雇用を実施中の事業主の方へ

新型コロナウイルスの影響で休業した場合、特例的にトライアル雇用期間を変更できるようになりました

トライアル雇用※期間中に新型コロナウイルスの影響で休業した場合、休業中の勤務予定日を除いて、終了予定日の翌日以降に追加することができます。ただし、すでにトライアル雇用を終了している場合は対象となりません。

※トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則３か月）試行雇用することをいいます。

トライアル雇用期間を変更するには、以下の要件を満たす必要があります。

- 令和2年4月1日～令和３年２月28日の間にトライアル雇用期間が含まれていること
- 上記期間中に新型コロナウイルスの影響で対象者を休業させたこと
- 休業により、対象者の適性の見極めが難しくなったこと
- トライアル雇用期間の変更について労働者との合意があること

（トライアル雇用期間の変更例）

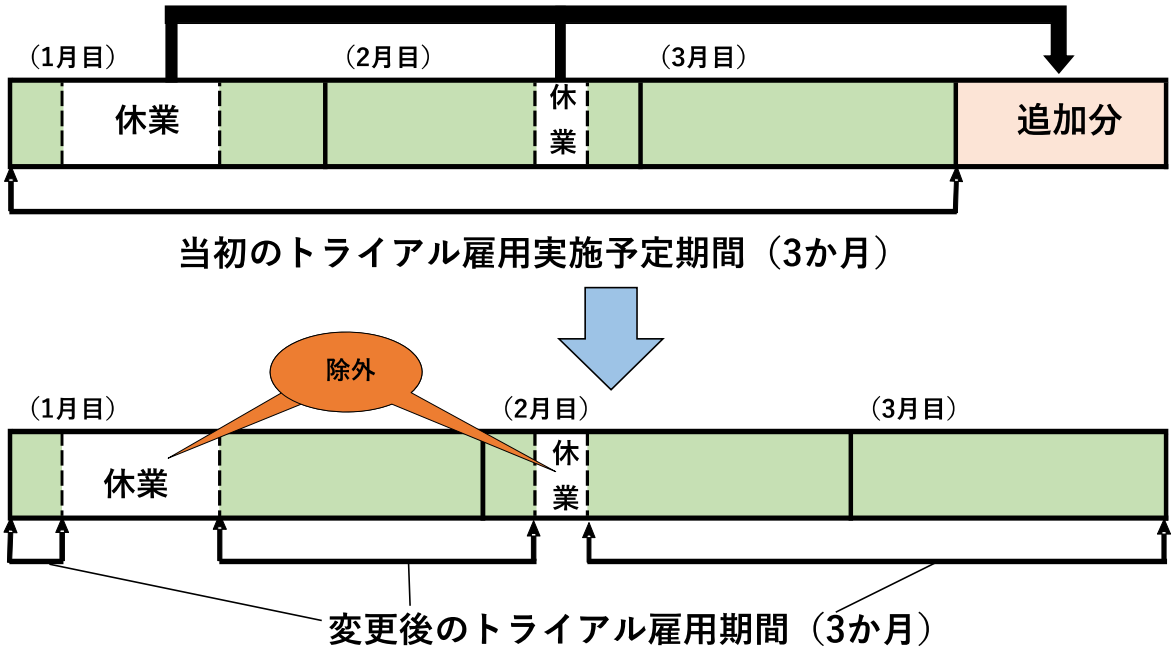

＜注意ください！＞

変更前後でトライアル雇用期間中の**合計勤務日数**が同じになるようにすること。

▶ 変更する場合は、「トライアル雇用実施計画書変更届（新型コロナ特例）」を提出する必要があります。

▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

021228企03

別添㉛

中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加**した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和４年度末まで】

類型	生産性向上設備（Ａ類型）	収益力強化設備（Ｂ類型）	デジタル化設備（Ｃ類型）
要件	生産性が旧モデル比平均１％以上向上する設備	投資収益率が年平均５％以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）
要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

中小企業投資促進税制の延長

別添㉜

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加**した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和４年度末まで】

※赤字は今回の追加業種等

対象者	・中小企業者等（資本金額１億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数１，０００人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【１台１６０万円以上】
	・測定工具及び検査工具【１台１２０万以上、１台３０万円以上かつ複数合計１２０万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計７０万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量３．５トン以上）
	・内航船舶（取得価格の７５%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金３，０００万円以下の中小企業　　３０%特別償却　又は　７%税額控除
	資本金３，０００万円超の中小企業　　３０%特別償却

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

少額減価償却資産の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※1）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
④税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年 15 億円を超える法人（※3）
※2　資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人
※3　平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和2年3月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

別添㉞

固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

（※１） **納税猶予**の要件
→ 2020年２月～納付期限までの任意の１ヶ月以上の収入が前年同期比概ね**20%以上減少**

（※２） **軽減・免除**の要件
→2020年２～10月までの任意の連続する３ヶ月の事業収入が対前年減少率
・**50%以上減少** ： **ゼロ**
・**30%以上50%未満** ： **1/2**

対象資産＼支払い時期	2020年（2020年１月１日時点で保有するものが課税対象）	2021年（2021年１月１日時点で保有するものが課税対象）	2022年（2022年１月１日時点で保有するものが課税対象）
土地【固定資産税・都市計画税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分の支払い** **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**
事業用家屋【固定資産税・都市計画税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分ゼロ又は１／２**（※２） **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**
償却資産（機械・設備等）【固定資産税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分ゼロ又は１／２**（※２） **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**

新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ
・対象資産：2020年４月30日～2023年３月31日までに取得したもの。
・**先端設備等導入計画**の提出が必要です。

新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ
・対象資産：2017年～2023年３月31日までに取得したもの
（2020年４月30日以降に取得した**構築物も対象**）
・**先端設備等導入計画**の提出が必要です。

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター ：03-6281-9821

固定資産税等の軽減

1．固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とします。

※2020年の固定資産税・都市計画税は、１年間納税猶予される場合があります。詳細はP66をご覧ください。
※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要があります。
※市町村への申告期限は、原則２月１日迄です。締め切り後の提出についても、やむを得ない理由があると市町村が認める場合には、期限後の申告も認められる可能性がありますので、申告先の市町村までご確認ください。

申請者 → 申告 → **市町村**

↑ 事前確認 ↓

認定革新等支援機関等※

※認定革新等支援機関等とは
①認定経営革新等支援機関
②商工会・商工会議所・中央会
③税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人、中小企業診断士、青色申告会連合会、青色申告会

＜減免対象＞　※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
（通常、取得額または評価額の1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年２月～10月までの任意の連続する３ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
５０%以上減少	全額
３０%以上５０%未満	２分の１

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2．固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年３月末までとなっている適用期限を２年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

対象地域	**全国1,646自治体**（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの
	事業用家屋と構築物を対象追加 • 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの • 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後３年間、ゼロ～1／2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター ：03-6281-9821

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定 ⇒

【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援（地方税法に基づき課税標準を３年間ゼロ～１／２間で市町村の定める割合に軽減）
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）
- 認定事業者に対する一部の補助金における優先採択（審査時の加点）

先端設備等導入計画

申請事業者
（中小企業者（詳細右図））

→ 事前確認（必須）

認定経営革新等支援機関
例 ・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家　　等

○認定を受けられる「中小企業者」の規模（中小企業等経営強化法第2条第１項）

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項の定義		
		資本金の額又は出資の総額	又は	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下		300人以下
卸売業		1億円以下		100人以下
小売業		5千万円以下		50人以下
サービス業		5千万円以下		100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下		900人以下
	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
	旅館業	5千万円以下		200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	３年間、４年間又は５年間
労働 生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均３％以上向上すること　*直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ （労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア、事業用家屋、構築物
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー

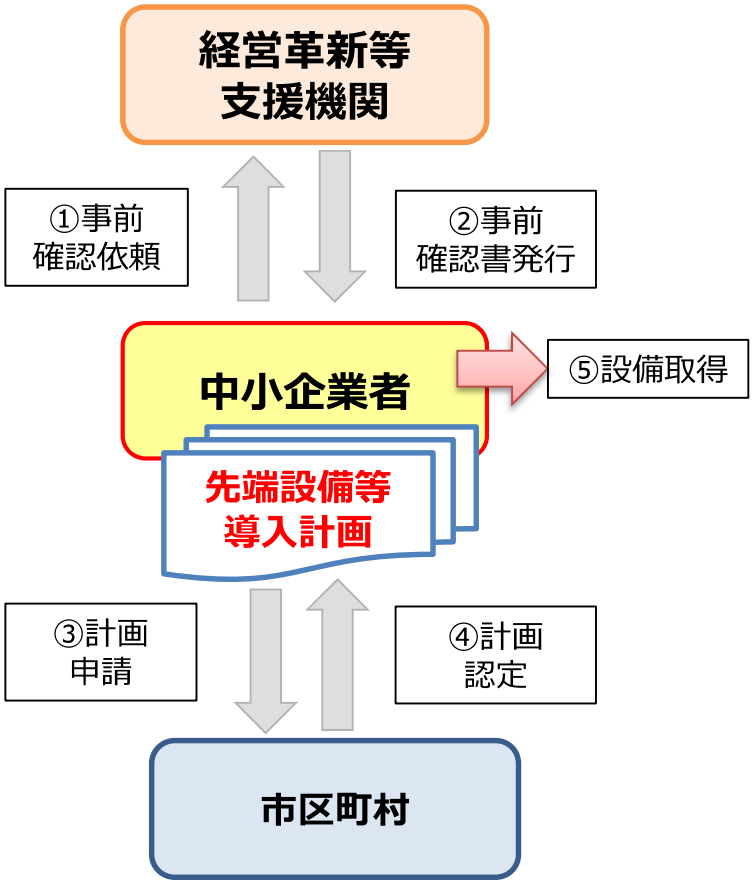

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者 （※１）	資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 （※１）	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※２）（60万円以上/14年以内） ◆構築物（120万円以上/14年以内） ◆事業用家屋（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、３年間　ゼロ～１／２（※３）に軽減

※１ 市町村によって異なる場合あり　※２ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く　※３ 市町村の条例で定める割合

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置（固定資産税・都市計画税）

土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置。

施策の背景

・新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、GDPは2020年4-6月期に大きく落ち込んだ後、未だコロナ前の水準に回復しておらず、企業の経営環境の改善や民間投資の喚起等が急務。

・令和3年度は、3年に一度の評価替えの年であり、近年、地価が全国的に上昇傾向にあった中で、多くの地点で固定資産税負担が増加する見込み。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況、事業者の経営環境及び家計の所得環境が悪化する中、固定資産税の負担増が収束後の経済の力強い回復の支障となるおそれがある。

商業地の地価動向

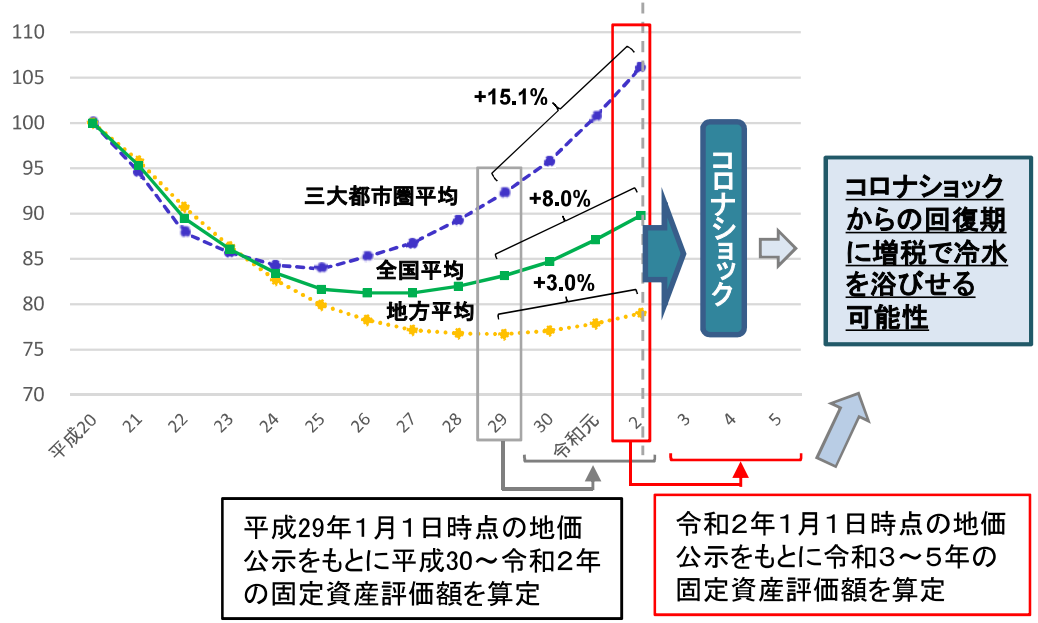

※令和3年度評価替えは、令和2年1月1日時点の地価公示に基づき実施され、これを基に3年間課税される。

資料：国土交通省「地価公示」をもとに平成20年=100とした指数値を推計。

要望の結果

- 現行の**負担調整措置等を3年間**（令和3年4月1日～令和6年3月31日）**延長**する。
- **令和3年度**は、評価替えを行った結果、**課税額が上昇する全ての土地**について、**令和2年度税額に据置。**

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

＜①申告（及び納税）にお困りの方＞ （詳細は69ページ）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	**申告が必要な以下の税** ・申告所得税(及び復興特別所得税)　・法人税 ・消費税　・贈与税 ・相続税　の申告（※） → 申告期限以降も、**柔軟に受付** ✓ **基本的には、延滞税・利子税は発生しません** ✓ 申告書の作成又は来署することが**可能になった時点での税務署への申し出**で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

＜②お支払いが困難な方＞

✓ **納税期限**（延長された期限を含む。）**までにお支払いが困難な方**

納税の猶予	事業収入が20%以上減少	**原則全ての税（詳細は70ページ）** 令和２年２月から納期限までの一定の期間（１か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → **無担保＋延滞税なしで、１年間納税猶予**
	個別の事情がある場合	**国税（詳細は71ページ）** ・**原則、１年間猶予**（状況に応じて更に１年間猶予される場合あり） ・**猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除** ・**財産の差押えや換価（売却）が猶予** ※税務署において所定の審査を行います。 ※**地方税においても、国税と同様の措置**を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP70） ＜個別の事情＞ ①災害により財産に相当な損失が生じた場合　②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合　④事業に著しい損失を受けた場合

○イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）

1．税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和２年４月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和２年３月16日	・４月16日まで期限を延長 ・４月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付 ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和２年３月31日	
贈与税	令和２年３月16日	

- ４月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配意した形で行うことといたします。
- 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- 令和元年分の還付申告については、５年間（令和６年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・ 納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、国税庁 で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf

２．事業収入が減少する場合の納税猶予（国税･地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和２年２月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和２年２月から納期限までの一定の期間（１ヶ月以上）において、**事業収入が前年同期比概ね20%以上減少**した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

◆ 原則、**１年間納税猶予が認められます**。

◆ **担保の提供は不要**です。

◆ **猶予期間中の延滞税が免除**されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から**「納税の猶予許可通知書」が送付**されます。
※この**「納税の猶予許可通知書」**のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その１）を取得すると、**「新型コロナ臨時特例法第３条による納税の猶予が適用」された旨が記載**されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限
・法人税　事業年度終了から２ヶ月以内（３月末決算であれば５月末）
・消費税　事業年度終了から２ヶ月以内（同上）
※個人事業者は３月末（令和２年は４月16日）
・申告所得税　３月15日（※令和２年は４月16日以降も柔軟に申告を受付）
・固定資産税　基本的に、４～６月で自治体が定める日（第１期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

３．個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**１年間猶予が認められます**。
  （状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

４．個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

１．徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

２．申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】
徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、
お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

1．欠損金の繰戻し還付制度

資本金１億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金１億円以下）	➡資本金１億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

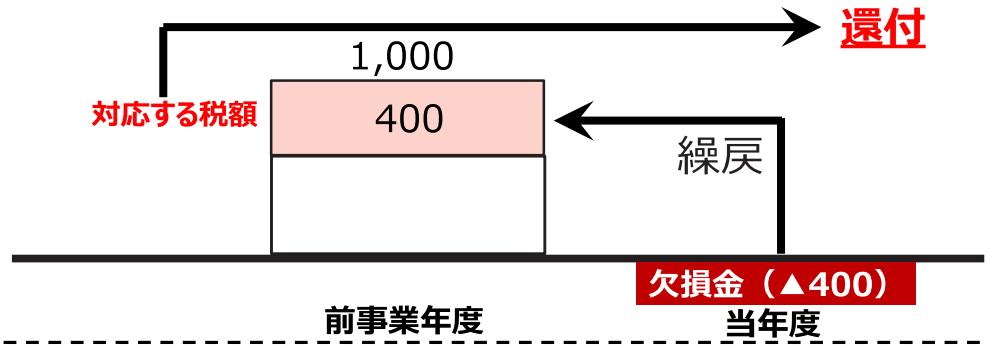

2．災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前１年（青色申告書を提出する法人である場合には、前２年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ

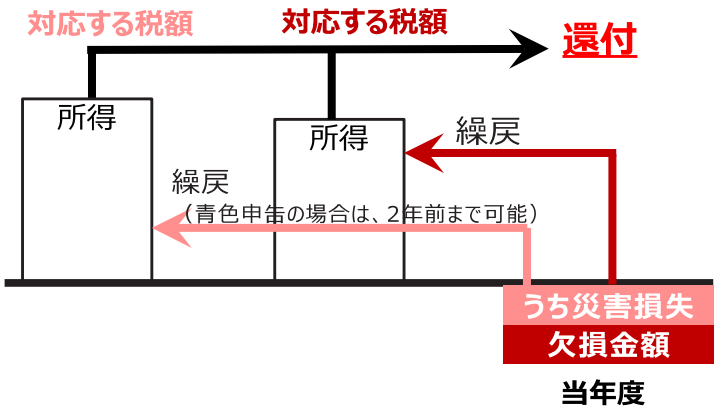

例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

別添㊲

令和３年２月２日
国　　税　　庁

報　道　発　表　資　料

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和３年４月 15 日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和２年分所得税の確定申告期間（令和３年２月 16 日～３月 15 日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和３年４月 15 日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○ 申告期限・納付期限

税　目	当　初	延　長　後
申　告　所　得　税	令和３年３月 15 日(月)	令和３年４月 15 日(木)
個人事業者の消費税	令和３年３月 31 日(水)	
贈　　与　　税	令和３年３月 15 日(月)	

○ 振替日

税　目	当　初	延　長　後
申　告　所　得　税	令和３年４月 19 日(月)	令和３年５月 31 日(月)
個人事業者の消費税	令和３年４月 23 日(金)	令和３年５月 24 日(月)

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和３年３月 16 日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

（参考）確定申告会場への来場を検討されている方へ

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

国税庁長官
可部　哲生

（２－５）中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（法人税･法人住民税）

別添㊳

- **中小企業者等の法人税率**は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を**2年間延長**する。

改正概要

【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置法：適用期限　令和4年度末まで】

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.2%	－
中小法人 （資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額	23.2%	－
	年800万円以下の所得金額	19%	**15%**

別添㊴

経営相談窓口の開設

令和２年１月29日より、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。２月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。
まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談
経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談
土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。
※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。
よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html

③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

○経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）
受付時間：9:00～17:00　※土日・祝日含む
右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。

④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

事業HPについては下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
（当事業の詳細についてはP61にも掲載しております。）
事業HP https://digitalization-support.jp/
なお本事業では、使いやすいITツールや活用事例をまとめたサイト「ここからアプリ」も支援ツールとして活用していきます。

【別添２】

事　務　連　絡
令和３年２月８日

建設関連業団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

令和２年度第３次補正予算を踏まえた建設関連業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月 14 日（令和２年 12 月 24 日改訂版））」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしてきたところです。

引き続き、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する等の観点から、令和２年度第１次補正予算及び第２次補正予算を強化するため、財政支出約４０兆円、事業規模約７４兆円の令和２年度第３次補正予算が令和３年１月２８日に成立いたしました。

昨年６月１９日に、令和２年度第２次補正予算に係る建設関連業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を送付したところですが、今般の令和２年度第３次補正予算の成立を踏まえ、建設関連業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙のとおりまとめております。例えば、雇用調整助成金については、現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続させるほか、生産性革命推進事業などの設備投資や教育訓練を行う事業者向けの補助金・助成金制度が拡充されることになっております。

貴職におかれましては、傘下の建設関連業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

以上

【新型コロナウイルス対策】建設関連業関係　支援策①（三次補正後）

別紙

国土交通省

資金繰り関係

【参考】建設業向け金融事業　[別添①、②]

〇地域建設業経営強化融資制度
・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。
また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。
〇下請債権保全支援事業
・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、**早期に資金化**することが可能となります。
・また、不渡り猶予を受けた手形債権も損失補償助成の対象となります。
＜金融支援事業について＞https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html

支援内容一覧 [別添③]

※一部、支援内容の変更や3次補正で拡充・期限延長などの措置が講じられております。

セーフティーネット保証４号・５号の対象拡大 [別添④]

・売上高が前年同月比▲20%以上（4号）、▲5%以上（5号）減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証（※）を受けることができます。
（※）一般保証とは別枠（2.8億円）で、4号100%、5号80%保証
4号保証【地域指定】・・・3/23より47都道府県が指定
5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用　[別添⑤]

・セーフティネット保証とはさらに別枠（2.8億円）で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資　[別添⑥]

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。
＜対象要件＞セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、**保証料補助と利子補給**を実施。

セーフティーネット貸付の要件緩和　[別添⑦]

・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資　[別添⑧～⑪]

〇日本政策金融公庫及び沖縄公庫による**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。
〇商工中金による危機対応融資
・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。
〇マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）
・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。
〇特別利子補給制度
・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、**利子補給**を実施。

日本公庫等の既往債務の借換　[別添⑫]

・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等　[別添⑬]

・（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置　[別添⑭]

・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

ＤＢＪ・商工中金による危機対応融資　[別添⑮]

・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業　[別添⑯]

・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例　[別添⑰]

■給付対象者　：一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象
■貸付上限　　：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内（その他、10万円以内）
■償還期限：2年以内　　■貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】建設関連業関係　支援策②（三次補正後）

国土交通省

助成金・給付金関係（雇用対策・売上減少等支援）

雇用調整助成金　（緊急雇用安定助成金）［別添⑱-1］（詳細は［別添⑱-2］）

※現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで継続されることになりました。

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に**休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持**を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

■助成内容・対象

➢休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）

➢解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）

※上限額は1人1日当たり15,000円

➢教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ

※中小企業2,400円　、大企業1,800円

➢雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象　　など

■受給要件

➢支給限度日数は通常1年間に100日であるが、別枠で利用が可能

➢生産指標の要件を緩和

➢事業所設置後1年未満も対象　　など

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

＜雇用調整助成金について＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

小学校休業等対応助成金　［別添⑲］

※支給対象となる期間が令和3年3月末まで延長されております。

・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、

①**労働者（保護者）**に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた**事業主**に助成

②委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額

①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額　× 10／10

※支給上限は**1日あたり8,330円**（令和2年4月1日以降取得の休暇分は**15,000円**）

②【個人向け】

就業できなかった日について、**1日あたり4,100円定額**

※令和2年4月1日以降の日については、**1日あたり7,500円定額**

■給付対象者

①【事業主向け】子ども（※）の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主

②【個人向け】子ども（※）の世話を行う必要となった保護者で、一定の要件（個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている）を満たす方

（※）A：臨時休業等した小学校等に通う子ども

B：感染などにより休む必要がある子ども

＜小学校休業等対応助成金について＞https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf

産業雇用安定助成金　［別添⑳］　新規

・**事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持**するため、**労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、助成**。

■助成内容等

・出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

・**雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提**。

・上記のほかにも要件あり

■助成率・助成額

①出向運営経費（賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費）

	中小企業	中小企業以外
出向元の労働者の解雇：無し	9/10	3/4
出向元の労働者の解雇：有り	4/5	2/3
上限額	1万2千円／日	

②出向初期経費（就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元で予め行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当（定額）	

（※）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額が加算。

＜産業雇用安定助成金について＞https://www.mhlw.go.jp/stf/sankokin0122_00003.html

【新型コロナウイルス対策】建設関連業関係　支援策③（三次補正後）

国土交通省

持続化給付金　[別添㉑]

※申請期限に間に合わない事情がある方については、書類の提出期限をR3/1/31～R3/2/15まで期限延長（1/31までに書類の提出期限延長の申込が必要）

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

■給付額

・**法人は200万円、個人事業者等は100万円**　（昨年１年間の売上からの減少分を上限）

■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が全年同月比で50%以上減少**

＜計算方法＞
前年の総売上（事業収入）ー（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

・事業収入等（※）を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

・（※）個人事業主は、主たる収入を「事業収入」で確定申告した人が支給対象であったが、「雑所得」や「給与所得」で申告した人も対象。

・2020年1月～3月の間に操業した事業者も対象に追加。

＜持続化給付金について＞https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金　[別添㉒]

拡充

※今般、シフト制の方や短時間休業なども対象に追加されました。
※大企業への対象拡大などの制度拡充等については、今後の動向を注視ください。

・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方**に対して、**当該労働者の申請により**、支給。

■給付対象者

R2/10/1～R3/2/28までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

■支援金額の算定方法

①1日当たり支給額（11,000円が上限）　×　②休業実績

※①②の算定方法は以下の通り

①：休業前の1日当たり平均賃金額　×　80%

②：各月の日数（30日又は31日）ー　就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

＜休業支援金・給付金について＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

家賃支援給付金　[別添㉓]

※新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、R3/2/15まで申請期限を延長

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減**することを目的として、**テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給**。

■給付対象者

・**テナント事業者**のうち、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等**であって、**5～12月**において以下のいずれかに該当する者

①いずれか**1か月**の売上高が前年同月比で**50%以上**減少

②連続する**3か月**の売上高が前年同期比で**30%以上**減少

■給付額・給付率

・申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。

→**法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円**

＜家賃支援給付金について＞https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html

事業再構築補助金　[別添㉔]

新規

※3月に公募開始予定ですが、今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

・新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、**以下の要件をすべて満たす**企業・団体等の新たな挑戦を支援。

■給付対象者

・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等

※付加価値額の目標達成が必要

■補助対象経費

・建物費、設備費、システム購入費、外注費、研修費等（人件費・旅費除く）

■給付額・給付率

	通常枠	卒業枠	グローバルV字回復枠
中小	100～6,000万円・2/3	6,000万円超～1億円・2/3	ー
中堅	100～8,000万円・1/2 （4,000万円超は1/3）	ー	8,000万円超～1億円・1/2

＜事業再構築補助金について＞https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

【新型コロナウイルス対策】建設関連業関係　支援策④（三次補正後）

国土交通省

その他（事業再開・設備投資・教育訓練等）支援関係

中小企業生産性革命推進事業　[別添㉕]　改編

※詳細については、今後発表される情報をご確認ください。

・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、**中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現**させることが必要。
・そのため、**現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援**するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠に改編。
※これまでの特別枠はR2/12で募集終了

補助上限・補助率	通常枠	新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）
ものづくり補助金（設備導入、システム構築	1,000万円・1/2（小規模2/3）	1,000万円・2/3
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

＜中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト＞https://seisansei.smrj.go.jp/

中小企業強靭化対策事業　[別添㉖]　拡充

・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。
➢新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援
➢認定を受けた事業者は、**税制優遇や金融支援などを受けることが可能**
・**本特例の適用対象設備を追加した上で、**適用期限を2年間延長予定（2023年3月末まで）。**※改正法律案の成立が条件**
＜事業継続力強化計画について＞https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

働き方改革推進支援助成金　[別添㉗]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

業務改善助成金　[別添㉘]　拡充

・企業の生産性向上に資する設備投資などで業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費を助成。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

人材開発支援助成金　[別添㉙]　拡充

・職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。
➢業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象（拡充）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

トライアル雇用助成金　[別添㉚]　拡充

・離職期間3カ月以上で同業経験のない人を雇った企業には、試用期間（最大3カ月）の賃金を最大月4万円助成。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

税制関係

中小企業経営強化税制の特例　[別添㉛]　拡充

・経営力向上計画に基づき、設備投資を行うことで、**即時償却または7%の税額控除の適用を受けることが可能。**
・**本特例の**適用期限を2年間延長予定（2023年3月末まで）。
※改正法律案の成立が条件
＜経営力向上計画について＞https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

中小企業投資促進税制の特例　[別添㉜]

・中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）※のいずれかの適用を認める措置。
・**本特例の**適用期限を2年間延長予定（2023年3月末まで）。
※改正法律案の成立が条件

少額減価償却資産の特例　[別添㉝]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能。

【新型コロナウイルス対策】建設関連業関係　支援策⑤（三次補正後）

国土交通省

その他（税制）支援関係

固定資産税等の軽減　[別添㉞]

1. 固定資産税・都市計画税の減免
・中小企業・小規模事業者（個人事業者含む）の**保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）の**固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2**とします。
※2020年の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合あり
※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長
・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、**投資後3年間固定資産税が減免（※）**されます。
※通常、評価額の1.4%のところ、**投資後3年間、ゼロ～1／2軽減**
・**本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加**するとともに、適用期限を2年間延長（ 2023年3月末まで）。
＜先端設備等導入計画について＞https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

3. 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置　新規
・土地に係る固定資産税について、**現行の負担調整措置等を3年間延長**するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置予定** 。
※改正法律案の成立が条件

納税の猶予の特例【国税・地方税】　[別添㉟]

・2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで**納税が猶予**されます。
・**法人税や消費税、固定資産税など**、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付　[別添㊱]

・資本金1億円以下の中小企業は、**前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付**を受けることができます。
・本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。
・R2/2/1からR4/1/31までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用。

確定申告の期限延長　[別添㊲]　新規

・緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（R3/2/16～3/15）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、**申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律でR3/4/15まで延長**されます。

中小企業者等の法人税率の特例の延長　[別添㊳]

・**中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について**本則では19%のところ、更に**15%まで軽減**されます
・**本特例の**適用期限を2年間延長予定（ 2023年3月末まで） 。
※改正法律案の成立が条件

経営相談関係

※事前申し込みが必要な場合あります。詳細は、各資料を参照ください。

経営相談窓口の設置　[別添㊴]

・中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に**「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応**します。**【土日・祝日も対応】**

専門家による経営アドバイス　[別添㊵]

・**資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応**します。
①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応
②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます
③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします
④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始

【主な参考リンク集】
○経済産業省　コロナ支援策パンフレット
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

○内閣官房　コロナ各種支援集
https://corona.go.jp/action/

○厚生労働省　助成金関係
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

○国土交通省　金融支援事業
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000076.html

地域建設業経営強化融資制度

別添①　国土交通省

○　本制度は、元請建設企業が**公共工事等の発注者の承諾**を得たうえで、工事請負代金債権を譲渡し、融資を受ける仕組み。

○　債権を譲渡された事業協同組合、公共工事前払金保証会社の子会社等（融資事業者）は、当該債権を担保に、国費と民間出えん金で造成された「建設業安定化基金」の債務保証を受けて資金調達を行い、元請建設企業に対し**低利での融資が可能**。

○　元請建設企業への円滑な資金供給により、**工事途中段階における資金繰りの改善、経営基盤の強化**が図られるとともに、下請建設企業に対する適正な代金の支払いを促進し**下請建設企業の保護、連鎖倒産の防止**に寄与。

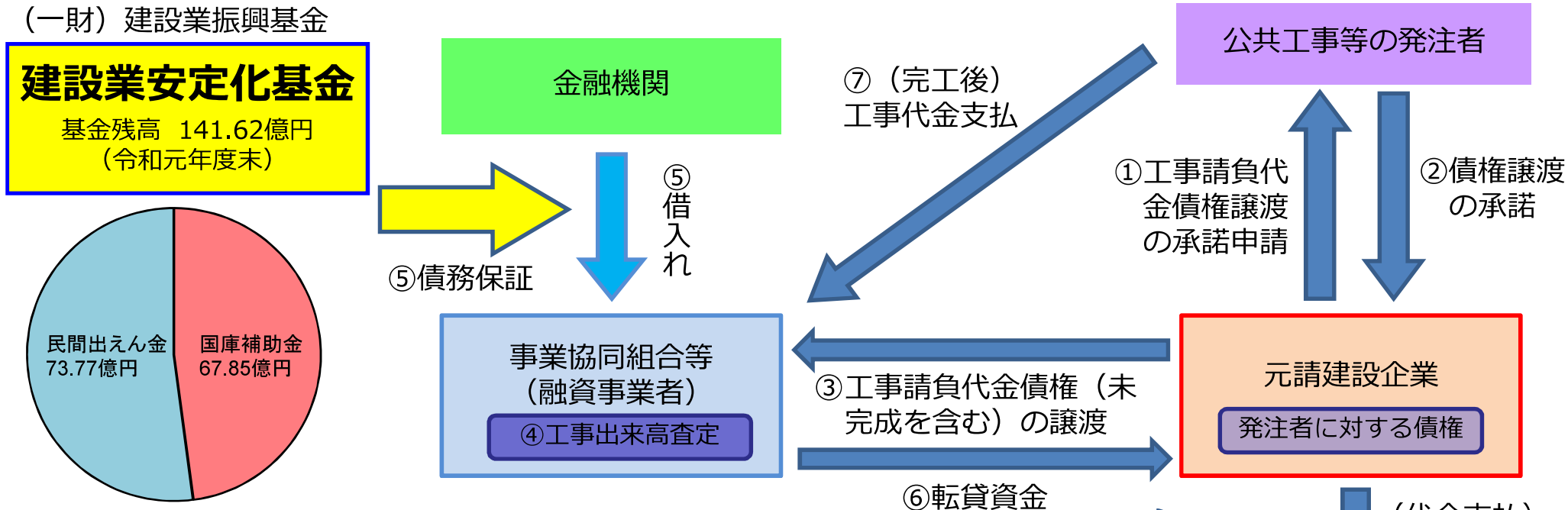

＜建設業安定化基金・債務保証実績＞

H24年度	2,970件・694億円	H25年度	2,978件・707億円	H26年度	3,341件・900億円
H27年度	2,372件・620億円	H28年度	1,562件・428億円	H29年度	1,506件・424億円
H30年度	1,515件・417億円	R01年度	1,394件・412億円		

下請債権保全支援事業 （平成22年3月～）

別添②

国土交通省

○　建設業の重層下請構造において、下請建設企業・資材業者が元請建設企業に対して有する下請代金等債権を保全することにより、下請建設企業等の経営・雇用の安定、元請建設企業の資金繰り悪化等による連鎖倒産の防止を図ることが必要。

○　下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、元請からの債権回収が困難となった場合に、当該債権の支払いをファクタリング会社が保証する仕組みを構築。本基金により、

- 元請の倒産等により保証債務が履行された際に、ファクタリング会社に対し一定の範囲内で損失を補償。
- 下請建設企業等がファクタリング会社に支払う保証料が許容可能な水準に収まるよう、保証料を助成。

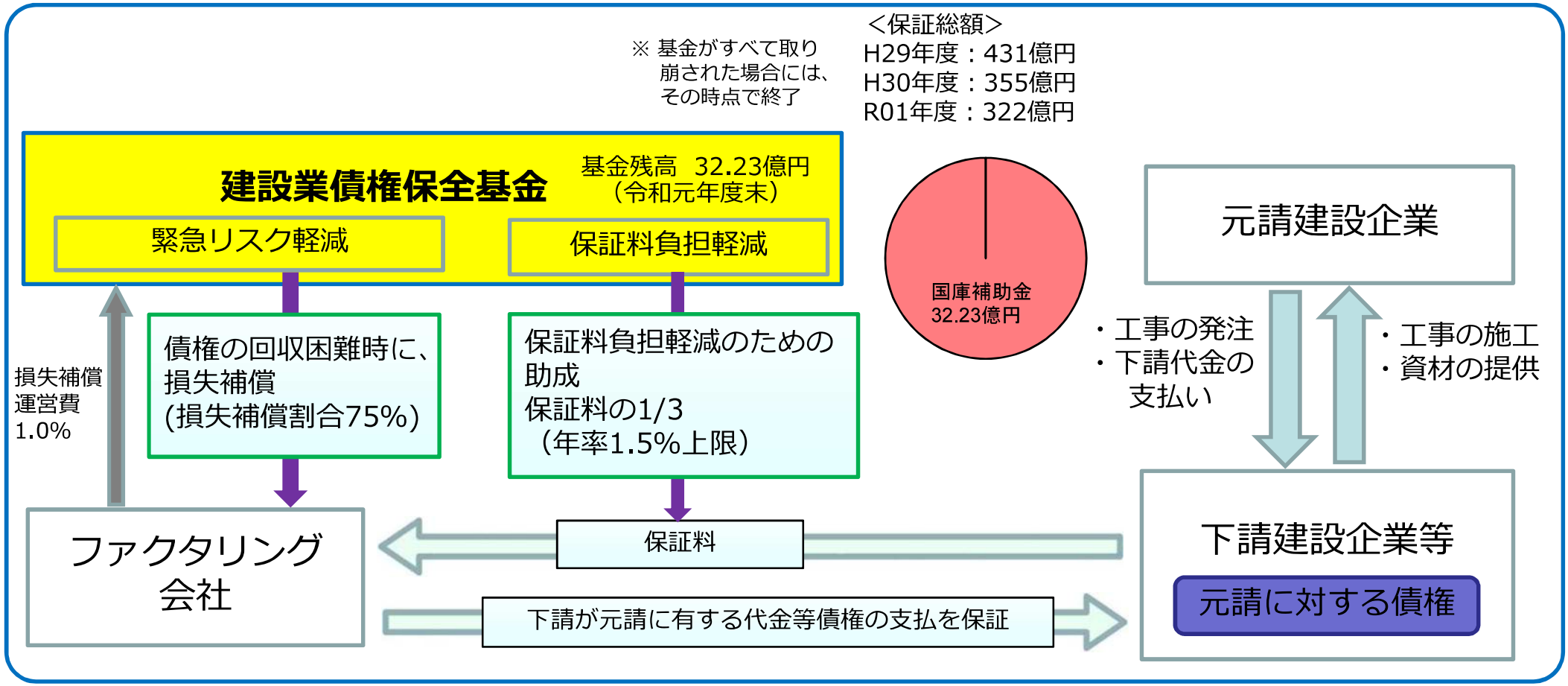

資金繰り 支援内容一覧

別添③

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて３段階の支援を実施。

金利引き下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資

【対象要件】
売上高▲５％以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

＋

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。４号は全国47都道府県を対象地域として指定。５号は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証４号・５号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～17:00

- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

別添④

セーフティネット保証４号・５号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、４号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲５%以上減少等の場合

※３月13日から、業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和(「最近1ヶ月」を「最近６ヶ月」等での比較)

※４号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆ SN４号：令和２年３月２日に全都道府県を対象に指定しました。

◆ SN５号：令和２年５月１日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（４号・５号）

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

別添⑤

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証）として、最近１カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。
※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。
※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】
右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、４ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

別添⑥

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大５年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。
各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

【対象要件】
国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証４号・５号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲５％	売上高▲15％
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 6,000万円（拡充前4,000万円）
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初３年間
【融資期間】 10年以内　**【うち据置期間】** 最大５年
【担保】 無担保
【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

【既往債務の借換】
信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【申込期限】
令和3年3月末までに金融機関を通じて信用保証協会にお申し込みください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

別添⑦

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金８年以内

【据置期間】３年以内

【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%
※12月1日時点、貸付期間５年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和２年２月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。
詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）
：0120-327790（中小事業）
沖縄公庫：0120-981-827

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

別添⑧

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで**実質的な無利子化**を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**１月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少した方

②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内
【融資限度額（別枠）】中小事業６億円、国民事業8,000万円
【利下げ限度額】中小事業３億円、国民事業6,000万円
【金利】当初3年間　基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は１月４日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】

平日のご相談
日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談
日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827

商工中金による危機対応融資 別添⑨

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５%以上減少した方

②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５%以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可
【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内

【融資限度額】６億円

【金利】当初３年間　基準金利▲0.9%、４年目以降基準金利
1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円）
※１月４日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711
※平日・土曜日

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

別添⑩

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長。

１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。

【ご利用いただける方】

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している小規模事業者の方

②前３年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.21%（令和3年１月４日時点）より当初３年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所
※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

別添⑪

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の**「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等**若しくは商工中金等による**「危機対応融資」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。**公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります**。

１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、金融機関の準備が整い次第、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近１か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近１か月から遡った６か月間の平均売上高と前３年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）　：要件なし
②小規模企業者（法人事業者）　：売上高▲15%減少
③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

（注）最近１ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

・期間：借入後当初３年間（最長）
・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等３億円（拡充前２億円）、
国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が３か月以上を有する創業間もない方や、１年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去３か月（最近１か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】
（独）中小企業基盤整備機構ＨＰ（特別利子補給制度特設ページ）
https://tokubetsu-riho.jp/
【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局　0570-060515
【受付時間】平日・土日祝日　9:00～17:00

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の**新型コロナウイルス感染症特別貸付**や商工組合中央金庫の**危機対応融資**について、各機関毎に、**既往債務の借換も可能とし**、**実質無利子化の対象**にします。

【対象制度】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
・新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策マル経融資
・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策衛経　等

（２）商工組合中央金庫等
・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
　　中小事業　**3億円**、
　　国民事業　**6,000万円**
（２）商工中金　**3億円**

【借換え限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
　　中小事業　**６億円**、
　　国民事業　**8,000万円**、
（２）商工中金　**６億円**

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
商工中金 相談窓口　0120-542-711

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827
商工中金　相談窓口　0120-542-711

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

別添⑬

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】
2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の７～９割の範囲内）

【貸付利率】
無利子

【償還期間】
貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は６年（いずれも据置期間１年を含む。）

【償還方法】
６ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】
不要

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和２年４月７日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から１年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和２年３月１日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長
掛金の納付期限を最大６か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
②掛金月額の減額
掛金月額は、1,000円から７万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

別添⑭

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

経営セーフティ共済とは
取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

＜償還（返済）中のお客様＞
お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を６ヶ月間停止することができます。
※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

＜これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）＞
お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を６ヶ月間遅らせることができます。
※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
※６ヶ月の据置期間に加え、６ヶ月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから１年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）
受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

＜令和２年４月７日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様＞
令和２年４月７日以前に一時貸付金を借り入れ、令和２年４月７日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から６か月間返済を猶予します。

＜令和２年４月７日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様 ＞
新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和２年４月７日から令和３年４月７日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から６ヶ月間返済を猶予します。
※６ヶ月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。
※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

＜（a）掛止めをする＞

掛金総額が掛金月額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め（a）と掛金月額の減額（b）の手続きを同時に行うことができます。
※掛金の掛止め（a）により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。
お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

＜（b）掛金月額を減額する＞

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

（月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位）

＜（c）掛金の納付期限を延長する＞

令和２年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の２か月分ずつ納めていただくことになります（ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください）。

※受付期限は、いずれも毎月５日です。（機構必着）

【各種申請様式・詳細】
新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP（特例措置関連ページ）
https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html

中小企業基盤整備機構HP
（特例措置関連ページ）

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

別添⑮

DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

（１）危機対応融資

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近１ヶ月間等(注)の売上高【又は過去６ヶ月(最近１ヶ月を含む。)の平均売上高】が前3年のいずれかの年の同期に比し５％以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定
（中堅企業に対しては、当初３年間▲0.5%の利下げ）

（２）資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します
※中堅企業に対しては、当初３年間▲0.5%の利下げ

【お問合せ先】
日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）0120-598-600
商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

別添⑯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1．資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】
貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者
① Ｊ-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者
※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者
貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）
貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

	当初3年間及び4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

2．中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

3．中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）

【お問合せ先】
1．資本性劣後ローン
日本公庫　＜平日＞0120-154-505、＜土曜＞0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
商工中金　＜平日・土曜＞　0120-542-711
2．中小企業経営力強化支援ファンド　及び　3．中小企業再生ファンド
中小企業金融相談窓口　0570-783183　※平日・土日祝日 9:00～17:00

別添⑰

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。

■ 緊急小口資金

➡ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少が あり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

・その他の場合、10万円以内

【据置期間】１年以内 **【償還期限】**２年以内 **【貸付利子】**無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

➡ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則３月以内

【据置期間】１年以内 **【償還期限】**10年以内 **【貸付利子】**無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和2年4月以降の新規貸付は本則で対応。

令和2年度第三次補正予算案：4，199億円
（予算措置額合計：1兆1，793億円）

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第一次補正予算額	359億円
令和2年度第二次補正予算額	2,048億円
令和2年度予備費（8/7）措置額	1,777億円
令和2年度予備費（9/15）措置額	3,142億円

〇新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
〇万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

（一時的な資金が必要な方［主に休業された方］）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、**緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする**世帯**
貸付上限	10万円以内	**学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内** **その他の場合、10万円以内**
据置期間	2月以内	**1年以内**
償還期限	12月以内	**2年以内**
貸付利子	無利子	**無利子**

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金（生活支援費）】

（生活の立て直しが必要な方［主に失業された方等］）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	（二人以上）月20万円×3月以内＝60万円以内 （単身）月15万円×3月以内＝45万円以内	同左
据置期間	6月以内	**1年以内**
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	**無利子**

注1　総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2　特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。当該特例については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

【特例措置の内容】※**下線が令和２年４月１日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの休業等に適用**

（※その他は休業等の初日が令和２年１月24日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの場合に適用）

○特例の対象となる事業者
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

○助成内容・対象の大幅な拡充
① 休業手当等に対する助成率：中小企業**4/5**、大企業**2/3**
② 解雇等行わない場合の助成率：中小企業**10/10**、大企業**3/4**）
※緊急事態宣言の発出に伴う特定都道府県の大企業の助成率については次頁参照
※助成額の上限：対象労働者１人１日当たり**15,000円**
③ 教育訓練を実施した場合、**中小企業2,400円、大企業1,800円を加算**します
④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も助成対象
⑤ **１年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和
⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和3年2月28日までの間は、**５%**減少）
⑧ 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩ 事業所設置後１年以上を必要とする要件を緩和
⑪ **休業規模の要件を緩和**
⑫ **出向要件を緩和**（「３か月以上１年以内」を「**１か月以上**１年以内」に）

○活用しやすさ
⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和
⑭ 残業相殺制度を当面停止
⑮ 生産指標の比較対象となる月の幅を拡大
（前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な１か月との比較）
⑯ **申請書類の大幅な簡素化**
⑰ **休業等計画届の提出が不要**
⑱ **オンライン申請の受付**

【お問合せ先】
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金の特例措置の緊急事態宣言対応等について

雇用調整助成金については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

【大企業の助成率の引き上げについて】

1．特定都道府県における大企業の助成率の引き上げについて

緊急事態宣言の発出に伴い、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店や劇場、映画館等について、大企業の助成率を中小企業と同等（解雇等ない場合10/10）に引き上げています。

2．特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率の引き上げについて

生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、助成率を以下の通り最大10/10とする予定です。

・解雇等を行わない場合の助成率：10/10（解雇等を行っている場合は4/5）

【緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間の措置として想定する具体的内容】

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に現況が厳しい企業について以下の通り特例を設ける予定です。

○原則的な措置を以下のとおりとする。

・１人１日あたりの助成額の上限：13,500円（現行15,000円）

・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率:9/10（現行10/10）

○感染が拡大している地域（※4）・特に業況が厳しい企業（※5）の雇用維持を支援するため、特例を措置（上限額15,000円、助成率最大10/10）

※4　内容は追って公表

※5　生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化
オンライン申請受付

雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：
https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf

【更なる簡素化の内容１】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、**小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。**

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【更なる簡素化の内容２】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、申請手続の更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続としています。**

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

【更なる簡素化の内容３】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去１年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の１ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の１か月の所定労働日数」×12

【雇用調整助成金のオンライン申請】
オンラインでの申請も受け付けています。

オンライン申請URL：
https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/

別添⑱−2

（事業主の方へ）

雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

（令和２年４月１日～令和３年２月 28 日）

※緊急対応期間が延長されました（延長前は令和２年12月31日）。

※申請の期日が延長されたものではありません。

（申請期限は、「支給対象期間」の最終日の翌日から2ヶ月以内です。）

このガイドブックは、**緊急対応期間（令和２年４月１日～令和３年２月 28 日）に休業を実施した場合**についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は、要件や助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚　生　労　働　省
都　道　府　県　労　働　局
ハローワーク（公共職業安定所）
令和２年１２月２８日現在

PL021228 企 01

―― 目　　次 ――

●新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について …… 1

●支給申請に必要な書類 …… 2

第Ⅰ部　支給の要件
　1　支給対象となる事業主 …… 3
　2　支給対象となる期間と日数 …… 5
　3　支給対象となる休業 …… 6
　4　助成額 …… 7

第Ⅱ部　受給の手続き
　1　手続きの流れ …… 8
　2　支給申請の手続き …… 8
　3　支給申請に必要な書類 …… 9
　4　その他 …… 11

第Ⅲ部　申請のための具体的な記載例 …… 12

＜このガイドブックの利用に当たって＞

○　このガイドブックは、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。

○　偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。

○　このガイドブックの記載内容は令和２年12月28日現在のもので、今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでお知らせします。

　また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、令和２年４月１日から令和３年２月28日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。
（緊急対応期間を令和３年２月28日まで延長しました）

特例以外の場合の 雇用調整助成金	令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 （3か月10%以上減少）	生産指標要件を緩和 （1か月５%以上減少）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 （緊急雇用安定助成金（令和2年4月1日創設））
助成率　2/3（中小）1/2（大企業）	助成率　4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10（中小）、3/4（大企業）
日額上限額　8,370円	日額上限額　15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
６か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 １年100日、３年150日	同左＋上記対象期間中に受給した日数
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件　1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率　2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率　4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件　３ヶ月以上１年以内	緊急対応期間に開始した出向については、 出向期間要件　１ヶ月以上１年以内

※赤字は特例による拡大措置

※特例措置による上限額の引上げ及び中小企業･大企業の助成率の拡充は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

支給申請に必要な書類（休業）

令和2年5月19日から、計画届は提出不要となりました

	書類名	備考
①	様式新特第４号 **雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書**	【添付書類】 月ごとの売上などがわかる書類 ※　売上簿や収入簿、レジの月次集計など （既存書類の写しで可）
②	様式新特第６号 **支給要件確認申立書・役員等一覧**	役員名簿を添付した場合は役員等一覧の記入は不要
③	様式新特第９号 **休業・教育訓練実績一覧表**	自動計算機能付き様式
④	様式新特第８号 **助成額算定書**	自動計算機能付き様式 ※ 所得税徴収高計算書を用いる場合は、当該計算書を添付
⑤	様式新特第７号 **（休業等）支給申請書**	自動計算機能付き様式
⑥	**休業協定書** **※失効した場合は改めて提出が必要**	【添付書類】 （労働組合がある場合）組合員名簿 （労働組合がない場合）労働者代表選任書 ※ 実績一覧表に事業主及び協定をした労働者代表の氏名があれば上記の添付資料省略可
⑦	**事業所の規模を確認する書類**	事業所の従業員数や資本額がわかる書類 ※　既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※ 中小企業の人数要件を満たす場合、資本額がわかる書類は不要
⑧	**労働・休日の実績に関する書類**	休業させた日や時間がわかる書類 ※　出勤簿、タイムカードの写しなど （手書きのシフト表などでも可）
⑨	**休業手当･賃金の実績に関する書類**	休業手当や賃金の額がわかる書類 ※　賃金台帳や給与明細の写しなど

※ ①、⑥、⑦は２回目以降の提出は不要（ただし、⑥は失効した場合、改めて提出が必要）
※ 小規模事業主（従業員がおおむね20人以下）の方は、「小規模事業主向け 雇用調整助成金支給申請マニュアル」で申請に必要な書類をご確認ください。

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

第Ⅰ部　受給の手続き

休 業 と は

休業とは、労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。このため、次のような場合は、本助成金の支給対象となりません。

（支給対象とならない例）

・労働の意思そのものがない場合（ストライキや有給休暇など）

・労働能力を喪失している場合（新型コロナウイルスに感染した場合等による休職・休暇など）

1　支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次の（１）から（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）雇用調整の実施

本助成金の特例は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主が支給対象となります。具体的には、上記の下線部についてそれぞれ次のア～ウを満たしていることが必要です。

ア　「新型コロナウイルス感染症の影響」とは

「新型コロナウイルス感染症の影響」とは次のような理由で経営環境が悪化していることをいいます。

【理由の一例】

①　観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売上が減少した。

②　市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上が減少した。

③　行政からの営業自粛要請を受け休業したことにより、客数が減り売上が減少した。　など

イ　「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の**最近１か月間**（休業を開始した月（その前月または前々月でも可））の値が**１年前の同じ月**に比べ(※１)(※２)**５％以上減少**していることです。

※１　１年前の同じ月を比較対象とすることが適当でない場合は、２年前の同じ月との比較が可能です。

※２　１年前や２年前の同じ月と比較しても要件を満たさない場合、休業した月の１年前の同じ月から休業した月の前月までの間の適当な１か月との比較が可能です。

★　いずれの場合も、比較する月は１か月間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、１か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

ウ　「労使間の協定」とは

本助成金は、休業の実施時期や日数、対象者、休業手当の支払い率などについて、事前に労使との間で書面による協定がなされ、その決定に沿って実施することを支給要件としています。

労使とは、事業主と労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者のことです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に書面による協定を結ぶことが難しい場合は、労働組合等との確約書等による代替が可能です。

（２）その他の要件

本助成金を受給する事業主は、（１）の他にも次の要件を満たしていることが必要です。

① 支給申請時、支給決定時に**雇用保険適用事業主**であること（雇用保険被保険者を１人以上雇用する事業所の事業主）

② 「受給に必要な書類」について、

a 整備し、

b 受給のための手続に当たって労働局等に提出するとともに、

c 保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること。

③ 労働局等の実地調査を受け入れること

（３）不支給要件

本助成金を受給する事業主は、次のいずれの場合にも該当していないことが必要です。

① 暴力団又は暴力団員又はその関係者である。

② 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。

③ 倒産している。

④ 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない。

※ 次の①と②のいずれの場合も、緊急対応期間の特例として、本来の不支給措置期間に「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」を、緊急対応期間後（令和３年３月１日）から追加されることを承諾した場合は、本助成金を申請することができます。

① 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から３年または５年の不支給措置期間を経過していない場合

② 他の事業主において平成31年４月１日以降に申請した雇用関係助成金の不正受給に関与した役員等が、申請事業主に所属している場合

ただし、過去の不正受給について、返還すべき請求金が課されている事業主の場合には、支給申請の日までに全て返還している場合に限ります（他の事業主の不正受給に関与した役員等が所属している場合も同じです）。

2　支給の対象となる期間と日数

支給の対象となる期間と日数は、次のとおりです。

（1）対象期間

本助成金は、１年の期間内に実施した休業について支給対象となりますが、この１年の期間を「対象期間」といいます。

休業を行う場合は、本助成金を受給しようとする事業主が指定することができます（例えば、休業の初日から１年間や暦月（１日から月末まで）で12ヶ月分など）。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下、特例事業主と言う。）で、休業した対象期間の初日が令和２年１月24日から令和２年６月30日までの間にある場合は、本助成金の対象期間は令和３年６月30日までとなります。

（2）判定基礎期間

休業を行う場合、原則として対象期間内の実績を１ヶ月単位で判定し、それに基づいて支給がなされます。この休業の実績を判定する１ヶ月単位の期間を「判定基礎期間」といいます。

「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間です。ただし、毎月の賃金の締め切り日が特定されない場合などは暦月とします。

（例）

賃金の締め切り日：毎月末日

→　判定基礎期間（休業実績を判定する１ヶ月間）：〇月１日～〇月30日（30日）

（3）支給対象期間

本助成金は、通常は毎月の「判定基礎期間」ごとに支給申請をします。このとき支給申請する判定基礎期間を「支給対象期間」といいます。複数の判定基礎期間（連続する２つないし３つの「判定基礎期間」）を同時に申請することもできますが、その場合でも、支給の申請書等各種様式については、毎月の判定基礎期間ごとに作成・提出する必要があります。

（4）支給限度日数

本助成金を受けることができる支給限度日数は、１年間で100日分、３年で150日分が上限です。ただし、**緊急対応期間中に実施した休業は、この支給限度日数には含めません**。

※　支給日数の計算方法

この場合の支給日数の計算において、休業を実施した労働者が１人でもいた日を「１日」とカウントするのではなく、休業の延べ日数を、休業を実施する事業所の労働者のうち本助成金の対象となりうる「対象労働者」の人数で除して得た日数を用います。

（例）

事業所における対象労働者10人、うち６人が５日ずつ休業

→　６人×休業５日　＝　30人日／事業所全体10人　＝　支給日数３日（残り97日）

と数えます。

3　支給対象となる休業

支給対象となる休業は、（１）の「対象労働者」に対して実施した（２）に該当する休業です。

（１）対象労働者

本助成金の「対象労働者」は、上記１の「支給の対象となる事業主」に雇用されている雇用保険被保険者（次の①、②を除く）です。ただし、**雇用保険被保険者以外の方は、要件を満たした場合「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります**。

①　解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方
（ただし、解雇予告された日や退職願を提出した日までは対象労働者となります。）
（解雇や退職の翌日から安定した職業に就職することが決定している方は対象になります。）

②　日雇労働被保険者

※　他の助成金等の支給対象となる方が、雇用調整助成金の支給対象の場合は、いずれか一方の助成金しか受けることができません。

（２）休業

本助成金の対象となる「休業」は次の①～⑥のすべてを満たす必要があります。

①　労使間の協定により実施されるものであること。

②　事業主が自ら指定した対象期間内（１年間、特例事業主の場合は、別途定められた期間内）に行われるものであること。

③　判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の $\frac{1}{40}$（大企業の場合は $\frac{1}{30}$ ）以上となるものであること（休業等規模要件）。

④　休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第26条の規定（平均６割以上）に違反していないものであること。（注：休業手当の額は平均賃金の６割以上とする必要があります）

⑤　所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること

⑥　所定労働日の全日（丸１日）にわたる休業、または**所定労働時間内に部署・部門や職種、役職、担当、勤務体制、シフトなどにより行われる１時間以上の短時間休業**、または事業所一斉に行われる１時間以上の短時間休業であること。

短時間休業について

○　緊急対応期間中は、次のような短時間休業も支給対象となります。

①　立地が独立した部門ごとの短時間休業（部署・部門ごとの休業）
例）客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業

②　常時配置が必要な者を除いた短時間休業（職種・仕事の種類ごとの休業）
例）ホテルの施設管理者等を除いた従業員の短時間休業

③　同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業（勤務体制ごとの短時間休業）
例）８時間３交替制を６時間４交代制にして２時間分を短時間休業

※なお、①～③以外でも、これらの考え方と同じような短時間休業も支給対象となります。

4　助成額

助成額は、①×②に休業した延べ日数を乗じて算出します。<u>１人１日当たりの上限額は15,000円</u>です。

①　休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額（※１）

②　助成率（**中小企業：$\frac{4}{5}$，大企業：$\frac{2}{3}$**）（※２）

ただし、解雇等を行わず雇用維持を行う場合（**中小企業：$\frac{10}{10}$，大企業：$\frac{3}{4}$**））（※２）

※１　次の①から③までのいずれかの方法で計算します。

①　前年度１年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度１年間における１か月平均の雇用保険被保険者数及び年間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

②　判定基礎期間の初日が属する年度または前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の支給額を人員及び月間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

（この方法で計算した場合は、使用した所得税徴収高計算書を添付してください。）

③　小規模事業主（従業員がおおむね 20 人以下）の場合は、実際に支払う休業手当の総額

※２　緊急対応期間を１日でも含む判定基礎期間の場合の助成率です。

第Ⅱ部　支給申請の手続き

1　手続きの流れ

受給までの手続きの流れは、おおむね次のとおりです。

通常は、休業を実施する前に計画届を提出する必要がありますが、5 月 19 日以降から行う支給申請については、**計画届の提出は不要**となりました。

ただし、計画届を提出する際に提出する他の書類は、支給申請時に提出していただきます。

【イメージ図】

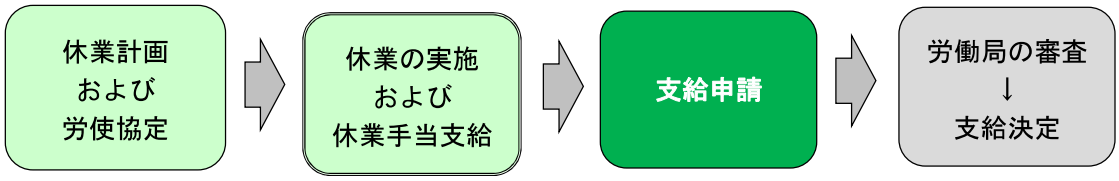

休業の具体的な内容（期間、日数、休業手当の支払い率）を計画します。

その後、労使で休業の協定を書面（記載例Ｐ14）で締結します。

協定に基づき休業を実施します。

協定に基づき従業員に休業中の休業手当を支払います。

休業の実績に基づき、支給申請をします。**※必要な書類を添付して提出して下さい。**

支給申請のあった書類について、労働局で審査を行います。

その後、支給決定額が口座に振込まれます。

2　支給申請の手続き

休業実施後、支給申請に必要な書類をそろえ、事業所の住所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。支給申請に必要な書類は次のページの３に記載しています。

郵送で提出する場合は、郵送事故防止のため、必ず簡易書留など配達の記録が残る方法で、郵送してください。その場合、申請期限までに到達する必要があります。

なお、申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から起算して**２か月以内**です。

本助成金を受給しようとする事業主は、支給申請に必要な書類を整備・保管し、労働局等から追加の提出を求められた場合には、それに応じて速やかに提出してください。

また、提出した書類は支給決定されたときから５年間保存しなければなりません。

3　支給申請に必要な書類

支給申請に必要な書類は、次のとおりです。

書類の種類		提出時期
様式新特第４号	雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	○
様式新特第６号 （共通要領様式第１号）	支給要件確認申立書・役員等一覧	●
様式新特第９号	休業・教育訓練実績一覧表	●
様式新特第８号	助成額算定書	●
様式新特第７号	（休業等）支給申請書	●
確認書類①	休業協定書	○（※）
確認書類②	事業所の状況に関する書類	○
確認書類③	労働・休日の実績に関する書類	●
確認書類④	休業手当・賃金の実績に関する書類	●

○　初回の提出のみでよい書類
　（※ 休業協定書は、失効した場合は改めて提出が必要）
●　支給申請ごとに提出する書類

ア　「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」の添付書類

①　生産指標の確認のための書類

判定基礎期間の初日が属する月、またはその前月、またはその前々月の売上高、生産高又は出荷高と、その１年前の同じ月の売上高等を確認できる書類。

既存の「売上簿」「営業収入簿」「会計システムの帳票」など。写しでも可。

イ　確認書類①（休業協定書）

①　休業等の実施について労働組合等との間で締結した協定書

休業を実施する場合は「休業協定書」。次ページに示す事項が記載されていることが必要。

※　新型コロナウイルス感染症の影響で、労働組合等との協定を締結することが困難である事業主は、労働組合等との確約書等でも代替可能です。

②　労働者代表の確認のための書類

労働組合等との協定書に署名または記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次の書類。

(ｱ)　労働組合がある場合

組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類

(ｲ)　労働組合がない場合

「労働者代表選任書」

なお、様式新特第９号「休業・教育訓練実績一覧表（新型コロナウイルス感染症関係）」に協定を締結した労働者代表の氏名等の記載があれば省略することが可能です。

ウ　確認書類②（事業所の状況に関する書類）

①　事業所が中小企業に該当しているか否かの確認等のための書類

常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」及び「役員名簿」などの書類

エ　確認書類③（労働・休日の実績に関する書類）

①　労働日・休日及び休業の実績の確認のための書類

a　各労働者の実際の労働日・休日及び休業の実績が明確に区分され、日ごと又は時間ごとに確認できる「出勤簿」「タイムカード」などの書類

b　シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの当初予定していた具体的な労働日・休日および休日予定日がわかる「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類

オ　確認書類④（休業手当・賃金の実績に関する書類）

①　休業手当・賃金及び労働時間の確認のための書類

休業期間中の休業手当として支払われた賃金の実績が確認できる「賃金台帳」「給与明細書」などの書類（判定基礎期間を含め前４か月分（賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は１か月分））

なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要ですが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまいません。

中小企業と大企業

中小企業とは次に該当する企業をいい、大企業とは中小企業に該当しないものをいいます。

小売業（飲食店を含む）	資本金5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
卸売業	資本金　１億円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金　３億円以下又は従業員300人以下

労働組合等と締結する「休業協定書」に必要な記載事項

「休業協定書」には次の(1)～(4)について記載する必要があります。

(1) 休業の実施予定時期・日数等

休業を実施する予定の時期（始期及び終期）、及びその間の休業の別の日数等

(2) 休業の時間数

原則として一日の所定労働時間（又はその時間に対応する始業時刻と終業時刻）。時間数が複数にわたる場合は別紙としてもよい。労働者１人当たりの時間数や、全労働者の延べ時間数の予定がある場合は付記する。

(3) 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

休業の期間内において当該休業を実施する部門、工場等の別、及びそれぞれの部門等において休業の対象となる労働者の人数（確定していればその確定数、未確定であればその概数）

(4) 休業手当の額又は教育訓練中の賃金の額の算定基準

※　休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第 26 条の規定（平均６割以上）に違反していないものであることが必要。

4　その他

（１）不正受給

不正受給（偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けたり、受けようとすることをいいます。）の防止を図るために、労働局においては、事業所に対し立入検査等へのご協力をお願いするとともに、不正受給の事実が判明した場合には、事業主名の公表等厳しい対応を行っております。

不支給措置期間中であるものの、Ｐ４の「１　支給対象となる事業主」（３）不支給要件※の特例を利用して本助成金を申請し、再度不正受給を行った場合は、助成金が支給されません。また、通常よりも厳しい請求金を求めます。

（２）併給調整

本助成金は、休業における判定基礎期間について、同一の賃金等の支出について、他の助成金を受給している場合は、支給対象となりません。

本助成金とは別に、他の助成金を受けている場合や、他の助成金を受けようと考えている場合は、詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

第Ⅲ部　申請のための具体的な記載例

【支給申請に必要な書類】

１　様式新特第４号　雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書…… 13
２　休業協定書…… 14
３　教育訓練協定書…… 15
４　（作成手順１）様式新特第６号　支給要件確認申立書（雇用調整助成金）…… 16
５　（作成手順２）様式新特第９号　休業・教育訓練実績一覧表…… 19
６　（作成手順３）様式新特第８号　雇用調整助成金助成額算定書①…… 20
　　（作成手順３）様式新特第８号　雇用調整助成金助成額算定書②…… 21
７　（作成手順４）様式新特第７号　雇用調整助成金（休業等）支給申請書…… 22

※　休業協定書および教育訓練協定書は、所定の事項が記載されていれば、任意に作成した様式を用いることができます。

　また、様式は厚生労働省ＨＰにてダウンロードすることができます。裏面も含めて最新のものを印刷して利用してください。

※　小規模事業主（従業員がおおむね20人以下の事業主）の方向けに、より簡易に作成できる様式を公開しております。小規模事業主の方向けのマニュアルとあわせてダウンロードし、ご活用ください。

１．【雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書の記載例】

Ａ、Ｂ欄は、１か月間の平均値
例：休業開始の日……令和２年１２月１０日
　　判定基礎期間の初日…令和２年１２月１日（毎月末日が賃金締切日）
　Ａ欄記入値……令和２年12月１日～12月31日（判定基礎期間の初日が属する月）
　Ｂ欄記入値……令和元年12月１日～12月31日（Ａ欄の月の前年同月）
※　Ａ、Ｂ欄に計算の結果端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入して下さい。Ｃ欄は小数点以下が生じても端数処理を行わず、小数点第１位までを記載して下さい。
※　前年同期を比較対象とすることが適当でない場合は、前々年同期１か月との比較が可能です。
※　前年同期や前々年同期１か月と比較出来ない又は比較しても指標が５％以上減少せず、要件を満たさない場合は、判定基礎期間の初日が属する月の前年同月から判定基礎期間の初日が属する月の前月までの間の適当な１か月との比較が可能です。
※　複数の判定基礎期間について申請するときは、いずれかの判定基礎期間の初日が属する月をＡ欄とすることができます。

様式新特第４号

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
（新型コロナウイルス感染症関係）

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。
下記の記載事項については、いずれも相違ありません。
なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

令和３年１月 15 日

事業主　住　所　〒123－4567
　　又は　名　称　○○興業株式会社
代理人　氏　名　代表取締役　安定太郎
（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等（押印不要）を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する委出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等（押印不要）を、下欄に申請者の氏名等（押印不要）を記載して下さい。）

東京　　労働局長　殿
（　　飯田橋　　公共職業安定所長経由）

事業主又は（委出代行者・事務代理者）社会保険労務士　住所　〒　名称　氏名

	Ａ 判定期間の指標 令和２年　１２月　１日から 令和２年　１２月　３１日まで	Ｂ Ａに対応する期間の指標 令和元年　１２月　１日から 平成元年　１２月　３１日まで	Ｃ Ａ／Ｂ×100	添付書類	※確認欄
月間売上高（　　）	124,000 円	148,000 円	83.8	総勘定元帳	

○　生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

１．例年繰り返される季節的変動によるものである。　（はい　・　いいえ）
　（例）・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
　　・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
　　・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合　など

２．事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。（はい　・　いいえ）
　（例）・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
　　・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合　など

３．行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。（はい　・　いいえ）
　（例）・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
　　・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合　など

４．新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。（はい　・　いいえ）
　（例）・需要の減少又は集客の困難
　　・その他これらに準ずる経済事情の変化　など

○　事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

当社においては、一般住宅の壁や天井、商業施設や体育館等の建築に必要な合板の製造を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、合板の製造に必要な資材の一部が海外から届かなくなり、ストックもなくなった。この結果、合板製造が困難となり、売上が前年同期比でおよそ16%減少したため、事業活動の縮小を余儀なくされることになった。

（表面）

売上高によりがたい場合は生産高等を括弧内に記入して生産実績表、出荷伝票等の添付書類を併せて提出してください。

添付書類の例
　建　設　業……総合推移損益計算書、工事請負契約書等
　電気工事業……工事請負契約書等
　製　造　業……総勘定元帳、生産実績表、出荷伝票等
　運　送　業……出荷伝票等
　サービス業……損益計算書、総勘定元帳等
　※　例示した書類以外にも提示を求めることがあります。
また、新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて、記載をお願いします。

裏面がありますので、必ず申出書の裏面を読んだ上で申請してください。

２．休 業 協 定 書（例）

○○株式会社と○○株式会社労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

一斉短時間休業を行わない場合はこれらの規定は不要です。

記

１．休業の実施予定時期等

休業は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○カ月間において、これらの日を含め○日間実施する。

ただしそのうち○日間は短時間休業とする。

２．休業の時間数

休業は、始業時刻（9 時 00 分）から終業時刻（17 時 00 分）までの間行う。

ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち４時間行う。

３．休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね○人をできる限り輪番によって休業させるものとする。

ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

４．休業手当の額の算定基準

休業中は、1 日当たり、次の(1)によって算定した額の○％相当額の休業手当を支給する。

ただし短時間休業の場合、1 時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には○○手当と○○手当を含むものとする。

(1)　１日当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数

ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額

ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額×１日の所定労働時間数

(2)　１時間当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数
　　÷１日の所定労働時間数

ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額÷１日の所定労働時間数

ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額

５．雑則

この協定は令和○年○月○日に発効し、令和○年○月○日に失効する。

失効した場合、２回目以降の申請時には改めて結んだものの添付が必要です。

令和○年○月○日

○○工業株式会社
　代表取締役　○○○○

○○株式会社労働組合
　執行委員長　○○○○

３．教 育 訓 練 協 定 書（例）

○○株式会社と○○株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

記

１．教育訓練の実施予定時期等
　教育訓練は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○カ月間において、これらの日を含め○日間実施する。
　ただしそのうち○日間は半日訓練とする。

２．教育訓練の時間数
　教育訓練は、始業時刻（9 時 00 分）から終業時刻（17 時 00 分）までの間行う。
　ただし半日訓練の場合、この時間帯のうち４時間行う。
　なお従業員１人当たりの教育訓練時間は○時間とする。

３．教育訓練の対象者
　教育訓練の対象者は○○部門に所属する従業員とし、教育訓練実施日においてはそのうち概ね○人に受講させるものとする。

４．教育訓練の実施主体
　教育訓練は、△△教育サービス株式会社に委託して行う。

５．教育訓練の内容
　教育訓練の内容は、○○技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の付与とする。（カリキュラムは別紙のとおり）

６．教育訓練の実施施設
　教育訓練は、△△教育サービス株式会社○○研修所（○○県○○市○○町○-○-○）内で実施する。

７．教育訓練の指導員（講師）
　教育訓練の講師は、△△教育サービス株式会社所属の主任指導員○○○○その他別紙に掲げる指導員が担当する。

８．教育訓練中の賃金額の算定基準
　教育訓練中は、1 日当たり、次の(1)によって算定した額の 100%相当額の賃金を支給する。
　ただし半日訓練の場合、1 時間当たり、次の(2)によって算定した額の 100%相当額の賃金を支給する。
　なお賃金には○○手当と○○手当を含むものとする。
(1)　１日当たりの賃金額の算定方法
　イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数
　ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額
　ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額×１日の所定労働時間数
(2)　１時間当たりの賃金額の算定方法
　イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷１月の所定労働日数
　　÷１日の所定労働時間数
　ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額÷１日の所定労働時間数
　ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額

９．雑則
　この協定は令和○年○月○日に発効し、令和○年○月○日に失効する。

令和○年○月○日

○○株式会社
　　代表取締役　○○○○

○○株式会社労働組合
　　執行委員長　○○○○

事業主が教育訓練の実施の管理を行う場合、外部講師を招いて行う場合を含めて「事業所内訓練」、外部機関に委託して行う場合は「事業所外訓練」として取り扱われます。

３時間以上～所定労働時間未満の訓練を「半日訓練」といいます。

実施施設を特定できるように記載します。特に、実施施設が事業所の外にある場合、その名称と住所を記載します。

教育訓練中の賃金額を通常の賃金の100%未満とする場合は、労働契約又は就業規則において支給割合等の規定が必要です。

失効した場合、２回目以降の申請時には改めて結んだものの添付が必要です。

４．【支給要件確認申立書記載例（表面）】

様式新特第６号

支給要件確認申立書（雇用調整助成金）

事業主記載事項	※１　確認欄
１　法人名：〇〇興業株式会社　　法人番号：1234567891011 ２　事業所名称：〇〇興業株式会社飯田橋支店 ３　雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）：1234-567890-1	年　月　日確認 確認者＿＿＿＿＿
〇　事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。） ４　過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から５年（平成 31 年３月 31 日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は３年）を経過していない、または、平成 31 年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。	左欄４について はい・いいえ
５　（４がはいの方のみ）不支給措置期間中であるが、支払い義務を負った金額（※）の全てを支給申請日までに支払っており、本来の不支給措置期間（再度不正受給を行った場合は、当該不正受給に関して設定される不支給措置期間）に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給措置期間として令和３年３月１日に設定されることを承諾している。 ※ 平成 31 年４月１日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる場合は、当該役員等が関与した不正受給に関して支払い義務が生じた金額	（左欄４がはいの方のみ回答してください） 左欄５について はい・いいえ
６　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある（緊急対応期間において、当該滞納した労働保険料について、緊急対応期間終了後に納付することに承諾している場合を除く。）。 ７　支給申請日の前日から起算して過去１年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている（緊急対応期間において、本助成金を受給した場合には、本来の不支給期間に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給期間として令和３年３月１日に設定されることを承諾している場合を除く。）。 ８①　事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員である。 ②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 ⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 ９　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。 10　倒産している。	左欄６～10について は　い いいえ
11　助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。 12　役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。 13　休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない 14　「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。 15　（雇用調整助成金等オンライン受付システムにおいて申請した場合）オンラインで提出した書類については、原本と相違ない。	左欄 11～15 について は　い いいえ
16　雇用されている労働者（雇用保険未加入者を含む）及び派遣労働者の数が、令和２年１月 24 日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の５分の４以上である。 17　（16 がいいえの方のみ）季節要因及び一時的な受注増等に対応したため、労働者の数が減少したものである。 18　令和２年１月 24 日から判定基礎期間の末日までの間に解雇等を行っていない。	は　い・いいえ は　い・いいえ は　い・いいえ

➡ 裏面にも記載事項があります。

４．【支給要件確認申立書記載例（裏面）】

様式新特第６号

令和３年１月XX日　　東京　労働局長　殿

（　飯田橋　公共職業安定所長）

１から18までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、１から18までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済します。

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の 20%に相当する額の合計額です。５において不支給措置期間中に本助成金を受給する場合に、再度不正受給を行った場合には、上記のうち③の「不正受給により返還を求められた額の 20%に相当する額」は「不正受給により返還を求められた額の 200%に相当する額」となります。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

事業主　住所　東京都○○区○○１－２－３　電話番号　03-1234-5678

名称　○○興業株式会社

氏名　代表取締役　安定　太郎

代理人又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示）　住所＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿

名称＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等（押印不要）を、下欄に社会保険労務士法施行規則第１６条第２項又は同規則第１６条の３の規定により記載をしてください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、下欄に代理人の氏名等（押印不要）をしてください。

【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄　※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して５年間（取り消した日から起算して５年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、助成金に係る代理人等が行う申請又は提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

代理人又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示）　住所＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿

名称＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

３、４頁目がありますので、必ず申立書の３、４頁目を読んだ上で申請してください。

４．【支給要件確認申立書（別紙）記載例】

様式新特第６号

（別　紙）

役員等一覧

法人名　　〇〇興業株式会社

法人番号　1234567891011

事業所名称　　飯田橋支店

雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）　1234-567890-1

役員等名（漢字）	役員等名（カナ）	役職	生年月日
安定　太郎	アンテイ　タロウ	代表取締役	1961 年４月×日
安定　花子	アンテイ　ハナコ	代表取締役副社長	1962 年５月×日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日

注１）法人番号は、平成 27 年 10 月以降国税庁長官から本社等に通知された 13 桁の番号を記載してください。

注２）「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注３）個人事業主の場合、事業主本人について記載ください（役職除く）。

注４）役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名（旧姓）も併記してください。

５．【休業/教育訓練 実績一覧表 記載例】

様式新特第９号 休業・教育訓練実績一覧表（新型コロナウイルス関連）

[☑ 休業 ☑ 教育訓練] 実績一覧表

判定基礎期間（休業等の初日～末日）
令和 2 年 12 月 1 日 ～ 令和 2 年 12 月 31 日

	休業・教育訓練対象者							③月間所定労働日数（日）	④全日休業（日）	⑤短時間休業（時間）	⑥教育訓練（日）
	①氏 名	（ 4桁	－	②雇用保険被保険者番号 6桁	－	1 桁）					
1	○○○○	1300	－	123456	－	1		21	7	6	1.5
2	××××（注：4月10日に自己都合による退職願を提出、4月10日以前の実績について記載）	1300	－	123457	－	1		8	1	3	0
3	△△△△	1300	－	123458	－	1		21	7	6	0
4	□□□□	1300	－	123459	－	1		21	5	6	0.5
5	◇◇◇◇	1300	－	123460	－	1		21	3	10.5	0
6			－		－						
7			－		－						
8			－		－						
9			－		－						
10			－		－						

	⑦	⑧	⑨	⑩
③～⑥の小計	92	23	31.5	2.0
合 計※	92	23	32	2

⑪代表的な1日の所定労働時間（時間）※	8	⑫短時間休業（⑨の合計／⑪）（日）※	4

⑧技能実習生に教育訓練を行った場合、下記届出書を提出しているかご確認ください。
・外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出している。 □

○事業主及び協定をした労働者代表は、本表に記載した内容（③、⑦、⑪、⑫を除く）が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。
○また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取り扱いがないことを誓約します。

協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。（チェックボックスに要チェック） ☑

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出された者でないこと。（チェックボックスに要チェック） ☑

令和 3 年 1 月 15 日※
事業主 ○○興業株式会社
（事業所番号 1234 － 567890 － 1 ）
安定 太郎 押印不要
協定をした労働者代表 ※
労働 次郎 押印不要

⑬ 休業・教育訓練対象者数（人）※	5
⑭ 休業対象者（人）※	5
⑮ 教育訓練対象者数（人）※	2

（注）複数枚にわたる場合、※欄は最終ページのみに記入。
1 枚目／ 1 枚中

判定基礎期間に おいて、休業と教育訓練の両方を実施した場合は、休業に係る部分と教育訓練に係る部分をそれぞれ同一の用紙に記入して提出してください。

判定基礎期間内に対象被保険者について転出入、被保険者資格の喪失又は解雇の予告等があったときは、その旨及びその事実の生じた年月日を①欄に注記するとともに（記入スペースがない場合には次の行を使用してください）、当該対象被保険者についてはその事実の生じた日まで（転入の場合は、その日の翌日から）の分についてのみ記入してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

外国人技能実習生に対して雇用調整助成金の対象となる教育訓練を行う場合、外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出していることが必要です。提出している場合にはチェックを記載してください。

休業協定書の事業主及び労働者代表の方の氏名等を記載（印字可）してください。

実績一覧表が複数にわたる場合、最終ページの様式に事業主及び協定をした労働者代表の氏名等（印字可）があれば、最終ページまでの様式は省略しても差し支えありません

● 休業対象となった労働者の所定労働日数を記入してください。

● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合
・祝日を含む週休２日制の場合
・・・ 月20日
・祝日を含まない週休２日制の場合
・・・ 月22日 としても可

● 労働者の所属する部署・勤務形態毎の月間所定労働日数を記入してください。

● 休業の場合
全日休業欄には、１日休業を実施した日数を記入してください。

短時間休業は、個人ごと及び日ごとに１時間以上の休業である必要があります。
また、個人ごと及び日ごとに30分未満は切り捨てとなります。例）2時間40分→2.5時間
短時間休業欄には、短時間休業を実施した上記の時間の合計を記入してください。

● 教育訓練の場合
事業所内訓練を半日（1日3時間以上）実施した場合、事業所外訓練を半日実施した場合については0.5日として計算してください。

⑦欄～⑩欄の上段には、同じページの③欄～⑥欄の数字の小計を記入し、下段は最終ページにおいて、全ページの上段の数字の合計（小数点以下切り上げ）を記入して下さい。

労働者代表等の適格性を確認し、チェックボックスにチェックをつけてください

複数枚にわたる場合は、同じ様式を使用してください。その場合は、「△枚目／○枚中」と記入してください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

６．【雇用調整助成金助成額算定書記載例】①（（１）～（６）欄）

次の（１）（２）のいずれかの方法で算出してください。（様式上では、選択できます）

（１）「労働保険料確定申告書」を使用する場合
①　直近の「労働保険料確定申告書（※）」の確定保険料算定内訳欄（雇用保険分）ハ「雇用保険法適用者分」に記載している賃金総額を記入してください。
（※　事務組合に委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」から記入してください。）
②　事業所の前年度における各月の月末の被保険者数を平均して算定してください。

（２）「所得税徴収高計算書」を使用する場合
判定基礎期間の初日が属する年度又は前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載された俸給給料等（01）欄の「支給額」を賃金総額として、同欄の「人員」を当該１か月平均被保険者数として記入してください。
（使用した計算書を支給申請の際に添付してください。）

様式新特第８号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用調整助成金助成額算定書

（事業所名）	○○興業株式会社	（事業所番号）	1234-567890-1				
（１）　賃金総額 利用した書類を記入してください。 （　a. 労働保険料確定保険料申告書　）					13,500,000	円	
（２）　前年度１年間の１箇月平均の雇用保険被保険者数					5	人	
（３）　年間の所定労働日数					259	日	
（４）　平均賃金額 ［(1)／（(2)×(3)）］					10,425	円	
	休業				教育訓練		
	全日		短時間				
（５）　休業手当等の支払い率 ※ 就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率	85	%	85	%	100	%	
（６）　基準賃金額 ［(4)×(5)］	8,862	円	8,862	円	10,425	円	

雇用保険の適用事業所番号を記載してください。

次の（１）（２）のいずれかの方法で算出してください。

（１）　休業等を実施する前の任意の１か月（所定労働日数が明らかに少ない月（２月など）を除く。）の所定労働日数に12を乗じた日数
（２）
● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合
・祝日を含む週休２日制の場合　・・・　年間240日
・祝日を含まない週休２日制の場合　・・・　年間261日
または、
● 部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合
その部署等に従事する年度末の労働者数等（※）により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。
（例）
Ａ部署　従業員　２人……所定労働日数252日
Ｂ部署　従業員　３人……所定労働日数264日

$$\frac{(2人\times252日)+(3人\times264日)}{5人}=259日$$

ただし、休業等協定による休業手当等の算定に当たって、賃金の日割り計算において、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入してください（所得税徴収高計算書を使用する場合で、同様の場合は30日と記入してください）。
なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。
※　(3)の分母は、年度末の人数で計算するため、(2)と(3)の分母の人数は、一致しない場合があります。

● 労働者毎に休業手当等の支払い率が異なる場合
適用される労働者の数が最も多い支払い率としてください。
もしくは、各支払い率の単純平均または各支払い率が適用される労働者数により加重平均をした支払い率でも可です。
（例）
休業手当支払い率60%の従業員　５人
休業手当支払い率80%の従業員　２人
休業手当支払い率100%の従業員　３人

（最も多い支払い率）
60（%）
（単純平均）
（60＋80＋100）÷３＝80（%）
（加重平均）

$$\frac{(5人\times60)+(2人\times80)+(3人\times100)}{10人}=76(\%)$$

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。

(4)欄の平均賃金額に休業等協定書において定めた手当等の支払い率を乗じて求めた額を記入します。
基本給とその他手当との支払い率が異なる場合は、低い方の支払い率を使って算定してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

※　この様式による申請が２回目以降である場合、(1)～(4)までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

６．【雇用調整助成金助成額算定書記載例】②（（７）～（12）欄）

令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の助成率は、大企業事業主の方は２／３（中小企業事業主の方は４／５）、また、解雇等を行わない場合には大企業事業主の方は３／４（中小企業事業主の方は10/10）が適用されます。

令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の助成額（日額）の最高額は、15,000円です。

（７）　１人日当たり助成額単価 [(6)×助成率（ 10/10 ）] ※15,000円を超える時は15,000円	8,862 円	8,862 円	10,425 円
（８）　月間休業等延日数 ※様式新特第９号の⑥、⑫及び⑱欄から転記。	①（9号⑥から転記） 23 人・日	②（9号⑫から転記） 4 人・日	③（9号⑱から転記） 2 人・日
（９）　教育訓練に係る加算額 [(8)×加算額（ 2,400 円）]			4,800 円
（10）　支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(8)] [教育訓練の場合(7)×(8)＋(9)]	203,826 円	35,448 円	25,650 円
（11）　(10)の小計	④ 239,274 円		⑤ 25,650 円
（12）　(11)の合計	264,924 円		

※　（１）　欄は千円未満の端数を切り捨てた値、　（２）　及び　（３）　欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、
（４）　及び（６）　～　（８）　欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

月間延日数を記入してください（様式特第９号の各合計欄と一致します。

令和２年４月１日から令和３年２月28日までの期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合の加算額は、大企業事業主の方は1,800円（中小企業事業主の方は2,400円を選択してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

※　この様式による申請が２回目以降である場合、(1)～(4)までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

７．【雇用調整助成金（休業等）支給申請書記載例（休業・教育訓練の場合）】

※　複数の判定基礎期間（最長連続する３期分）を同時に申請する場合であっても、判定基礎期間ごとに、それぞれ申請書を提出してください。（ただし、２か月目以降の判定基礎期間については、この様式の別葉に、①の(6)欄、②欄及び③欄のみの記入で結構です）。

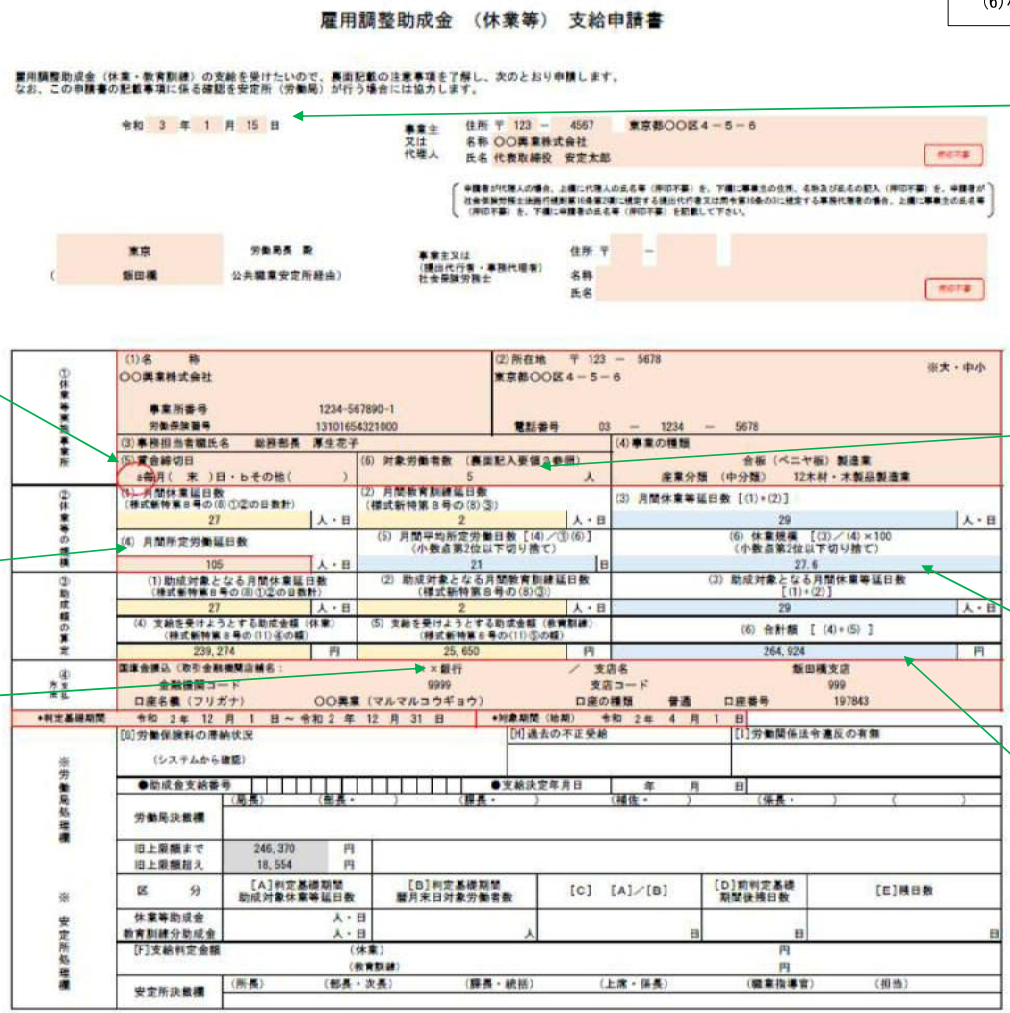

雇用調整助成金　（休業等）　支給申請書

雇用調整助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和　3　年　1　月　15　日

事業主又は代理人　住所　〒 123 － 4567　東京都○○区４－５－６
名称　○○興業株式会社
氏名　代表取締役　安定太郎

東京　労働局長　殿
（　飯田橋　公共職業安定所経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士　住所　〒　－
名称
氏名

①休業等実施事業所
(1)名称　○○興業株式会社
事業所番号　1234-567890-1
労働保険番号　13101654321000
(2)所在地　〒 123 － 5678　東京都○○区４－５－６　※大・中小
電話番号　03 － 1234 － 5678
(3)事務担当者職氏名　総務部長　厚生花子
(4)事業の種類　合板（ベニヤ板）製造業　産業分類（中分類）　12木材・木製品製造業
(5)賃金締切日　a毎月（末）日・bその他（　）
(6)対象労働者数（裏面記入要領３参照）　5　人

②休業等の状況
(1)月間休業延日数（様式新特第８号の(6)①②の日数計）　27　人・日
(2)月間教育訓練延日数（様式新特第８号の(8)③）　2　人・日
(3)月間休業等延日数［(1)＋(2)］　29　人・日
(4)月間所定労働延日数　105　人・日
(5)月間平均所定労働日数［(4)／③(6)］（小数点第2位以下切り捨て）　21　日
(6)休業規模［(3)／(4)×100］（小数点第2位以下切り捨て）　27.6

③助成額の算定
(1)助成対象となる月間休業延日数（様式新特第８号の(8)①②の日数計）　27　人・日
(2)助成対象となる月間教育訓練延日数（様式新特第８号の(8)③）　2　人・日
(3)助成対象となる月間休業等延日数［(1)＋(2)］　29　人・日
(4)支給を受けようとする助成金額（休業）（様式新特第８号の(11)④の額）　239,274　円
(5)支給を受けようとする助成金額（教育訓練）（様式新特第８号の(11)⑤の額）　25,650　円
(6)合計額［(4)＋(5)］　264,924　円

④支給先
国庫金振込（取引金融機関店舗名）：×銀行　／　支店名　飯田橋支店
金融機関コード　9999　支店コード　999
口座名義（フリガナ）　○○興業（マルマルコウギョウ）　口座の種類　普通　口座番号　197843

*判定基礎期間　令和　2年　12月　1日～令和　2年　12月　31日　*対象期間（始期）　令和　2年　4月　1日

※労働局処理欄
[G]労働保険料の滞納状況（システムから確認）
[H]過去の不正受給
[I]労働関係法令違反の有無
●助成金支給番号　●支給決定年月日　年　月　日
労働局決裁欄（局長）（部長・　）（課長・　）（補佐・　）（係長・　）（　）
旧上限額まで　246,370　円
旧上限額超え　18,554　円

※安定所処理欄

区分	[A]判定基礎期間助成対象休業等延日数	[B]判定基礎期間暦月末日対象労働者数	[C]　[A]／[B]	[D]前判定基礎期間後検日数	[E]検日数
休業等助成金	人・日	人	日	日	日
教育訓練分助成金	人・日				

[F]支給判定金額　（休業）　円　（教育訓練）　円
安定所決裁欄（所長）（部長・次長）（課長・統括）（上席・係長）（職業指導官）（担当）

判定基礎期間ごとに提出し、判定基礎期間の末日の翌日から起算して２か月以内に提出してください。

賃金締切日が毎月一定の期日で定められている場合、○で囲み日付を記入してください。

対象労働者は、休業等を実施する事業所の休業等を実施していない者を含めた雇用保険の被保険者の人数です。
ただし、解雇を予告された被保険者、退職願を提出した被保険者、事業主による退職勧奨に応じた被保険者及び日雇労働被保険者等を除きます。

対象労働者の所定労働日数の合計を記入してください。

金融機関名及び支店名を必ず記入してください。

休業規模が大企業事業主の場合は3.3（1/30×100）、中小企業事業主の場合は2.5（1/40×100）以上であれば助成対象となります。

支給を受けようとする助成金額(4)と(5)の合計の金額を記入してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（黄色のセルは算定書から自動入力されます）
（青色のセルは自動計算されます。）

裏面がありますので、必ず支給申請書の裏面を読んだ上で申請してください。

（※）中小企業事業主とは、

小売業（飲食店を含む）	資本金 5,000万円以下又は従業員　50人以下
サービス業	資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業	資本金　１億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種	資本金　３億円以下又は従業員 300人以下

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（小学校休業等対応助成金）（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

【対象事業主】
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた　事業主。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】
有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額　×　10/10
※ 支給上限は１日あたり8,330円
（令和２年４月１日以降に取得した休暇については15,000円）

【適用日】
令和２年10月１日～令和３年３月31日の間に取得した悠久の休暇
※日曜日や夏休みなど、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
（電話）0120-60-3999　受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、新型コロナ　休暇支援 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
（小学校休業等対応支援金）
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事する保護者へ支援金を支給します。

【対象者】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【一定の要件】

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

仕事ができなかった日について、１日あたり4,100円（定額）

※ 令和２年４月１日以降の日については、１日あたり7,500円（定額）

【適用日】

令和２年10月１日～令和３年３月３１日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

（電話）0120-60-3999　受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、臨時休業　個人委託　で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。

労働者を雇用する事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和２年10月１日から令和３年３月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！　＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限：15,000円)

申請期限：

- **令和２年10月１日から12月31日**までの休暇に関する**申請期限は令和３年３月31日**です。
- **令和３年１月１日から３月31日**までの休暇に関する**申請期限は令和３年６月30日**です。

令和２年２月27日から９月30日までの休暇に関する申請受付は原則として令和２年12月28日で終了しています。ただし、次のⅠ、Ⅱや天災等のやむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を超過して申請することが可能です。
Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出先

〒１３７－８６９１　新東京郵便局　私書箱１３２号
学校等休業助成金・支援金受付センター

新型コロナ 休暇支援　検索

※郵送先は厚生労働省ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。
（宅配便などは受付不可）

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

（ア）**新型コロナウイルスに感染した**子ども
（イ）**新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
（ウ）**医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する**子ども

※　学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。
・**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

※　業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・学校：**授業日**　※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
・その他の施設（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
・**授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日**

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である15,000円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和３年１月６日作成

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

助成金の対象となる「出向」

■**対象：**雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■**前提：**雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること

・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと　　などの要件があります。

対象事業主

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**

② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	**9/10**	**3/4**
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	**4/5**	**2/3**
上限額（出向元・先の計）	**12,000円**／日	

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成対象となる経費

■出向開始日が令和３年１月１日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および１月１日以降の出向初期経費が助成対象となります。
■出向開始日が令和３年１月１日より前の場合、
１月１日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1　出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

▽

出向計画届提出・要件の確認※2

※2　**出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

▽

出向の実施

※3　1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

▽

支給申請※3・助成金受給※4

※4　支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

参考：助成額比較(イメージ)

一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があり得ます。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- 出向期間中の出向運営経費
  - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円、**
  - 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主
※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担）**3,600円**		出向運営経費 **8,400円**（出向先賃金負担 **5,400円**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**）	
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	**実質負担** 1/10 360円	**産業雇用安定助成金** 9/10 7,560円	**実質負担** 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担）**3,600円**		出向運営経費 **8,400円**（出向先賃金負担 **5,400円**、教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**）
雇用調整助成金 2/3 2,400円	**実質負担** 1/3 1,200円	**実質負担** 10/10 8,400円

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

（公財）産業雇用安定センターでは「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を無料で支援しています！

（公財）産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。

人手不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。

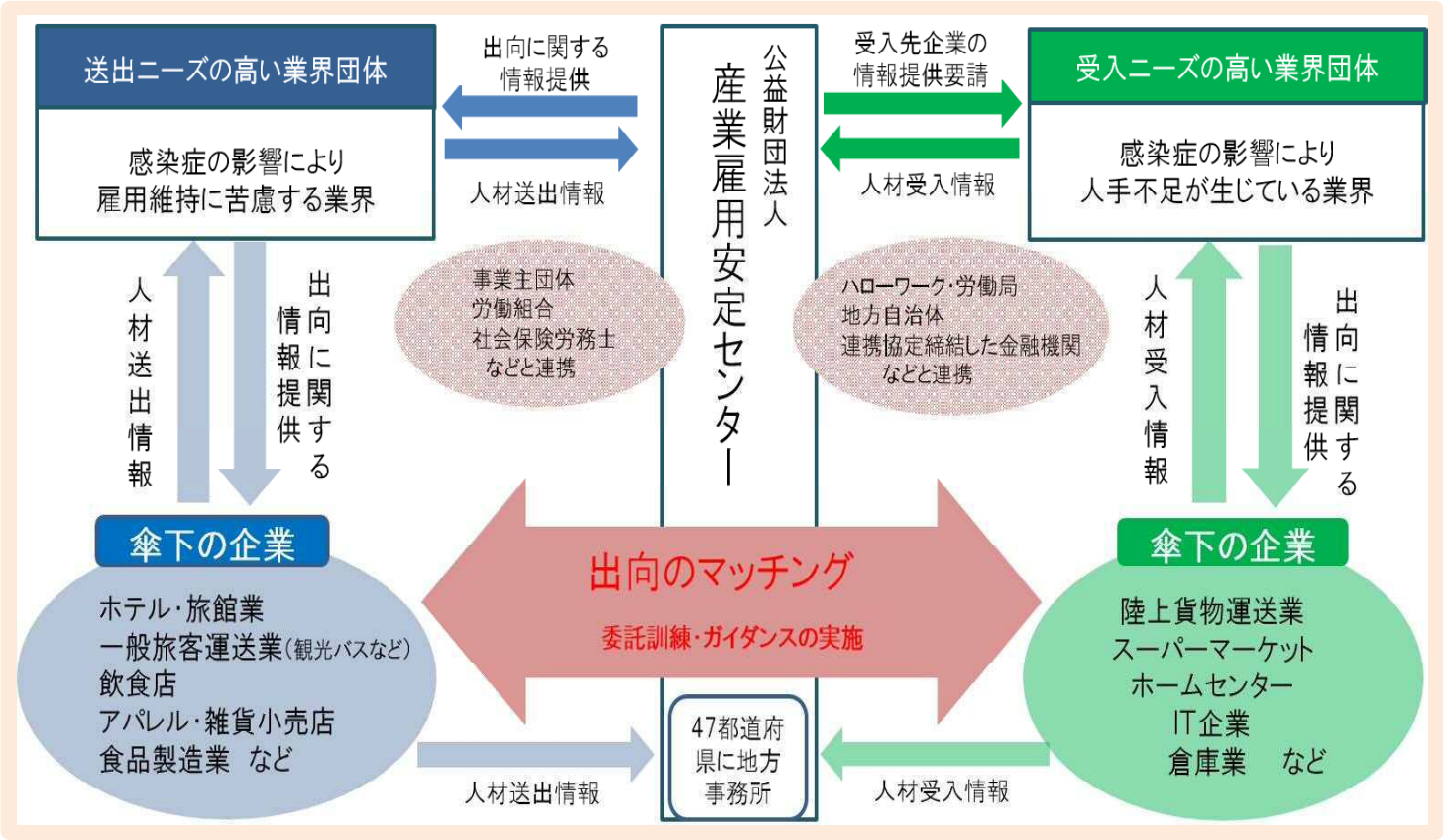

お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、
無料で企業からのご相談を承っています。

（公財）産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

（産業雇用安定センターホームページ）

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業　→　貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。**バス運転手**を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、**出向を活用して雇用維持を図りたい**。

＜企業規模：29人以下＞

出向期間5か月
出向労働者2名

精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、**運転手が慢性的に不足**しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる**丁寧かつ繊細な運転が期待**できるので出向として受け入れたい。

＜企業規模： 29人以下＞

事例2：旅館・ホテル業　→　食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機に**レストラン部門の調理人**を**新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい**。

＜企業規模： 100人～299人＞

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。**調理人を**正社員として**採用したい**と考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、**同じ地域の企業のお役に立つ**ことを意図して出向受入に切り替えることとした。

＜企業規模： 30人～49人＞

事例3：航空運送業　→　卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。**社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保**して**雇用を維持したい**。

＜企業規模：１万人以上＞

出向期間6か月
出向労働者14名

卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、**店舗での販売員として出向で受け入れ**たい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

＜企業規模： 5,000～9,999人＞

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関　など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内
などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。

（厚生労働省ホームページ）

持続化給付金

別添㉑-1

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】
法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年１年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) ― (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】
①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
③法人の場合は、
（Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
（Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000人以下である事業者。

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局HP
・８月31日までに申請の方
→ https://www.jizokuka-kyufu.jp
・９月１日以降に申請の方
→ https://jizokuka-kyufu.go.jp/

【申請要領・よくあるお問合せ等】
上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。
経済産業省HP（持続化給付金）
https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

【お問合せ先】 持続化給付金事業 コールセンター

８月31日までに申請の方	**９月１日以降に申請の方**
直通番号：0120-115-570	直通番号：0120-279-292
IP電話専用回線：03-6831-0613	IP電話専用回線：03-6832-6631

受付時間：8:30～19:00（土曜祝日を除く日～金曜日）

持続化給付金

【申請サポート会場】
持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。
必要書類のコピーをご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support_202102.pdf

▶ 事前予約の方法
予約方法は、①Web予約、②電話予約（オペレーター対応）がございます。

①Web予約
「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。
https://jizokuka-kyufu.go.jp/support/index.html

②電話予約（オペレーター対応）
事務局コールセンターにて、申請サポート会場の予約も受け付けております。
0120-279-292
受付時間：8：30~19：00　日曜～金曜（土曜・祝日を除く）

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、
「持続化給付金」の事務局HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP（９月１日以降に申請の方向け）】
https://jizokuka-kyufu.go.jp/

【重要なお知らせ】
持続化給付金については、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方の書類の提出期限を令和３年２月15日まで申請期限を延長しました。
書類の提出期限延長を希望される方は、令和３年１月31日までに書類の提出期限延長をお申し込みください。

※一定の要件を満たす方が対象となりますので、詳細については以下のページよりご確認ください。
https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20210114.html

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

別添㉒

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和２年４月１日から令和３年２月28日までの間（※１）に中小事業主が休業させた労働者のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者**（※２）

※１　対象となる休業期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です。

※２　雇用保険被保険者でない方も対象となります。

【支給額】休業前賃金の 80%（日額上限11,000円）

- １日８時間から３時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
- 週５回から週３回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和２年10月～12月	令和３年３月31日（水）
令和３年１月～２月	令和３年５月31日（月）

※休業した期間が令和２年４～９月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

・10月30日に公表したリーフレットを踏まえて申請準備に時間を要した方
（https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000689989.pdf）
➡令和３年３月31日（水）までに申請いただければ、受付けます。

・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
➡支給（不支給）決定が行われた日から１か月以内に申請いただければ、受付けます。

【お問合せ先】
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276　受付時間：月～金　8:30～20:00
土日祝　8:30～17:15

事業主・労働者の皆さまへ

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』は シフト制の方や短時間休業なども対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

休業前の１日当たり平均賃金 × 80% × (**各月の日数**（30日又は31日） − **就労した日数 労働者の事情で休んだ日数**)

① １日当たり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

- １日８時間から３時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- 週５回から週３回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の８割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

① 令和２年10月１日～令和３年２月28日に、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた**中小事業主に雇用される労働者

② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

いわゆる**日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象**となります。

※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。

① **労働条件通知書に「週○日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、**事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース

② 休業開始月前の**給与明細などにより、６か月以上の間、原則として月４日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる**ケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

[電話] 0120(221)276　[時間] 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

その他、休業支援金に関するＱ＆Ａや、申請書等は厚生労働省ホームページ特設サイトに掲載しています（「休業支援金」で検索ください）。

[特設サイト] https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030121保01

家賃支援給付金

別添㉓

新型コロナウイルス感染症を契機とした５月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、５～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

①いずれか１カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する３カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の６倍（6カ月分）。

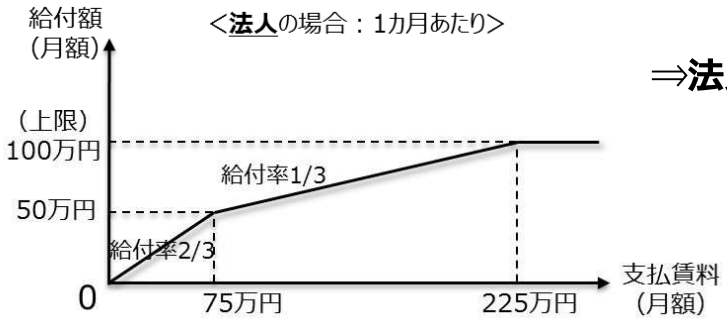

⇒法人は最大600万円

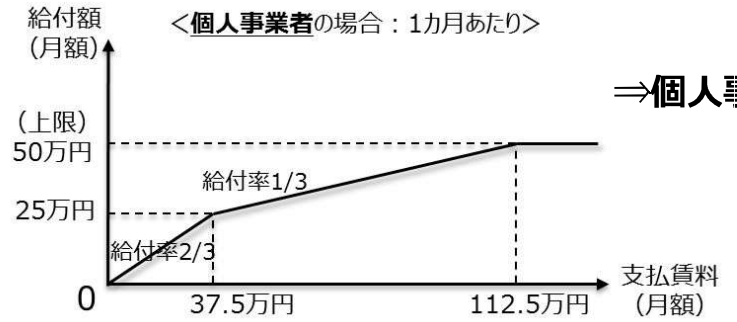

⇒個人事業者は最大300万円

【申請サイト】

https://yachin-shien.go.jp/index.html

また、よくあるご質問を
https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html
にまとめておりますので、ご参照ください。

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

家賃支援給付金

【申請サポート会場】
家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、こちらをご覧ください。
https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf

「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。

申請補助シートの印刷や来訪予約は、こちらをご覧ください。
https://yachin-shien.go.jp/support/index.html

上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

「家賃支援給付金　申請サポート会場　電話予約窓口」
0120-150-413　　受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

【資料のダウンロード】
申請要領や給付規定、その他申請に必要な書類は、
https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html
からダウンロードすることができます。

【重要なお知らせ】
家賃支援給付金の申請期限は、当初、令和３年１月15日までとしておりましたが、令和３年１月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、令和３年２月15日（月）24時まで申請期限を延長しました。まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、２月15日の申請期限までに申請を完了ください。
詳細については以下のページよりご確認ください。
https://yachin-shien.go.jp/news/20210114_02/index.html

【お問合せ先】
家賃支援給付金 コールセンター
TEL：0120-653-930　時間：8:30～19:00（土・祝日除く）

事業の再構築に挑戦する皆様へ

別添㉔

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

（中小企業等事業再構築促進事業）

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1．申請前の**直近６か月間**のうち、**任意の３か月の合計売上高**が、コロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2．**事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定**し、**一体となって**事業再構築に取り組む中小企業等。
3．補助事業終了後３～５年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

✓ **通常枠**　補助額　**100万円～6,000万円**　補助率　**２／３**

✓ **卒業枠***　補助額　**6,000万円超～１億円**　補助率　**２／３**

*卒業枠については、400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

✓ **通常枠**　補助額　**100万円～8,000万円**
補助率　**１／２（4,000万円超は１／３）**

✓ **グローバルＶ字回復枠****　補助額　**8,000万円超～１億円**　補助率　**１／２**

**グローバルV字回復枠については、100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6か月間のうち任意の３か月の合計売上高がコロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

令和２年度３次補正予算【３月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。３月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

経済産業省　中小企業庁

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡**オンライン専用の注文サービス**を新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たに**ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売**を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に**高齢者向けの食事宅配事業**を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品の**ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規に**フィットネスジムの運営**を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たに**オンライン形式でのヨガ教室の運営**を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。**病院向けの給食、事務等の受託サービス**を新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、**食料等の宅配サービス**を開始。

製造業

航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。**ECサイト（オンライン上）での販売**を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに**化粧品の製造・販売**を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用して**オートキャンプ場を整備**し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに**医療向けの診断サービス**を開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、
研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、
広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

担当課　中小企業庁　経営支援部　技術・経営革新課
０３-３５０１-１８１６

※公募開始は３月となる見込みです。
※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に２～３週間要する場合がありますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。➡ https://www.jgrants-portal.go.jp/
※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

詳細はこちら
（経済産業省HP）

別添㉕

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業における、「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の３つの補助事業については、**「通常枠」**に加え、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、**「低感染リスク型ビジネス枠」**を創設します。

①ものづくり補助金

➢　新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】　補助上限：1,000万円　補助率：中小１/２、小規模２/３

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：1,000万円　補助率：２/３

②持続化補助金

➢　小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠（注）】　補助上限：50万円　補助率：２/３

注：通常枠（令和３年２月５日締切り分）については以下を別枠として上乗せ

【事業再開枠】 補助上限：50万円　定額（10/10）

【追加対策枠】 補助上限：50万円

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：100万円　補助率：３/４

③IT導入補助金

➢　ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円　補助率：１/２

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：30～450万円　補助率：２/３

■各補助事業の公募スケジュール

①ものづくり補助金	通常枠：公募中、２月19日（金）17時 低感染リスク型ビジネス枠：未定（詳細が決まり次第公表します）
②持続化補助金	通常枠：公募中、２月５日（金）当日消印有効 低感染リスク型ビジネス枠：３月中公募開始予定
③IT導入補助金	通常枠：未定（詳細が決まり次第公表します） 低感染リスク型ビジネス枠：未定（詳細が決まり次第公表します）

※詳細は各補助金ページ（37～40ページ）を参照ください

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

■低感染リスク型ビジネス枠における各補助金の拡充内容

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 （設備導入、システム構築）	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 （IT導入）	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

■事業再開枠の対象　（持続化補助金（通常枠・２月５日締切り分））

※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- **消毒、マスク、清掃**
- **飛沫防止対策**（アクリル板・透明ビニールシート等）
- **換気設備**
- **その他衛生管理**（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- **掲示・アナウンス**（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

【各補助金に関するお問合せ】
34～37ページに記載の各補助金お問合せ先にお願いいたします。
【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

①ものづくり補助金

基本情報

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

対象　　：中小企業・小規模事業者　等
補助上限：原則1,000万円
補助率　：【通常枠】　補助率：中小１/２、小規模２/３
　　【低感染リスク型ビジネス枠】補助率：２/３

※ 詳細は35、36ページ参照
※低感染リスク型ビジネス枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

想定される活用例

（通常枠）
・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する
・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入する

（低感染リスク型ビジネス枠）
・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する

公募スケジュール（５次締切）（通常枠）

申請開始：２月２日（火）17時（公募要領公開中）
申請締切：２月19日（金）17時
※低感染リスク型ビジネス枠については詳細が決まり次第公表します。

ものづくり補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり補助金（通常枠）についてのお問合せ先】
ものづくり補助金事務局
http://portal.monodukuri-hojo.jp/
電話番号：050-8880-4053　（10:00～17:00（土日祝日除く））
公募要領に関するお問合わせ：monohojo@pasona.co.jp
電子申請システムの操作に関するお問合わせ：
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

【ものづくり補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

②-1 持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者　等
補助上限：50万円、補助率：２/３
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。
・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：２/３または定額（10/10）
※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）
※「事業再開枠」の取組は令和２年５月14日以降に実施した取組まで遡って補助。
※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

４次締切：令和３年２月５日（金）当日消印有効

※４次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会　http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
電話番号：03-6670-2540
受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所　https://r1.jizokukahojokin.info/
電話番号：03-6447-2389
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）

②-2 持続化補助金
（低感染リスク型ビジネス枠）

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援。

基本情報

対象：小規模事業者　等
補助上限：100万円（*）、補助率：３/４
*　補助金総額の１/４以内(最大25万円)を感染防止対策(消毒液購入、換気設備導入等)に充当可能（※）。

※緊急事態宣言の再発令に伴い**特別措置**を講ずる。

要件：緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年同月比で30%以上減少している場合
→感染防止対策費を補助金総額の１/２以内（最大50万円）に引き上げ。
→審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

想定される活用例

・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象となる。

公募スケジュール

３月中公募開始予定

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

③ＩＴ導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象　：中小企業・小規模事業者　等
補助額：30～450万円
　※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円
補助率：通常枠　1/2
　　低感染リスク型ビジネス枠　2/3

想定される活用例

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

（通常枠の導入例）
・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

（低感染リスク型ビジネス枠の導入例）
・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール　未定（詳細が決まり次第公表します）

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開予定です。

【IT導入補助金（通常枠）についてのお問合せ先】
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト
https://www.it-hojo.jp/
または右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：0570-666-424
※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

【IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

感染症対策を含む 中小企業強靭化対策事業

別添㉖

（ハンズオン支援令和２年９月2日～受付）

中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。
（詳細はページ下部「「事業継続力強化計画」について」を参照）

今後以下の取組を実施する予定です。

①感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画策定の手引き」を更新

「事業継続力強化計画策定の手引き」について、感染症対応等の記載例や説明等のコンテンツを追記し、更新しました。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/kyoka_tebiki.pdf

②新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定をハンズオン支援。

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ支援人材を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。
ご希望の方は、以下URLよりお申し込みください。
→https://kyoujinnka.smrj.go.jp/tandoku/

【参考ページ】
「事業継続力強化計画」について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画
https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税）

- 近年、**全国各地で頻発する自然災害**、**長期化する新型コロナウイルス感染症の影響**の中、**中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要**。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、**対象設備を追加した上で、適用期限を２年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和4年度末まで】

○対 象 者 ：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等

○支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）

○対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類（取得価額要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（１００万円以上）	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（３０万円以上）	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、 **感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ**
建物附属設備（６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、**無停電電源装置（UPS）** （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となる。
※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。

テレワーク設備導入にかかる費用の支援

別添㉗

1．働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法はこちらのQRコードよりご確認ください。
新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース

2．IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（39ページ参照）

3．税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の７％（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット９、22ページに記載しております。

業務改善助成金について

別添㉘

令和2年度第三次補正予算案：14億円

【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

【要求理由】

コロナ禍において、従来のような賃金の大幅引上げが困難な状況にあっても、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

【対象事業場】

以下の２つの要件をすべて満たす事業場

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

・事業場規模100人以下であること

【助成率】

３／４（４／５）

※生産性要件を満たした事業場の場合、４／５（９/10）

※（）内は事業場内最低賃金**900円未満**の事業場

（令和２年度当初：３／４（４／５）

※生産性要件を満たした事業場の場合、４／５（９/10）

※（）内は事業場内最低賃金**850円未満**の事業場）

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	20円コース（新規）	30円コース
1人	20万円	30万円
2～3人	30万円	50万円
4～6人	50万円	70万円
7人以上	70万円	100万円

人材開発支援助成金

令和２年度第三次補正予算案：10億円

制度概要 職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	助成内容	助成率・助成額 ※1　注：（ ）内は中小企業事業主以外		
		経費助成	賃金助成	OJT実施助成※2
特定訓練コース	・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	45% （30%）	760円 （380円）	665円 （380円）
一般訓練コース	・その他のコース以外の20時間以上の訓練について助成	30%	380円	－
特別育成訓練コース	・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	実費 （上限あり）	760円 （475円）	760円 （665円）

※1　生産性要件を満たした場合、特定分野認定実習併用職業訓練の場合等、一定の要件により割増し率・額を適用。　※2　OJTとOFF-JTを組み合わせた雇用型訓練を実施した場合のみ。

改正内容 業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象に追加する拡充を予定

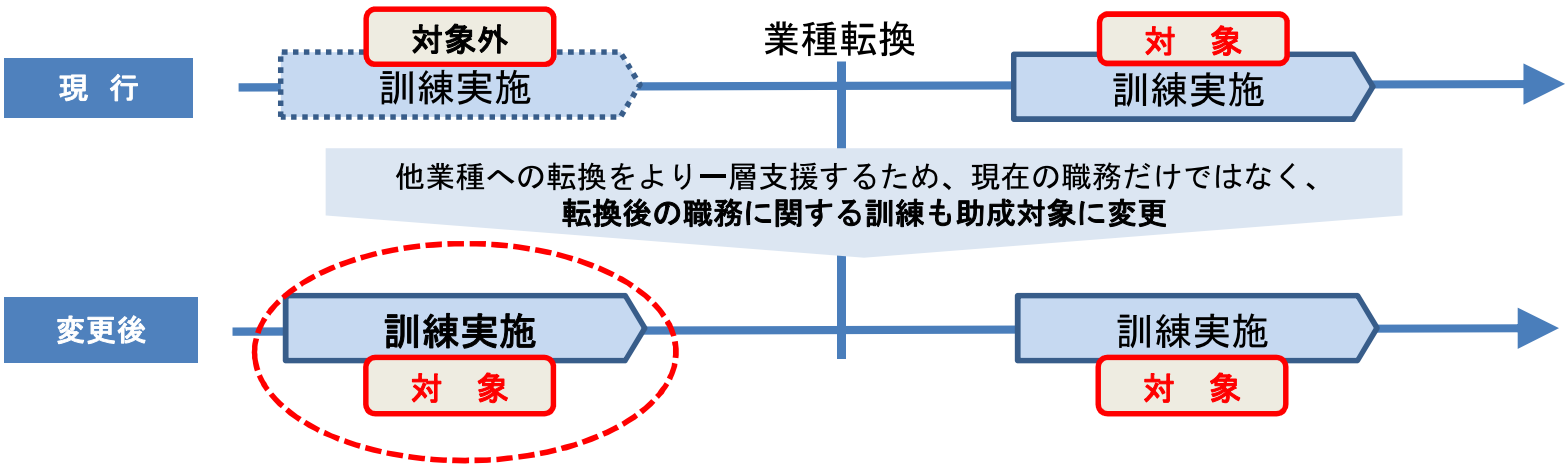

トライアル雇用、障害者トライアル雇用、障害者短時間トライアル雇用を実施中の事業主の方へ

新型コロナウイルスの影響で休業した場合、特例的にトライアル雇用期間を変更できるようになりました

トライアル雇用※期間中に新型コロナウイルスの影響で休業した場合、休業中の勤務予定日を除いて、終了予定日の翌日以降に追加することができます。ただし、すでにトライアル雇用を終了している場合は対象となりません。

※トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則３か月）試行雇用することをいいます。

トライアル雇用期間を変更するには、以下の要件を満たす必要があります。

- 令和2年4月1日～令和３年２月28日の間にトライアル雇用期間が含まれていること
- 上記期間中に新型コロナウイルスの影響で対象者を休業させたこと
- 休業により、対象者の適性の見極めが難しくなったこと
- トライアル雇用期間の変更について労働者との合意があること

（トライアル雇用期間の変更例）

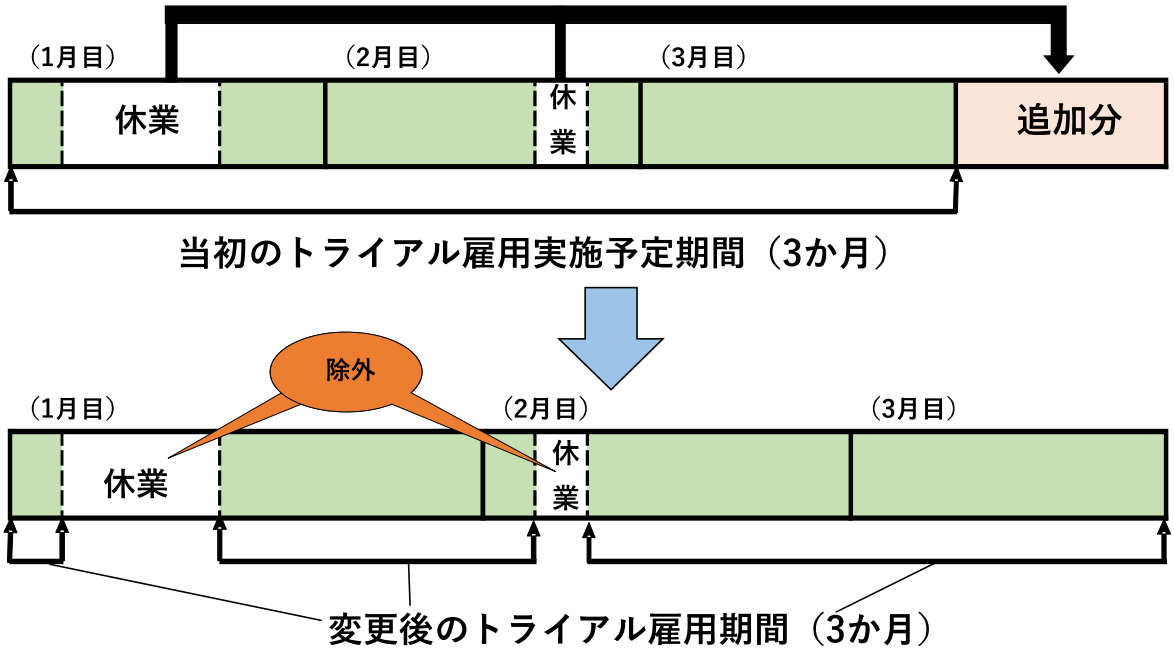

＜注意ください！＞

変更前後でトライアル雇用期間中の**合計勤務日数**が同じになるようにすること。

▶ 変更する場合は、「トライアル雇用実施計画書変更届（新型コロナ特例）」を提出する必要があります。

▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

021228企03

別添㉛

中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加**した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和４年度末まで】

類型	生産性向上設備（Ａ類型）	収益力強化設備（Ｂ類型）	デジタル化設備（Ｃ類型）
要件	生産性が旧モデル比平均１％以上向上する設備	投資収益率が年平均５％以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）
要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

中小企業投資促進税制の延長

別添㉜

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加**した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和４年度末まで】

※赤字は今回の追加業種等

対象者	・中小企業者等（資本金額１億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数１，０００人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【１台１６０万円以上】
	・測定工具及び検査工具【１台１２０万以上、１台３０万円以上かつ複数合計１２０万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計７０万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量３．５トン以上）
	・内航船舶（取得価格の７５%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金３，０００万円以下の中小企業　　３０%特別償却　又は　７%税額控除
	資本金３，０００万円超の中小企業　　３０%特別償却

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

少額減価償却資産の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※1）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
④税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年 15 億円を超える法人（※3）
※2　資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人
※3　平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和2年3月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

別添㉞

固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

（※１） **納税猶予**の要件
→ 2020年２月～納付期限までの任意の１ヶ月以上の収入が前年同期比概ね**20%以上減少**

（※２） **軽減・免除**の要件
→2020年２～10月までの任意の連続する３ヶ月の事業収入が対前年減少率
・**50%以上減少** ： **ゼロ**
・**30%以上50%未満** ： **1/2**

対象資産＼支払い時期	2020年（2020年１月１日時点で保有するものが課税対象）	2021年（2021年１月１日時点で保有するものが課税対象）	2022年（2022年１月１日時点で保有するものが課税対象）
土地【固定資産税・都市計画税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分の支払い** **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**
事業用家屋【固定資産税・都市計画税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分ゼロ又は１／２**（※２） **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**
償却資産（機械・設備等）【固定資産税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分ゼロ又は１／２**（※２） **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**

新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ
・対象資産：2020年４月30日～2023年３月31日までに取得したもの。
・**先端設備等導入計画**の提出が必要です。

新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ
・対象資産：2017年～2023年３月31日までに取得したもの
（2020年４月30日以降に取得した**構築物も対象**）
・**先端設備等導入計画**の提出が必要です。

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター ：03-6281-9821

固定資産税等の軽減

1．固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とします。

※2020年の固定資産税・都市計画税は、１年間納税猶予される場合があります。詳細はP66をご覧ください。
※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要があります。
※市町村への申告期限は、原則２月１日迄です。締め切り後の提出についても、やむを得ない理由があると市町村が認める場合には、期限後の申告も認められる可能性がありますので、申告先の市町村までご確認ください。

申請者 → 申告 → **市町村**

↑ 事前確認 ↓

認定革新等支援機関等※

※認定革新等支援機関等とは
①認定経営革新等支援機関
②商工会・商工会議所・中央会
③税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人、中小企業診断士、青色申告会連合会、青色申告会

＜減免対象＞　※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
（通常、取得額または評価額の1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年２月～10月までの任意の連続する３ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
５０%以上減少	全額
３０%以上５０%未満	２分の１

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2．固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年３月末までとなっている適用期限を２年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

対象地域	**全国1,646自治体**（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの
	事業用家屋と構築物を対象追加 • 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの • 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後３年間、ゼロ～1／2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター ：03-6281-9821

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣
（導入促進指針の策定）

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ↑ ↓ 認定 ⇒

【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援（地方税法に基づき課税標準を３年間ゼロ～１／２間で市町村の定める割合に軽減）
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）
- 認定事業者に対する一部の補助金における優先採択（審査時の加点）

先端設備等導入計画

申請事業者
（中小企業者（詳細右図））

→ 事前確認（必須）

認定経営革新等支援機関
例 ・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家　　等

○認定を受けられる「中小企業者」の規模（中小企業等経営強化法第2条第１項）

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項の定義		
		資本金の額又は出資の総額	又は	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下		300人以下
卸売業		1億円以下		100人以下
小売業		5千万円以下		50人以下
サービス業		5千万円以下		100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下		900人以下
	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
	旅館業	5千万円以下		200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	３年間、４年間又は５年間
労働 生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均３％以上向上すること　*直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ （労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア、事業用家屋、構築物
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー

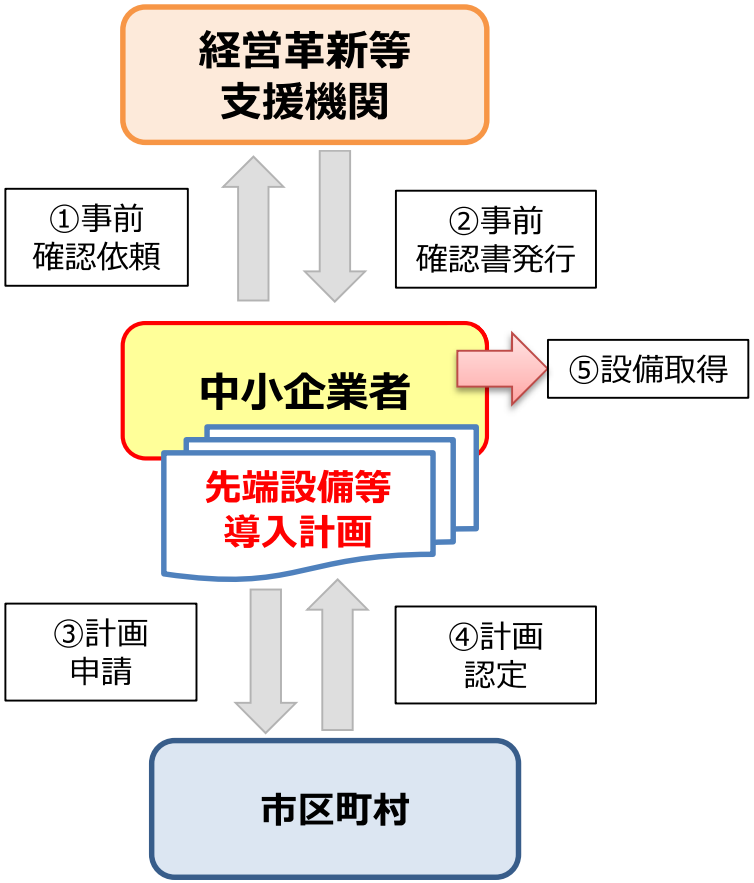

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者 （※１）	資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 （※１）	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※２）（60万円以上/14年以内） ◆構築物（120万円以上/14年以内） ◆事業用家屋（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、３年間　ゼロ～１／２（※３）に軽減

※１ 市町村によって異なる場合あり　※２ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く　※３ 市町村の条例で定める割合

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置（固定資産税・都市計画税）

土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置。

施策の背景

・新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、GDPは2020年4-6月期に大きく落ち込んだ後、未だコロナ前の水準に回復しておらず、企業の経営環境の改善や民間投資の喚起等が急務。

・令和3年度は、3年に一度の評価替えの年であり、近年、地価が全国的に上昇傾向にあった中で、多くの地点で固定資産税負担が増加する見込み。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況、事業者の経営環境及び家計の所得環境が悪化する中、固定資産税の負担増が収束後の経済の力強い回復の支障となるおそれがある。

商業地の地価動向

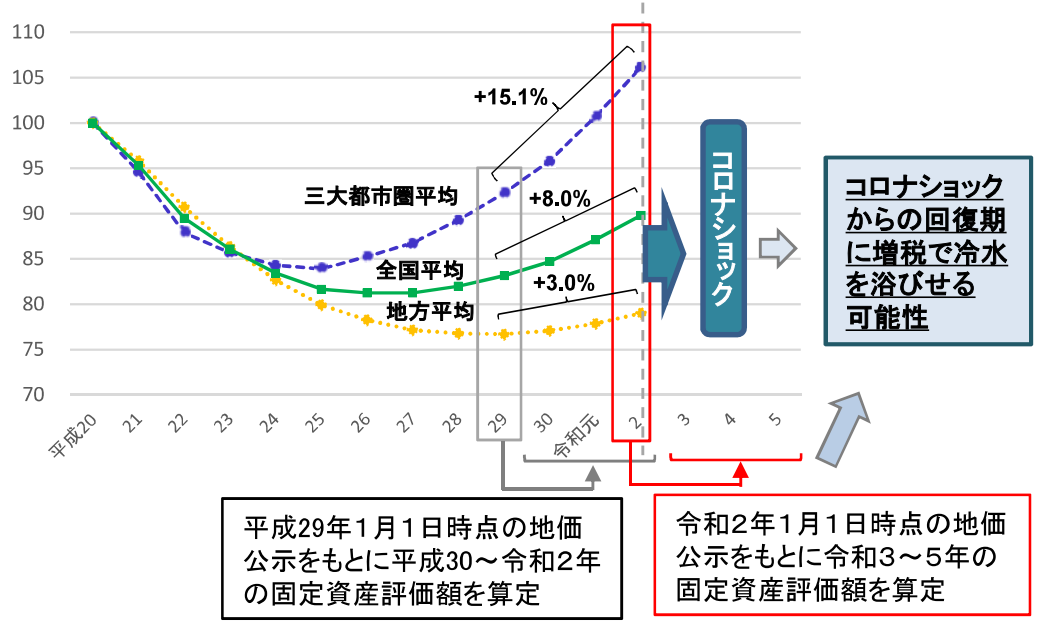

※令和3年度評価替えは、令和2年1月1日時点の地価公示に基づき実施され、これを基に3年間課税される。

資料：国土交通省「地価公示」をもとに平成20年=100とした指数値を推計。

要望の結果

- 現行の**負担調整措置等を3年間**（令和3年4月1日～令和6年3月31日）**延長**する。
- **令和3年度**は、評価替えを行った結果、**課税額が上昇する全ての土地**について、**令和2年度税額に据置。**

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

＜①申告（及び納税）にお困りの方＞ （詳細は69ページ）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	**申告が必要な以下の税** ・申告所得税(及び復興特別所得税)　・法人税 ・消費税　・贈与税 ・相続税　の申告（※） → 申告期限以降も、**柔軟に受付** ✓ **基本的には、延滞税・利子税は発生しません** ✓ 申告書の作成又は来署することが**可能になった時点での税務署への申し出**で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

＜②お支払いが困難な方＞

✓ **納税期限**（延長された期限を含む。）**までにお支払いが困難な方**

納税の猶予	事業収入が20%以上減少	**原則全ての税（詳細は70ページ）** 令和２年２月から納期限までの一定の期間（１か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → **無担保＋延滞税なしで、１年間納税猶予**
	個別の事情がある場合	**国税（詳細は71ページ）** ・**原則、１年間猶予**（状況に応じて更に１年間猶予される場合あり） ・**猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除** ・**財産の差押えや換価（売却）が猶予** ※税務署において所定の審査を行います。 ※**地方税においても、国税と同様の措置**を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP70） ＜個別の事情＞ ①災害により財産に相当な損失が生じた場合　②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合　④事業に著しい損失を受けた場合

○イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）

1．税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和２年４月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和２年３月16日	・４月16日まで期限を延長 ・４月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付 ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和２年３月31日	
贈与税	令和２年３月16日	

- ４月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配意した形で行うことといたします。
- 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- 令和元年分の還付申告については、５年間（令和６年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・ 納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、国税庁 で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf

２．事業収入が減少する場合の納税猶予（国税･地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和２年２月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和２年２月から納期限までの一定の期間（１ヶ月以上）において、**事業収入が前年同期比概ね20%以上減少**した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

◆ 原則、**１年間納税猶予が認められます**。

◆ **担保の提供は不要**です。

◆ **猶予期間中の延滞税が免除**されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から**「納税の猶予許可通知書」が送付**されます。
※この**「納税の猶予許可通知書」**のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その１）を取得すると、**「新型コロナ臨時特例法第３条による納税の猶予が適用」された旨が記載**されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限
・法人税　事業年度終了から２ヶ月以内（３月末決算であれば５月末）
・消費税　事業年度終了から２ヶ月以内（同上）
※個人事業者は３月末（令和２年は４月16日）
・申告所得税　３月15日（※令和２年は４月16日以降も柔軟に申告を受付）
・固定資産税　基本的に、４～６月で自治体が定める日（第１期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

３．個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**１年間猶予が認められます**。
  （状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

４．個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

１．徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

２．申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】
徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、
お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

1．欠損金の繰戻し還付制度

資本金１億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金１億円以下）	➡資本金１億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

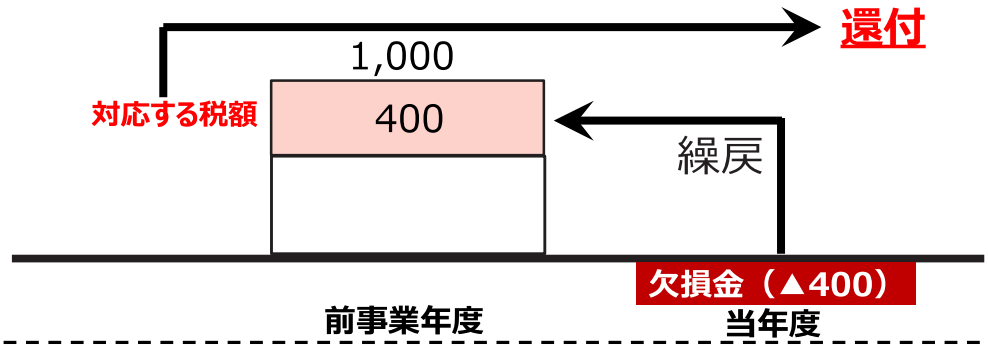

2．災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前１年（青色申告書を提出する法人である場合には、前２年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ

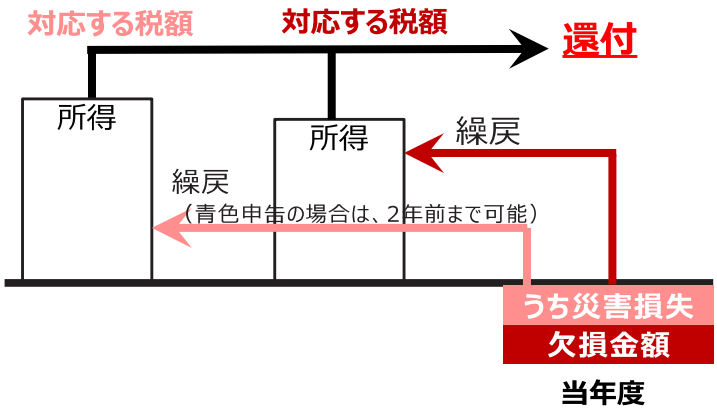

例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

別添㊲

令和３年２月２日
国　　税　　庁

報　道　発　表　資　料

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和３年４月 15 日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和２年分所得税の確定申告期間（令和３年２月 16 日～３月 15 日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和３年４月 15 日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○ 申告期限・納付期限

税　目	当　初	延　長　後
申　告　所　得　税	令和３年３月 15 日(月)	令和３年４月 15 日(木)
個人事業者の消費税	令和３年３月 31 日(水)	
贈　　与　　税	令和３年３月 15 日(月)	

○ 振替日

税　目	当　初	延　長　後
申　告　所　得　税	令和３年４月 19 日(月)	令和３年５月 31 日(月)
個人事業者の消費税	令和３年４月 23 日(金)	令和３年５月 24 日(月)

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和３年３月 16 日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

（参考）確定申告会場への来場を検討されている方へ

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

国税庁長官
可部　哲生

（２－５）中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（法人税･法人住民税）

別添㊳

- **中小企業者等の法人税率**は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を**2年間延長**する。

改正概要

【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置法：適用期限　令和4年度末まで】

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.2%	－
中小法人 （資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額	23.2%	－
	年800万円以下の所得金額	19%	**15%**

別添㊴

経営相談窓口の開設

令和２年１月29日より、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。２月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。
まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談
経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談
土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。
※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。
よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html

③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

○経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）
受付時間：9:00～17:00　※土日・祝日含む
右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。

④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

事業HPについては下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
（当事業の詳細についてはP61にも掲載しております。）
事業HP https://digitalization-support.jp/
なお本事業では、使いやすいITツールや活用事例をまとめたサイト「ここからアプリ」も支援ツールとして活用していきます。

【別添３】

事　務　連　絡
令和３年２月８日

大臣官房官庁営繕部　各　課　長　殿
各地方整備局　総務部長　殿
企画部長　殿
営繕部長　殿
港湾空港部長　殿
北海道開発局　事業振興部長　殿
営繕部長　殿
各地方航空局　総務部長　殿
空港部長　殿
保安部長　殿
国土技術政策総合研究所　総務部長　殿
管理調整部長　殿
国土地理院　総務部長　殿
企画部長　殿

国土交通省
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和３年２月８日に緊急事態宣言が一部の地域において解除された。緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年１月７日付け国会公契第 29 号、国官技第 251 号、国官総第 151 号、国営管第 412 号、国営計第 118 号、国港総第 514 号、国港技第 65 号、国空予管第 580 号、国空空技第 282 号、国空交企第 206 号、国北予第 46 号。以下「１月７日通達」という。）において取扱いを周知したところであるが、緊急事態宣言が解除された地域は、令和３年２月２日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージ

Ⅱ相当以下に下がるまで続けることとされているため、当該地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。